

令和7年 第1回

大 仙 市 議 会 定 例 会 会 議 録

令和7年2月20日 開会

令和7年3月14日 閉会

大 仙 市 議 会

令和7年第1回大仙市議会定例会会議録目次

○第1日目（2月20日）

議事日程第1号	1
出席議員	4
欠席議員	5
遅刻議員	5
早退議員	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	5
開 会	5
市長招集あいさつ	5
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定（23日間）	6
諸般の報告	6
施政方針演説	7
議案説明・質疑・討論・表決	16
議案第 1号から議案第 3号まで	16
議案説明・質疑・委員会付託	17
報告第 1号から議案第 6号まで	17
議案第 7号	21
休 憩	22
再 開	22
委員長報告・質疑・討論・表決	22
各 常 任 委 員 長（報告第 1号）	22
産業建設常任委員長（議案第 4号）	24
各 常 任 委 員 長（議案第 5号）	25
産業建設常任委員長（議案第 6号）	27
教育厚生常任委員長（議案第 7号）	26
議案説明	28
議案第 8号から議案第33号まで	28
議案第34号及び議案第35号	35
議案第36号から議案第50号まで	36
議案第51号	43

議案第52号から議案第54号まで	45
休会の件	47
散会	47

○第2日目（3月3日）

議事日程第2号	49
出席議員	49
欠席議員	49
遅刻議員	49
早退議員	49
説明のため出席した者	49
事務局職員出席者	50
開議	50
一般質問	50
○佐藤隆盛議員	50
○佐藤芳雄議員	63
休憩	69
再開	69
○秩父博樹議員	69
休憩	77
再開	77
○橋本琢史議員	77
○戸嶋貴美子議員	86
散会	92

○第3日目（3月4日）

議事日程第3号	93
出席議員	93
欠席議員	93
遅刻議員	93
早退議員	93
説明のため出席した者	93
事務局職員出席者	94
開議	94
一般質問	94

○金谷道男議員	94
○挽野利恵議員	103
休憩	111
再開	111
○佐藤文子議員	111
休憩	122
再開	122
○本間輝男議員	122
散会	134

○第4日目（3月5日）

議事日程第4号	135
出席議員	138
欠席議員	139
遅刻議員	139
早退議員	139
説明のため出席した者	139
事務局職員出席者	139
開議	139
質疑・委員会付託	139
議案第8号から議案第35号まで	139
議案第36号から議案第54号まで	141
議案説明・質疑・委員会付託	150
議案第55号及び議案第56号	150
委員会付託	152
陳情第56号及び陳情第57号	152
休会の件	152
散会	152

○第5日目（3月14日）

議事日程第5号	153
出席議員	157
欠席議員	157
遅刻議員	157
早退議員	157

説明のため出席した者	1 5 7
事務局職員出席者	1 5 8
開 議	1 5 8
諸般の報告	1 5 8
委員長報告・質疑・討論・表決	1 5 8
総務企画常任委員長（議案第 8 号）	1 5 9
" （議案第 9 号）	1 5 9
" （議案第 1 0 号）	1 5 9
" （議案第 1 1 号）	1 5 9
" （議案第 1 2 号）	1 5 9
" （議案第 1 3 号）	1 5 9
" （議案第 1 4 号）	1 5 9
" （議案第 1 5 号）	1 5 9
" （議案第 2 3 号）	1 6 0
" （議案第 2 4 号）	1 6 0
" （議案第 5 5 号）	1 6 0
教育厚生常任委員長（議案第 1 6 号）	1 6 5
" （議案第 1 7 号）	1 6 5
" （議案第 2 1 号）	1 6 5
" （議案第 2 2 号）	1 6 5
産業建設常任委員長（議案第 1 8 号）	1 6 6
" （議案第 1 9 号）	1 6 6
" （議案第 2 0 号）	1 6 7
" （議案第 2 5 号）	1 6 7
" （議案第 2 6 号）	1 6 7
" （議案第 2 7 号）	1 6 7
各 常 任 委 員 長（議案第 2 8 号）	1 6 8
総務企画常任委員長（議案第 3 3 号）	1 6 8
教育厚生常任委員長（議案第 2 9 号）	1 6 9
" （議案第 3 0 号）	1 6 9
" （議案第 3 1 号）	1 6 9
" （議案第 3 2 号）	1 6 9
産業建設常任委員長（議案第 3 4 号）	1 7 0
" （議案第 3 5 号）	1 7 0
" （議案第 5 6 号）	1 7 0

各 常 任 委 員 長 (議案第 3 6 号)	1 7 1
総務企画常任委員長 (議案第 4 5 号)	1 7 3
" (議案第 4 6 号)	1 7 3
" (議案第 4 7 号)	1 7 3
" (議案第 4 8 号)	1 7 3
" (議案第 4 9 号)	1 7 3
" (議案第 5 0 号)	1 7 3
教育厚生常任委員長 (議案第 3 7 号)	1 7 6
" (議案第 3 8 号)	1 7 6
" (議案第 3 9 号)	1 7 6
" (議案第 4 0 号)	1 7 6
" (議案第 4 3 号)	1 7 6
" (議案第 5 1 号)	1 7 6
休 憩	1 7 7
再 開	1 7 7
産業建設常任委員長 (議案第 4 1 号)	1 7 9
" (議案第 4 2 号)	1 8 0
" (議案第 4 4 号)	1 8 0
" (議案第 5 2 号)	1 8 0
" (議案第 5 3 号)	1 8 0
" (議案第 5 4 号)	1 8 1
委員長報告・質疑・討論・表決	1 8 4
産業建設常任委員長 (陳情第 5 2 号)	1 8 4
" (陳情第 5 7 号)	1 8 5
質疑・討論・表決	1 8 6
議案第 5 7 号	1 8 6
各委員会から閉会中の継続審査及び調査の申し出について	1 8 6
閉 会	1 8 7
○署 名	1 8 8
○参考資料	
日程表	1 8 9
一般質問通告者	1 9 3
議案質疑通告者	1 9 4

預算質疑通告者.....	1 9 4
議案等一覽.....	1 9 5
議 案.....	1 9 5
報 告.....	2 0 0
陳 情.....	2 0 0

令和7年第1回大仙市議会定例会会議録第1号

令和7年2月20日（木曜日）

議事日程第1号

令和7年2月20日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定（23日間）
- 第 3 議長報告
- ・専決処分報告（法第180条関係）
 - ・例月現金出納検査結果
 - ・議会動静報告書
- 第 4 施政方針演説
- 第 5 議案第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 報告第 1号 専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算
(第12号)）
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第 4号 令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更につ
いて
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第 5号 令和6年度大仙市一般会計補正予算（第13号）
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第 6号 令和6年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 2 議案第 7 号 令和 6 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 3 議案第 8 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 1 4 議案第 9 号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 1 5 議案第 1 0 号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 1 6 議案第 1 1 号 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 1 7 議案第 1 2 号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 1 8 議案第 1 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（説明）
- 第 1 9 議案第 1 4 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（説明）
- 第 2 0 議案第 1 5 号 大仙市南外コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 2 1 議案第 1 6 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 2 2 議案第 1 7 号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（説明）
- 第 2 3 議案第 1 8 号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について（説明）

- 第 2 4 議案第 1 9 号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (説 明)
- 第 2 5 議案第 2 0 号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 2 6 議案第 2 1 号 大仙市荒川福祉会館条例を廃止する条例の制定について (説 明)
- 第 2 7 議案第 2 2 号 大仙市花の里づくり基金条例を廃止する条例の制定について (説 明)
- 第 2 8 議案第 2 3 号 大仙市と横手市との境界変更について (説 明)
- 第 2 9 議案第 2 4 号 字の区域の変更について (説 明)
- 第 3 0 議案第 2 5 号 市道の路線の認定及び廃止について (説 明)
- 第 3 1 議案第 2 6 号 令和 7 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて (説 明)
- 第 3 2 議案第 2 7 号 令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (説 明)
- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 4 号) (説 明)
- 第 3 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (説 明)
- 第 3 5 議案第 3 0 号 令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号) (説 明)
- 第 3 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 8 議案第 3 3 号 令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
- 第 3 9 議案第 3 4 号 令和 6 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号) (説 明)

第 4 0	議案第 3 5 号	令和 6 年度大仙市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	(説 明)
第 4 1	議案第 3 6 号	令和 7 年度大仙市一般会計予算	(説 明)
第 4 2	議案第 3 7 号	令和 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算	(説 明)
第 4 3	議案第 3 8 号	令和 7 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算	(説 明)
第 4 4	議案第 3 9 号	令和 7 年度大仙市学校給食事業特別会計予算	(説 明)
第 4 5	議案第 4 0 号	令和 7 年度大仙市奨学資金特別会計予算	(説 明)
第 4 6	議案第 4 1 号	令和 7 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算	(説 明)
第 4 7	議案第 4 2 号	令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計予算	(説 明)
第 4 8	議案第 4 3 号	令和 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算	(説 明)
第 4 9	議案第 4 4 号	令和 7 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算	(説 明)
第 5 0	議案第 4 5 号	令和 7 年度大仙市内小友財産区特別会計予算	(説 明)
第 5 1	議案第 4 6 号	令和 7 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算	(説 明)
第 5 2	議案第 4 7 号	令和 7 年度大仙市荒川財産区特別会計予算	(説 明)
第 5 3	議案第 4 8 号	令和 7 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算	(説 明)
第 5 4	議案第 4 9 号	令和 7 年度大仙市船岡財産区特別会計予算	(説 明)
第 5 5	議案第 5 0 号	令和 7 年度大仙市淀川財産区特別会計予算	(説 明)
第 5 6	議案第 5 1 号	令和 7 年度市立大曲病院事業会計予算	(説 明)
第 5 7	議案第 5 2 号	令和 7 年度大仙市上水道事業会計予算	(説 明)
第 5 8	議案第 5 3 号	令和 7 年度大仙市簡易水道事業会計予算	(説 明)
第 5 9	議案第 5 4 号	令和 7 年度大仙市下水道事業会計予算	(説 明)

出席議員 (2 4 人)

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴 美 子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
1 0 番 佐 藤 芳 雄	1 1 番 橋 本 琢 史	1 2 番 小 笠 原 昌 作
1 3 番 小 松 栄 治	1 4 番 本 間 輝 男	1 5 番 佐 藤 育 男
1 6 番 山 谷 喜 元	1 7 番 石 塚 柏	1 8 番 高 橋 敏 英
1 9 番 橋 村 誠	2 0 番 渡 邊 秀 俊	2 1 番 金 谷 道 男

22番 後藤 健 23番 鎌田 正 24番 古谷 武美

欠席議員（0人）

遅刻議員（1人） 2番 戸嶋 貴美子

早退議員（1人） 15番 佐藤 育男

説明のため出席した者

市 長	老松 博行	副 市 長	佐藤 芳彦
副 市 長	今野 功成	教 育 長	伊藤 雅己
上下水道事業管理者	舩谷 祐幸	総 務 部 長	福原 勝人
企 画 部 長	伊藤 公晃	市 民 部 長	伊藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆幸	こども未来部長	田口 美和子
農 林 部 長	斎藤 秋彦	経 済 産 業 部 長	富樫 真司
観光文化スポーツ部長	加賀 貢規	建 設 部 長	佐々木 英樹
病 院 事 務 長	藤原 孝之	教育委員会事務局長	藤原 秀一
総務部次長兼総務課長	小林 孝至		

議会事務局職員出席者

局 長	大沼 利樹	参 事	佐藤 和人
主 幹	佐藤 真理子	主 幹	佐々木 孝子
主 査	藤澤 正信		

午前10時00分 開 会

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより令和7年第1回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） おはようございます。

本日、令和7年第1回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におか

れましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、人事案3件、条例案15件、単行案6件、補正予算案11件及び令和7年度当初予算案19件の合計55件であります。

このうち、住民税非課税世帯を対象とした給付金などに係る補正予算の専決処分報告1件、人権擁護委員の人事案3件、単行案1件及び国の令和6年度第1号補正予算の採択事業のほか、本市独自の物価高騰対策事業などに係る補正予算案3件につきましては、本日、採決をお願いするものであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

【老松市長 降壇】

午前10時01分 開 議

○議長（古谷武美） これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡があったのは、2番戸嶋貴美子議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において20番渡邊秀俊議員、21番金谷道男議員、22番後藤健議員を指名いたします。

○議長（古谷武美） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今次定例会の会期は、本日から3月14日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長（古谷武美） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告が市長から、例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおり報告いたします。

あわせて、12月定例会初日から昨日までの議会動静報告書をお手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（古谷武美） 日程第4、市長から施政方針演説のため、発言の申し出がありましたので、これを許します。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 令和7年第1回大仙市議会定例会に当たり、令和7年度の市政運営の基本方針と施策の概要について申し述べます。

平成17年3月22日に1市6町1村が合併し、大仙市が誕生してから、いよいよ20年目の春を迎えようとしております。

本市は、誕生以来、普遍的な将来都市像として「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」を掲げ、「市民との協働によるまちづくり」の旗印の下、地域の特色や強みを生かしながら、市民の皆様と行政が連携・協力して喫緊の課題に取り組み、大仙市の基礎づくり、そして基礎固めを進めてまいりました。

こうした中で、それぞれの地域が有する歴史や文化の相互理解が進み、大仙市としての一体感や融和が深まってきており、さらには、地域の課題解決や活性化に向けた主体的な活動が活発化するなど、将来都市像に一步一步、着実に近づいているものと感じております。

一方で、人口減少の進行はもとより、経済のグローバル化や一極集中を背景とした様々な弊害の顕在化に加え、働き方やライフコースの多様化、デジタル技術の進展など、社会経済構造の大きな変化とともに、本市を取り巻く環境も目まぐるしく変化しております。

今年の干支である「乙巳」は、困難に紆余曲折しながらも、しなやかに新しい考えや変化を受け入れ、成長に向けた新たな挑戦や変革の年と言われております。

19世紀に活躍したドイツの哲学者ニーチェは、著書「曙光」の一節で「脱皮できないヘビは滅びる」と記しております。これは、過去の成功体験や認識に固執し、あるいは古い枠組みにとらわれ、変革を恐れて意識を変えることができなければ未来や発展はないとの戒めであり、奥の細道を記した松尾芭蕉も「不易流行」という言葉を通じて、

変化を知らなければ新たな進展はないと説いております。

私たち自身も、こうした変化を柔軟に受け入れ、考え方や価値観をアップデートしながら、人口減少に適応した持続可能なまちに作り替えるチャンスと捉え、新たな成長につなげてまいりたいと考えております。

令和7年度は、市政の基本方針となる「第2次大仙市総合計画」や「大仙市デジタル田園都市国家構想総合戦略」が計画の最終年度を迎えることから、人口減少をはじめとする山積する課題の解決に向けた道筋をつけるとともに、変化が著しい時代に対応した、新たなまちづくりの羅針盤となる実効性の高い計画として策定を進めてまいります。

次に、令和7年度における重点施策について、「大仙市デジタル田園都市国家構想総合戦略」の体系に基づいて申し上げます。

はじめに、新時代に向けた農業振興策の強化についてであります。

農業を取り巻く環境や世界的な食糧情勢の変化等を背景に、「食料・農業・農村基本法」が昨年6月に改正されております。同法の改正は、1999年の策定から四半世紀を経て初めてとなるものであり、新たな基本理念として、安定的な輸入と備蓄や輸出の促進、食料の合理的な価格形成から成る「食料安全保障の確保」が位置付けられるなど、我が国の農業政策は大きな転換期を迎えております。加えて、日本食ブームや歴史的な円安を背景に、農林水産物や食品の輸出は12年連続で過去最高額を更新しているほか、世界的に増加基調にある人口や需給の引き締めによる米価の上昇など、農業の成長産業化が期待されるところであります。

現在、国において「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた議論が進められているところであり、その動向を注視しつつ、こうした変化も追い風に「第5次大仙市農業振興計画」の策定を進めてまいります。

また、新たに「新規就農者研修施設の活性化プラン」を策定し、地域の核となる担い手の確保・育成に向けた取り組みを強化するとともに、ほ場整備による農業生産基盤の整備と農地集積の加速化を図りながら、国内有数の米どころであり、県内随一の大豆生産地である強みを生かし、持続可能な強いだいせん農業の確立に向けた取り組みを進めてまいります。

畜産振興につきましては、国や県の事業も活用しながら、畜産経営体の経営基盤強化や、地元産秋田牛の消費拡大に向けたPRや情報発信を支援するほか、県やJA、畜産関係団体、地域の若手畜産農家などと連携を図りながら、引き続き、2年後の第13回

全国和牛能力共進会特別区への出品を目指す大曲農業高等学校の挑戦を後押ししてまいります。

林業振興につきましては、「秋田県水と緑の森づくり税」や「森林環境譲与税」を活用し、森林資源の循環利用や緩衝帯の整備を促進するとともに、林業人材の確保・育成に向けた支援や体験機会の提供を行うほか、市有林材の活用と再生林を推進してまいります。

水産振興につきましては、令和10年8月の供用開始に向け、「市営水産ふ化場改築事業」の基本設計や各種調査業務を進めるとともに、歴史ある鮭文化の確実な継承を図るため、人材育成と食や体験、学びを通じたふるさと教育を推進してまいります。

次に、地元企業の振興と企業誘致の強化についてであります。

本市発展の要である産業のさらなる振興に向け、事業拡大や新たな事業分野への進出などにチャレンジする地元企業、地域の課題や活性化を起点としたスタートアップを幅広く応援してまいります。また、人材希少社会に突入した今、DXによる効率化や生産性の向上に向けた取り組みに加え、女性活躍の推進や男性の育児休暇取得をはじめとした子育てのサポート、若者の雇用や育成のほか、SDGsやGXなど、企業価値の向上や競争力の強化に向けた事業者の皆様のご取組を後押ししてまいります。

企業誘致の強化につきましては、大曲企業団地の第2期造成工事が完了し、第1期の区画と合わせて6区画、約6万平方メートルが売り渡し可能となっており、企業の動向や立地需要を的確に把握しながら、首都圏等の企業に向けて、本市の充実した支援制度や雇用、アクセスの優位性などを広くPRし、早期の分譲に努めてまいります。

また、令和6年度から実施しております「サテライトオフィス誘致事業」につきましては、若者の就職ニーズが高い情報関連産業を中心に、地方への立地に関心のある企業を対象とした視察ツアーを行うこととしており、本市の立地環境を実際に見聞いただくことで、誘致に結び付けてまいります。

先月22日には、かねてより立地に向けた協議を進めてきた、東京都に本社があり、Web制作等を手がける「株式会社レイハウオリ」と立地協定を締結したところであります。今後、市内にサテライトオフィスを開設する予定となっており、若者にとって魅力ある多様な企業の進出を促進する先駆けになっていただけるものと期待しております。

次に、移住・定住の促進と若者がチャレンジできる環境づくりについてであります。

移住・定住の促進につきましては、「第3期移住・定住促進アクションプラン」に基

づき、住宅取得や就業のほか、本市の気候や生活環境を踏まえた支援を行うとともに、若年女性をターゲットにした体験ツアーや企画型、オーダーメイド型の移住体験の提供、移住相談会を通じた情報発信の強化、サポート体制の充実を図り、移住・定住を積極的に促進してまいります。また、現行のプランが令和7年度に終期を迎えることから、これまでの取組の検証を通じて課題を洗い出すとともに、社会経済情勢や人口移動の動向、メインターゲットである若者や女性、子育て世代の意識やニーズの変化を的確に捉えながら、次期プランの策定を進めてまいります。

若者がチャレンジできる環境づくりにつきましては、その拠点となる「だいせんLabo」のさらなるPRに努めるとともに、若者チャレンジ応援補助金の充実を図りながら、開設から3年の間に培ってきたネットワークやノウハウを生かし、多様なニーズに合わせた相談、サポートを提供してまいります。また、若者の声を伺う機会や意見交換の場を創出するなど、高校生や大学生、女性にフォーカスした取り組みを積極的に展開し、広く発信することで、挑戦する若者の創出・育成に向けた「人づくり」と、その挑戦を応援する「土壌づくり」を進め、チャレンジが連鎖する好循環につなげてまいります。

男女共同参画と女性活躍の推進につきましては、現在、策定を進めている「第4次大仙市男女共同参画プラン」の下、地域社会や職場などの身近に存在するアンコンシャス・バイアス、いわゆる無意識のうちに形成された思い込みや偏見の解消に向けた取り組みを一層推進するとともに、あらゆる場面で女性が参画し、意欲に応じて活躍できる環境づくりを進め、若者や女性に選ばれる、誰もが住みやすい社会の形成につなげてまいります。

次に、結婚・出産の希望をかなえ、子育てしやすい環境づくりについてであります。

出会い・結婚支援につきましては、多様化する価値観やデジタル化の急速な進展に伴い、大きく変化する出会いの場に対するニーズや結婚に対する意識の変化にあわせ、「株式会社エウレカ」との連携の下、出会いの機会の創出や結婚に向けた機運の醸成を図りながら、結婚を希望される皆様を積極的に応援してまいります。

出産・子育て支援につきましては、最も重要な「未来への投資」と位置付け、重点的に取り組んできたところであり、引き続き「大仙市こども計画」の下、子どもや子育て世帯の目線を各種施策に取り入れながら、地域全体で子どもを育み、子どもの成長に喜びを感じながら安心して子育てができる「こどもに寄り添い、子育てに優しいまちづく

り」を進めてまいります。

保育料の完全無償化に加え、保育施設の集約・強化による保育環境の充実や放課後児童クラブの増設を図るなど、子育て世帯のニーズが高い「仕事と子育ての両立」をさらに後押ししてまいります。また、産後ケア事業に対する利用ニーズの増大に合わせ、受け入れ体制の強化を図るとともに、新たに1カ月児健診を助成対象に加え、出産後から切れ目のない健康診査体制を整備するほか、「子育てに優しいまち」を象徴する拠点として、何度でも足を運んでいただけるよう、子育て世帯のニーズを伺いながら屋内遊び場施設の整備を進めてまいります。

次に、ともに支え合い、誰もが活躍できる地域づくりについてであります。

市民の皆様一人一人が健康で、地域の支え合いの下、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる社会づくりに向け、その柱となる「健幸まちづくりプロジェクト」につきましては、現在、約2万9千人の皆様に参加をいただいているほか、450社を超える事業所の皆様にご登録いただいております。今後も健幸の輪が大きく広がるよう、ポイントプログラムや健康イベントの充実を図るとともに、タニタグループとの連携の下、企業の皆様の健康経営を後押ししてまいります。

また、帯状疱疹^{ほうしん}をはじめとした予防接種費用に対する助成の充実を図るとともに、県事業と歩調を合わせ、広域的な胃がん検診体制の整備を進めるほか、ライフステージに応じた食育の推進や生活習慣病の予防に向けた食生活の改善などにより、主体的な健康づくりを促進してまいります。

安全・安心に暮らせる社会の構築につきましては、「『つながる・ささえる』ネットワーク整備事業」の推進や、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るとともに、「第2次大仙市いのち支える自殺対策計画」の下、関係機関と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない大仙市」の実現に向けた取り組みを進め、誰もが居場所を持ち、自分らしく暮らすことができ、個性や能力を生かして活躍できる社会の形成につなげてまいります。

地域公共交通につきましては、「第4期交通計画」が計画の最終年度を迎えることから、現行交通システムの検証を行うとともに、利用者数の推移や地域の移動ニーズを的確に把握し、デジタル技術の活用や地域主体の新たな移動手段の導入も視野に、利便性が高く、持続可能な公共交通網の構築に向け、次期計画の策定作業を進めてまいります。

インフラの適正管理につきましては、埼玉県八潮市で発生した下水道管の老朽化によ

る道路陥没事故を受け、独自に下水道管の緊急点検を実施し、異常がないことを確認しております。本市においても、全国の自治体と同様、下水道を含めたインフラの多くが更新時期を迎えつつあることから、デジタル技術も積極的に活用しながら適切な点検管理を行い、予防保全型管理を基本に各種インフラの長寿命化を図るとともに、人口動向や利用状況等を踏まえた集約・再編も念頭に計画的な更新を進め、市民生活に不可欠な都市基盤を維持してまいります。

住環境の整備につきましては、本市における住宅政策のマスタープランである「第2期大仙市住生活基本計画」が中間年度を迎えるほか、「第3期大仙市耐震改修促進計画」が終了することから、人口減少・少子高齢化の進行や脱炭素化、ライフスタイルの変化、激甚化・頻発化する自然災害など、本市の住宅を取り巻く現状や課題を踏まえ、誰もが安心して暮らせる豊かな住生活環境の実現に向けて見直し等の作業を進めてまいります。また、同様に「第2期大仙市公営住宅等長寿命化計画」の見直しも予定しており、適切な需要見込みの下、民間の住宅ストックの活用による集約・再編等も念頭に作業を進めてまいります。

次に、地方創生への挑戦についてであります。

地方創生の「第一の矢」として位置付ける「大仙市花火産業構想」につきましては、「花火産業推進プロジェクト」の下、関係団体と連携を図りながら、令和10年の「大曲の花火」100回記念大会を見据えた、グローバルな花火産業基盤の確立を目指し、各種取組を進めてまいります。伝統ある「大曲の花火」の大きな節目にふさわしい大会となるよう、昨年のもントリオール国際花火競技大会への出場経験を生かし、これまで以上に安全・安心で、デジタル化や国際化にも配慮した大会運営に努めながら、準備を進めてまいります。また、今年で3回目となる観覧席の市民先行販売につきましては、チケットの値上げ分を一部負担することとしており、「花火ふるさと教育事業」とあわせ、市を代表する地域資源として、その価値を共有する機会にしてまいります。

地方創生「第二の矢」である「農業と食に関する活性化基本構想」につきましては、昨年4月に市内全域で供用を開始したRTK基地局を活用し、クボタグループとの連携協定に基づく実証事業や、秋田県と秋田県立大学との連携による「秋田版スマート農業モデル創出事業」を進めるとともに、スマート農業機械の普及を図りながら、担い手の確保や農作業の省力化、低コスト化に向けたスマート農業を一層推進してまいります。

また、秋田大学と市内五つの酒蔵との連携の下、誕生から5年目を迎える統一ラベル

「宵の星々」が好評を得ていることを受け、海外展開を視野に入れたPRの強化に取り組むほか、構想が最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを総括するとともに、農業や食料を取り巻く環境の変化、多様化する食へのニーズ等を的確に捉えながら、次期構想の策定を進めてまいります。

地方創生「第三の矢」の中核を成す「大仙市文化財保存活用地域計画」につきましては、昨年12月20日付で文化庁の認定を受けたところであります。本計画の下、文化財所有者や市民の皆様、関係機関や団体と連携・協力しながら、文化財の総合的、かつ一体的な保存と活用に取り組み、後世への確実な継承を図るとともに、観光をはじめとする様々な分野との相乗効果を発揮しながら、地域の活性化につなげてまいります。

スポーツを起点とした地方創生につきましては、引き続き、全国・全県500歳野球大会や「だいせん田園ハーフマラソン」大会、スポーツ合宿など、地域のスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムを推進してまいります。

また、今夏の一大スポーツイベントとして、ふれあいスポーツランド・ソラーレを主会場に、関係する機関や団体の皆様との連携の下、日米のホームランキングである王貞治氏と故ハंक・アーロン氏が提唱し、31回目を数える「世界少年野球大会」を開催するほか、「天皇賜杯第80回全日本軟式野球大会」の秋田県開催に伴い、大曲球場と協和球場を会場として提供することとしており、国内外から多くの皆様が集まるこの機会を捉え、本市の魅力を大いに発信してまいります。

観光による地方創生につきましては、花火や文化財、行祭事、地酒や食などの地域資源を組み合わせた観光誘客を推進するほか、外国人観光客の一層の増加に向けたインバウンド観光にも取り組んでまいります。また、今春のリニューアルオープンを予定する「中里温泉」の改築整備や「道の駅かみおか」の再整備計画を着実に進めるなど、地方創生の基盤となる観光拠点の整備にも取り組んでまいります。

こうした重点施策を着実に進め、持続可能なまちづくりの土台となるSDGsやDX、GXなども積極的に展開してまいります。

SDGsにつきましては、現在、第2期となる「大仙市SDGs未来都市計画」の策定を進めているところであり、引き続き市民の皆様の理解と行動変容を促進しながら、「Well-beingにあふれ 未来に向けて持続発展する 田園交流都市だいせん」の実現、そして世界共通の目標であるSDGsの達成に向け、歩みを止めることなく各種取り組みを推進してまいります。

D Xにつきましては、「大仙市行政サービス改革大綱」及び「大仙市D X推進ビジョン」の下、マイナンバーカードを積極的に活用しながら、市民の皆様の利便性向上に向けたデジタル変革を推進するとともに、デジタル化によって生まれた時間を窓口サービスの充実につなげ、「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」を進めてまいります。また、地域の課題解決や活性化に向けたツールの一つとして、先行自治体の事例を参考に、W e b 3の活用についても検討してまいります。

G Xにつきましては、今や事業活動に欠かせない取り組みの一つであり、企業の成長の機会にもなっているほか、私たちの生活に直結する大きな課題として、一人一人の責任ある行動が求められていることから、「大仙市地球温暖化対策実行計画区域施策編」の下、オール大仙で取り組んでまいります。より多くの市民や企業の皆様に関心を持っていただき、主体的に行動していただけるよう啓発に努めながら、太陽光発電設備の設置やE V車の普及を促進するほか、公共施設におけるE V充電器の設置・運用や省エネ化などの取り組みを進めてまいります。

また、県内で初となる国の再商品化計画の認定を受け、この4月から家庭系廃棄物のプラスチック分別収集を本格実施するほか、食品ロスの削減に向けた新たな対策についても検討を進めているところであり、引き続き、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

次に、令和7年度当初予算（案）の概要について申し上げます。

当初予算につきましては、4月に市長選挙が控えていることから、骨格予算として経常経費や継続事業を中心に編成しておりますが、新規の施策であっても、市民サービスに直結する事業のほか、数年をかけて調整を図ってきた施設整備事業など、年度当初からの速やかな実施が求められるものについては、計上したところであります。

一般会計につきましては、前年度に比べ13億2,180万円、率にして2.8パーセントの減となる450億8,600万円を計上しており、総合計画に基づく六つの重点施策に優先的かつ積極的に配分したほか、特に「こども・子育て施策」については「未来への投資」と位置付け、重点化を図ったところであります。

その他の会計の予算総額につきましては、14の特別会計で103億8,604万8千円、4企業会計で96億3,668万8千円を計上しております。

予算編成におきましては、賃金引き上げや回復基調にある個人消費、好調な企業業績等を背景に、市税や地方交付税の増額を見込む一方で、あらゆる物価の高騰や人件費の

増加に伴い経常経費が著しく増加しており、歳出の伸びが歳入の増加を上回る状態となっております。加えて、重要施策の財源として活用してきた合併特例債の発行が終了することなどから、不足する一般財源を補うため、財政調整基金から7億円を取り崩すこととしておりますが、財政規律を保つため、令和6年度の財政運営において最大限の積み増しを図ってまいります。

今後の財政見通しにつきましては、33年ぶりとなる高水準の賃上げが実現したことに加え、政府では「物価上昇を上回る賃上げの定着」を最優先に経済運営に取り組むとしており、賃金引き上げのトレンドは続くものと見込まれますが、一方で、その原資の価格転嫁や円安による輸入物価の上昇などから、食料品を中心に多くの品目で値上げが見込まれており、家計や地域経済への影響の拡大が懸念されております。

さらには、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や物価高騰、人手不足に伴う各種経費の増加に加え、老朽化が進行する公共施設やインフラの長寿命化対策、小・中学校の再編、防災・減災対策などに多くの歳出が見込まれており、厳しい状況が続くものと考えております。加えて、激甚化・頻発化する災害などの有事や不測の事態に備え、一定の財政余力も確保する必要があります。

こうしたことを踏まえ、現下の物価高騰の影響に対しては、国の経済対策に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を有効に活用しながら、市民の皆様の生活や事業活動を下支えしつつ、厳しい経営環境を乗り越え、持続的な発展に向けて取り組む企業の皆様を重点的に支援してまいります。

また、人口減少社会を見越した中・長期的な視点の下、全ての事務事業の聖域なき見直しやデジタル変革を推進するとともに、利用状況やニーズなどの明確な根拠を基に市全体を見渡し、将来世代の受益と負担にも目配せしながら、必要性や優先度、費用対効果を検証した上で、より一層の事業の絞り込みと重点化、全体最適の観点に立った公共施設の配置見直しや統廃合などを進め、将来に憂いのない健全な行財政運営に取り組んでまいります。

結びに、令和7年は、大仙市誕生20周年の節目であるとともに、昭和100年に当たる年でもあります。

私たちの豊かな暮らしは、より良い明日を信じ、そして明るい未来を願いながら、激動の時代をたくましく生きた先人たちの英知と努力の上に成り立っていることに思いを致し、そして未来に思いを巡らせ、現在を生きる私たちが成すべきことは何かを考え、

行動に移す一年にしてまいりたいと考えております。

令和を生きる私たちは、急速な少子高齢化を伴う人口減少の進行や感染症の脅威、地球規模の気候変動や、それに伴う自然災害の激甚化・頻発化、不安定な世界情勢を背景とした経済的リスクや地政学リスクの顕在化など、これまでとは異なる多くの難しい課題に直面しております。加えて、令和4年版の男女共同参画白書が「もはや昭和ではない」と表現したように、社会の成熟化とデジタル技術の加速度的進展などが相まって、人々の価値観や行動、ライフスタイルが大きく変化しており、人口増加を前提とした既存の社会システムにひずみが生じつつあります。

こうした先行きの見えない大きな変革の時代に私たちが成すべきことは、一人一人が当事者として自覚と責任を持ち、先人たちの英知と努力に学びながらも、性別や年代などで異なる多様な考え方や価値観を受け入れながら、勇気を持って変革に向けた一歩を踏み出すことであるとと考えております。

折しも、昨年10月に誕生した石破政権は、「地方創生2.0」を掲げ、地域の自主性、主体性を重んじた新たな地方創生を起動することとしております。

大仙市誕生20周年の節目を機に掲げた「共創のまちづくり」の理念の下、市民の皆様と手を携えながら、人口減少をはじめ直面する多くの課題と真剣に向き合い、進取果敢に、そして「米百俵の精神」でふるさとの未来を切り開き、「若者や女性に選ばれ、誰もが豊かさを実感し、暮らし続けたいと思えるまちづくり」「一人ひとりが居場所をもち、個性と能力を発揮して活躍できるまちづくり」に全力で取り組んでまいる所存であります。

以上、令和7年度における市政運営の基本方針と施策の概要について申し上げます。市民の皆様並びに議員各位からのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、令和7年度の施政方針といたします。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第1号から議案第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につ

き意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の2ページから4ページまでをご覧いただきたいと存じます。

本市人権擁護委員であります高橋庄孝氏、中野谷綾子氏並びに伊藤今子氏の任期が、来る令和7年6月30日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について、秋田地方法務局から依頼があったところであります。

本3案は、高橋庄孝氏を再推薦し、井関美智子氏並びに佐々木明子氏を新たに推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本3件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第3号までの3件を一括して採決いたします。本3件は、同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本3件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第8、報告第1号から日程第11、議案第6号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、報告第1号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書〔1月専決〕をご覧願います。

ページは3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の令和6年度第1号補正予算に伴う、国の低所得世帯への給付金や県補助を活用した低所得世帯への灯油購入助成のほか、不足が見込まれる除排雪経費などの補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億6,545万2千円を追加し、補正後の予算総額を490億9,340万6千円としたものであります。

概要について歳入からご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は地方創生臨時交付金で2億4,675万7千円の補正、20款繰越金は前年度繰越金で1億1,869万5千円の補正であります。

続いて、歳出について9ページをお願いいたします。

3款民生費は、2億8,388万1千円の補正であります。

主な内容といたしまして、住民税非課税世帯への支援事業費は、物価高騰における国の低所得者支援として、令和6年度住民税非課税世帯に対し3万円を給付するもの、また、低所得子育て世帯への支援事業費は、住民税非課税世帯の18歳以下の児童1人につき2万円を給付するもので、それぞれ2億2,430万7千円及び2,245万円の補正であります。

10ページをお願いいたします。

8款土木費は、除雪対策費で、今冬の除排雪経費の不足が見込まれたため、8,000万円を追加したものであります。

11ページをお願いいたします。

10款教育費は、学校施設改修事業費（小学校費）で、故障により現在停止している大曲小学校の暖房設備更新に係る実施設計費として、157万1千円の補正であります。

以上、補正予算の専決処分報告についてご説明申し上げましたが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年1月17日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

続きまして、資料ナンバー 1、議案書をご覧ください。

ページは 5 ページをご覧ください。

議案第 4 号、令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、スキー場事業特別会計に一般会計から繰り入れる額を 4, 545 万 9 千円以内から、4, 705 万 7 千円以内に改めることについて、地方財政法第 6 条の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第 5 号、令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー 3、補正予算書〔3 月補正①〕をご覧ください。

ページは 3 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の令和 6 年度第 1 号補正予算の採択事業や重点支援地方創生臨時交付金を活用した市独自の経済対策関連事業などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6 億 5, 875 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 497 億 5, 216 万 1 千円とするものであります。

ページ、6 ページをお願いいたします。

繰越明許費は、物価高騰対策関連事業や国補正予算の採択事業など 6 件について、追加をお願いするものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

10 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金は、地方創生臨時交付金及び道路メンテナンス事業補助金などとして 2 億 9, 409 万 3 千円の補正、16 款県支出金は、社会福祉施設等物価高騰対策事業費補助金及び国土調査事業費補助金などとして 5, 592 万 5 千円の補正。

11 ページに移りまして、20 款繰越金は、前年度繰越金で 6, 083 万 7 千円の補正、22 款市債は、道路整備事業債及び中学校施設整備事業債などとして 2 億 4, 790 万円の補正であります。

続いて、歳出について、12 ページをお願いいたします。

2 款総務費は、財産管理費で、旧船岡小学校体育館の修繕負担金付き建物無償譲渡による新たな財産処分経費として 3, 000 万円の補正であります。

13 ページをお願いいたします。

3 款民生費は、9, 776 万 1 千円の補正であります。

内容といたしまして、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費は、民間事業者が運営する介護施設及び障害者支援施設の光熱水費及び食材費の高騰対策として、県と協調助成するなど8, 996 万 8 千円の補正、保育所等物価高騰対策事業費は、民間事業者が運営する保育所等の副食費の高騰対策として県と協調助成するもので、779 万 3 千円の補正であります。

14 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費は、3, 046 万 8 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、肉用牛生産者経営維持緊急対策事業費は、粗飼料や肥料など資材価格の高騰に加え、子牛販売価格の下落により肉用牛生産の収益力が低下していることから、生産経費上昇額の一部を補助するもので、870 万円の補正、国土調査事業費（国補正予算分）は、国の令和6年度第1号補正予算の採択事業として2, 130 万 8 千円の補正であります。

15 ページをお願いいたします。

7 款商工費は、貨物自動車運送事業者支援事業費は、燃料費の高騰により厳しい経営環境にある貨物運送事業者に対する補助金として、400 万円の補正であります。

16 ページをお願いいたします。

8 款土木費は、3 億 1, 800 万円の補正であります。

内容といたしまして、道路維持管理費は、市道4路線の舗装打換工事などとして1億4, 500 万円の補正、橋りょう長寿命化対策事業費は、二つの橋の塗膜^{とまく}及び補強工事などとして1億7, 300 万円の補正で、両事業とも国の補正予算の採択事業であります。

17 ページをお願いいたします。

10 款教育費は、1 億 7, 852 万 6 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、学校施設改修事業費は、国の補正予算の採択事業で、高圧受電設備やエレベータ改修などとして、小学校費5, 810 万 7 千円、中学校費1億1, 882 万 1 千円の補正であります。

続きまして、特別会計について、ご説明申し上げます。

19 ページをお願いいたします。

議案第6号、令和6年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）につきます

ては、現在、電気設備の不具合により運行を停止している協和スキー場第2リフトの高圧ケーブル更新に係る実施設計費の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ159万8千円を追加し、補正後の予算総額を4,708万7千円とし、あわせて、繰越明許費を設定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております報告第1号から議案第6号までの4件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第12、議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤原市立大曲病院事務長。

【藤原病院事務長 登壇】

○病院事務長（藤原孝之） 議案第7号、令和6年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

資料ナンバー3、大仙市補正予算〔3月補正①〕の27ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、病院内の照明をLED化する工事費を積算するための実施設計の設計業務委託費の補正をお願いするものであります。

第2条は、資本的支出で、264万7千円の補正であります。

内容といたしましては、建設改良費は、病院内の照明をLED化する工事費を積算するための実施設計の設計業務委託費として264万7千円を補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【藤原病院事務長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第7号は、教育厚生常任委員会に付託いたします。

○議長(古谷武美) この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほど、ご連絡いたします。

なお、常任委員長におかれましては、常任委員会を11時ちょうどをめぐりに開会してくださるよう、よろしくお願いいたします。

午前10時49分 休 憩

.....

午後 1時49分 再 開

○議長(古谷武美) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(古谷武美) 日程第8、報告第1号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長(山谷喜元) 当委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第1号「専決処分報告について(令和6年度大仙市一般会計補正予算(第12号))」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、社会福祉課所管の「住民税非課税世帯への支援事業費(物価高騰対策)」について、委員から「給付金について、通知発送されているようだが、受け付けしないとこの給付金はもらえないのか。自動的に入ることはないのか。」との質疑があり、当局からは「支給要件を満たした方のうち、マイナンバーカードと口座がひもづいている方には、指定の公金受け取り口座へプッシュ型ということで振り込むことにしており、そちらに異議等なければ、通知とともに振り込みが完了する。」との答弁がありました。

続いて、こども家庭センター所管の「低所得子育て世帯への支援事業費（物価高騰対策）」について、委員から「今回の支給対象は、非課税世帯だが、令和6年度は均等割のみ世帯にも支給していた。今回も非課税世帯だけでなく、均等割のみの世帯もこの給付対象にならないのか。また、今後においては、均等割のみ世帯にも給付を拡大いただきたい。」との質疑があり、当局からは「国の方針として、今回は非課税世帯ということにしている。まずは非課税世帯に対して、確実に速やかに支給できるように努めてまいります。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

休憩前の本会議において当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第1号「専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算（第12号））」のうち、当委員会に付託された所管する補正予算に関連して、委員から「旧町村境の市道交差部で、どちらの地域からも除雪対応がされていない箇所があると住民から相談を受けた。そのようなことがないように取り組んでいただきたいがいかがか。」との質疑があり、当局から「現在、旧市町村単位でJVへ除雪業務委託している。旧市町村間をまたいでも対応できるよう、連絡を密にするよう働き掛けていく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委

員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第9、議案第4号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第4号「令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第10、議案第5号から日程第12、議案第7号までの3件を一括して再び議題といたします。

本3件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第5号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」のうち、当委員会に付託されました所管する予算につきまして、財産活用課の予算説明に対し、委員から「地権者からの借地権譲渡の同意に関し、『同意料』のような費用負担は発生していないのか。」との質疑があり、当局からは「借地権譲渡に伴う費用は発生しておらず、手数料等も発生していない。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「体育館改修費の見積額が3,000万円であるのに対し、市の試算額が3,700万円となっているが、この差額の要因は何か。」との質疑があり、当局からは「市の試算額3,700万円は公共工事の設計基準を基に建築住宅課が試算したものであり、3,000万円の見積額はその設計書を基に民間事業者が算出したものである。」との答弁がありました。

当局の答弁に対し、同じ委員から「体育館の建物評価額がゼロ円とされているが、民間取引では、たとえ評価額がゼロでも一定の価値が認められることがあるのではないか。」との質疑があり、当局からは「東^{あづま}電化工業株式会社は、当初、体育館を使用す

る予定がなかったが、市から活用を打診した経緯があり、最終的に市の負担で改修することを前提に譲り受けることになった。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。
（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第5号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、子育て支援課所管の「保育所等物価高騰対策事業費」について、委員から「副食費に対する補助ということだが、主食はどうなるのか。」との質疑があり、当局からは「主食であるご飯は、子どもによって食べる量が違うことから、各家庭から持参いただいている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号「令和6年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、当局の補正内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長 5 番挽野利恵議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5 番。

【5 番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

はじめに、議案第 5 号「令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 3 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、農業振興課所管の「園芸農家原油高騰対策支援事業費」について、委員から「申請見込み件数はどれくらい見込んでいるのか。また、補助対象となる主な生産物について伺う。」との質疑があり、当局からは「令和 5 年度と同様、約 3 0 件を見込んでいる。また、主な生産物としては、花卉・菌床シイタケ・イチゴと想定している。」との答弁がありました。

次に、用地対策課所管の「国土調査事業費」について、委員から「現在、国土調査休止中及び未実施となっている地域の今後の方向性について伺う。」との質疑があり、当局からは「現在実施している 3 地域の事業完了の見通しがつき次第、検討を進めてまいります。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 6 号「令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、当局からの補正内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5 番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第5号から議案第7号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) 日程第13、議案第8号から日程第38、議案第33号までの26件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長(福原勝人) はじめに、議案第8号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の6ページから50ページまでとなります。

本案は、本市の給与制度について、県内自治体との均衡を図るとともに、人材確保に資するための給与面の処遇改善を行う観点から、県に準拠した給与制度に移行することとするものであります。

内容といたしましては、一般の職員及び会計年度任用職員の給料体系の見直しを行うとともに、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分、合わせて0.1月分引き上げるほか、各種手当の見直しなどを行うもので、所要の経過措置を設け、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第10号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書は51ページから54ページまでとなります。

本2案は、一般の職員の給与改定に倣い、議会議員並びに常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するものであります。

なお、県に準拠した給与制度に移行することに伴い、減額の改定となることから、経過措置により従前の支給月数を維持することとしております。

次に、議案第 1 1 号、大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書 5 5 ページと 5 6 ページをご覧ください。

本案は、法改正に伴い、国に準じた旅費制度の見直しについて検討が必要となっているところ、県の動向などを踏まえ、令和 7 年度においては現行の制度を継続することとし、所要の規定の整備を行うもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 1 2 号、大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は 5 7 ページから 5 9 ページまでをご覧ください。

本案は、民間労働法制の改正内容を踏まえ、職員を対象とした仕事と介護の両立支援を拡充するもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、議案第 1 3 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 6 0 ページから 6 2 ページまでをご覧ください。

本案は、法改正に伴い、刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が導入されることから、関係 3 条例において所要の改正を行うもので、経過措置を設け、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 1 4 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書 6 3 ページと 6 4 ページになります。

本案は、法改正に伴い、関係 3 条例において引用条項のずれの整理を行うもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 1 5 号、大仙市南外コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

6 5 ページから 6 7 ページまでをご覧ください。

本案は、南小学区コミュニティセンターの改築に伴い、施設の名称を南檜岡コミュニティセンターに改めるとともに、施設の利用区分と使用料等の額を規定するもので、令和 7 年 5 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第16号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

68ページと69ページになります。

本案は、興行場の経営許可に係る審査手数料について、県の動向などを踏まえ、手数料の額を引き上げるもので、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第17号、大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書70ページから76ページまでとなります。

本案は、内閣府令の改正に伴い、保育内容支援や代替保育に係る連携施設の確保に関する基準のほか、保育士の配置基準や職員の資格要件の見直しを行うもので、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第18号、大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書77ページと78ページ、ご覧願います。

西仙北地域の土川体育館について、施設の経年劣化に伴い、現在利用を休止している状況にありますが、本案は、利用団体の活動状況なども踏まえ、令和6年度をもって当該体育館を廃止することとするものであります。

次に、議案第19号、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は79ページから95ページまでとなります。

本案は、法改正に伴い、原則として全ての新築で省エネ基準への適合が義務化されるほか、建築確認における審査項目が追加されることなどから、関係4条例において手数料区分の新設や手数料の額の見直しなどを行うもので、所要の経過措置を設け、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書96ページと97ページをご覧願います。

本案は、簡易水道事業について、神宮寺地区と大野地区の給水区域を統合することと

するほか、大曲企業団地の区画の整備に伴い、農業集落排水事業の計画処理区域面積の見直しを行うもので、一部を除き令和7年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第21号、大仙市荒川福祉会館条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書98ページと99ページとなります。

本案は、協和地域の荒川福祉会館について、施設の経年劣化に伴い、令和6年度をもって廃止することとするものであります。

次に、議案第22号、大仙市花の里づくり基金条例を廃止する条例の制定について、議案書100ページと101ページをご覧ください。

本基金は、平成17年の合併時に創設し、花いっぱい運動の推進に係る事業などの財源に充ててまいりましたが、本案は、基金残高の減少に伴い、基金を廃止することとするものであります。

次に、議案第23号、大仙市と横手市との境界変更、並びに議案第24号、字の区域の変更につきましては、一括してご説明申し上げます。

議案書102ページから111ページまでとなります。

本2案は、大曲地域の内小友地区などにおける県営ほ場整備事業の施行に伴い、整理後のほ場の形に合わせて、本市と横手市との境界及び事業区域内の字界を変更することについて、議決をお願いするものであります。

次に、議案第25号、市道の路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

議案書は112ページから115ページまでとなります。

本案は、市道21路線を認定し、12路線を廃止することについて、議決をお願いするものであります。

次に、議案第26号、令和7年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて、議案書116ページをご覧ください。

本案は、令和7年度において、一般会計から同特別会計に1,862万円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第27号、令和7年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて、117ページをご覧ください。

本案は、令和7年度において、一般会計から同特別会計に4,845万2千円以内を

繰り入れることについて、同じく議決をお願いするものであります。

次に、議案第28号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第14号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、補正予算書〔3月補正②〕をご覧願います。

ページ、3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、ふるさと納税寄附額の増額に伴う関連経費や障がい福祉サービス給付費の実績見込みによる増額のほか、各事業の過年度精算による国庫支出金の返還などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ13億1,589万9千円を追加し、補正後の予算総額を510億6,806万円とするものであります。

資料6ページをお願いいたします。

繰越明許費は、国の令和6年度第1号補正予算の採択事業など、事業完了が翌年度になる25件について、追加をお願いするものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為は、放課後児童クラブの増設経費について、追加をお願いするものであります。

補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、森林環境譲与税で557万2千円の補正、11款地方交付税は、普通交付税で、1億5,595万8千円の補正、15款国庫支出金は、障がい福祉サービス事業費負担金及び子どものための教育・保育給付費負担金などとして3,087万9千円の補正。

13ページに移りまして、16款県支出金は、新規就農総合対策事業費補助金及び担い手への農地集積推進事業費補助金などとして2,400万1千円の減額補正。

14ページに移りまして、17款財産収入は、各基金の預金利子として387万1千円の補正。

15ページ、18款寄附金は2,002万6千円の補正、19款繰入金は、寄附採納に伴う財源振替として220万円の減額補正、20款繰越金は、前年度繰越金で4億9,900万4千円の補正。

16ページに移ります。

21款諸収入は、スポーツ振興くじ助成金及び分収交付金などとして1,921万5

千円の補正、22款市債は、県営土地改良事業債及び災害復旧事業債などとして6億757万5千円の補正であります。

続いて、歳出について、17ページをご覧ください。

2款総務費は、3億6,678万3千円の補正であります。

主な内容といたしまして、減債基金積立金は、令和7年度と8年度の2カ年の臨時財政対策債償還財源として追加配分された1億5,595万8千円のほか、本年度の財政運営における剰余金1億円を市債繰上償還の財源として積み増しを図るもので、2億5,604万9千円の補正、ふるさと納税制度関連経費は、今年度の寄附額が当初見込みを上回ることから、返礼品や寄附受付業務委託等に係る追加の委託料として1,600万円の補正であります。

19ページをお願いいたします。

3款民生費は、3億7,291万1千円の補正であります。

主な内容といたしまして、障がい福祉サービス給付費は、利用者増による扶助費増額のほか、過年度精算による国県支出金の返還金として1億1,290万2千円の補正、地域福祉振興基金積立金は、令和6年度の寄附金及び預金利子のほか、本年度の財政運営における剰余金5,000万円を積み増しするもので、5,233万3千円の補正であります。

20ページをお願いいたします。

4款衛生費は、3,052万4千円の補正であります。

主な内容といたしまして、出産・子育て応援事業費は、交付金の法制化に伴うシステム改修費や過年度精算による国庫支出金の返還金として344万5千円の補正、予防接種経費は、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費の過年度精算による国庫支出金の返還金として2,702万2千円の補正であります。

21ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、1億8,355万7千円の補正であります。

主な内容といたしまして、低コスト技術等導入支援事業費は、化学肥料の低減など低コスト化を図る農業機械の導入に対する県のトンネル補助金として1,591万9千円の補正、県営土地改良事業費負担金及び県営林道事業費は、国の令和6年度第1号補正予算の採択に係る市負担金として、それぞれ2億3,553万5千円と700万円の補正であります。

22ページをお願いいたします。

8款土木費は、1,912万9千円の減額補正であります。

内容といたしまして、道路維持管理費及び除雪機械購入費は、令和6年度の社会資本整備総合交付金の決定額に基づき、それぞれ376万6千円、1,536万3千円の減額補正であります。

23ページをお願いいたします。

9款消防費は、水害対策費で、国直轄事業となる市内3カ所の堤防乗越管整備に併せ、乗越管に接続する排水ポンプやポンプ架台など附帯設備を導入するもので1,169万9千円の補正であります。

24ページをお願いいたします。

10款教育費は、2,745万4千円の補正であります。

主な内容といたしまして、第31回世界少年野球大会秋田大会開催関連経費は、大会実行委員会への本市負担金として1,300万円の補正、大仙市コスモス奨学基金積立金は、本市独自の給付型奨学資金の財源となる令和6年度の寄附金及び預金利子を基金に積み立てるもので、1,000万2千円の補正であります。

26ページをお願いいたします。

12款公債費は、3億4,210万円の補正であります。

内容といたしまして、長期債元金償還金は、縣市町村振興資金を財源に民間資金から借り入れている市債の低利子資金への借り換えや任意の繰上償還として3億6,210万円の補正、長期債利子償還金は、実績見込みにより2,000万円の減額補正であります。

続いて、特別会計についてご説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

議案第29号、令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費や財政安定化支援事業繰入金を増額により生ずる一般財源を財政調整基金に積み立てる補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,918万1千円を追加し、補正後の予算総額を85億5,627万2千円とするものであります。

39ページをお願いいたします。

議案第30号、令和6年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給食食材高騰分として、本年度、給食費を40円値上げし、値上げ分は保護者

に負担を転嫁せず、一般会計からの繰入金で補填しているところではありますが、最終的に150万円の食材費が不足する見込みであることから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、補正後の予算総額を11億6,020万4千円とするものであります。

47ページをお願いいたします。

議案第31号、令和6年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金及び預金利子を奨学基金へ積み立てる補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,309万5千円を追加し、補正後の予算総額を3,427万円とするものであります。

55ページをお願いいたします。

議案第32号、令和6年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金及び預金利子を地球温暖化対策基金へ積み立てる補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,459万7千円を追加し、補正後の予算総額を1億6,086万4千円とするものであります。

63ページをお願いいたします。

議案第33号、令和6年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、東北電力ネットワーク株式会社の出羽幹線新設工事において、財産区用地を使用した際の土地・立木補償費を基金へ積み立てる補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ360万3千円を追加し、補正後の予算総額を534万9千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第39、議案第34号及び日程第40、議案第35号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷上下水道事業管理者。

【舩谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舩谷祐幸） 議案第34号、令和6年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー４、補正予算書〔３月補正②〕の７１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、秋田県が施工する電線共同溝事業の減に伴う配水管移設工事費の減額のほか国の補正予算採択に伴う建設改良費の補正をお願いするものであります。

第２条資本的収入及び支出については、予算に定めた資本的収入から補償金、国庫補助金、合わせて１億２，９９９万８千円を減額補正し、補正後の額を５，２６３万６千円とし、同じく資本的支出から１億１２９万５千円を減額補正し、補正後の額を４億３，９４５万円とするものであります。

これに伴い、予算第４条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億８，６８１万４千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，１６０万７千円、減債積立金１億円、過年度分損益勘定留保資金２億６，５２０万７千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

続きまして、議案第３５号、令和６年度大仙市下水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

７９ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の補正予算採択に伴う建設改良費の補正及び秋田県の県南地区広域汚泥資源化事業費の増による建設費負担金の補正をお願いするものであります。

第３条資本的収入及び支出については、予算に定めた資本的収入に企業債、国庫補助金、合わせて７８０万円を補正し、補正後の額を１６億４，９４１万８千円とし、同じく資本的支出に建設改良費９８０万５千円を補正し、補正後の額を２４億２，４４９万６千円とするものであります。

これに伴い、予算第４条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額７億７，５０７万８千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，５２０万２千円、過年度分損益勘定留保資金４億１，２００万７千円、当年度分損益勘定留保資金３億３，７８６万９千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【舛谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第４１、議案第３６号から日程第５５、議案第５０号ま

での15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 議案第36号の令和7年度大仙市一般会計予算につきまして、ご説明をいたします。

資料は、資料ナンバー5の当初予算書になります。

7ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450億8,600万円で、前年度当初予算に比べ13億2,180万円、率にしまして2.8パーセントの減となっております。

令和7年度の当初予算につきましては、「『こどもまんなか社会』の実現による総合的な子ども・子育て施策をはじめとした、変化する社会情勢に対応した施策の推進」と、「既存事業の効果検証による計画的見直しなどによる、10年先を見据えた持続可能な行財政の構造改革」の2点を基本方針に掲げ、「地方創生へのチャレンジ」をはじめとする六つの重点施策に予算を優先的に配分しているものであります。

それでは、当初予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

13ページは債務負担行為の関係でございます。

実施設計・建設・運営を一括発注いたします「DBO方式」を導入するための屋内遊び場施設整備・運営事業」など、合わせて4件につきまして設定をお願いするものでございます。

次に、事項別明細書によりまして、歳入からご説明をいたします。

22ページをお願いいたします。

1款市税は、米価の上昇による農業所得や賃上げによる給与所得の上昇や、個人市民税の定額減税の終了などを勘案いたしまして、対前年度比8.1パーセント増の82億1,213万8千円を計上しております。

主な税目としましては、市民税は、対前年度比16.4パーセント増の35億807万9千円、固定資産税は、対前年度比5.4パーセント増の38億9,399万2千円の計上であります。

23ページになります。

2 款地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の三つの項目を合わせ、対前年度比 0.4 パーセント増の 8 億 6,068 万円を計上しております。

3 款利子割交付金は、対前年度比 50.6 パーセント増の 272 万 6 千円、4 款配当割交付金は、対前年度比 24.7 パーセント増の 2,341 万 6 千円を計上しております。

24 ページになります。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、対前年度比 151.4 パーセント増の 3,902 万 2 千円、6 款法人事業税交付金は、対前年度比 7.3 パーセント増の 1 億 2,497 万 8 千円、7 款地方消費税交付金は、令和 6 年度の交付見込額や県の算定を勘案しまして、対前年度比 7.1 パーセント増の 20 億 5,079 万 3 千円、8 款ゴルフ場利用税交付金は、対前年度比 1 パーセント減の 805 万 3 千円を計上しております。

25 ページになります。

9 款環境性能割交付金は、対前年度比 10.3 パーセント増の 4,228 万 7 千円、10 款地方特例交付金は、令和 6 年度に実施した個人市民税の定額減税の終了によりまして、対前年度比 82.9 パーセント減の 5,974 万 5 千円、11 款地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせ、対前年度比 0.8 パーセント増の 178 億 4,867 万 2 千円を計上しております。

26 ページになります。

12 款交通安全対策特別交付金は、対前年度比 2.8 パーセント増の 1,176 万円、13 款分担金及び負担金は、対前年度比 22.8 パーセント減の 1,006 万 9 千円を計上しております。

次に、27 ページから 30 ページになります。

14 款使用料及び手数料は、対前年度比 8.1 パーセント増の 5 億 9,870 万 7 千円を計上しております。

主な項目としましては、市直営の温泉施設である中里温泉及び柵の湯の使用料や市営住宅使用料、一般廃棄物の処理手数料などがございます。

次に、30 ページから 33 ページになります。

15 款国庫支出金は、対前年度比 8 パーセント増の 61 億 3,813 万 8 千円を計上しております。

主な項目としましては、障がい福祉サービス事業費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金などの民生費負担金のほか、住民基本台帳システムなどの基幹業務システムの標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金や、通学路整備や橋りょうの長寿命化対策に係る防災・安全社会資本整備交付金などがございます。

34ページから40ページになります。

16款県支出金は、対前年度比2.3パーセント増の37億2,849万4千円を計上しております。

主な項目としまして、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金や、医療費の負担軽減に関わる医療給付費補助金、そのほか多面的機能支払推進交付金、県民税徴収交付金、参議院議員通常選挙費委託金などがございます。

41ページになります。

17款財産収入は、土地貸付収入や物品売払収入など、対前年比49.9パーセント減の5,261万5千円を計上しております。

42ページになります。

18款寄附金は、1千円を計上しております。

同じく、42ページから44ページになります。

19款繰入金は、対前年度比2.2パーセント減の20億9,170万3千円を計上しております。

主な項目としましては、財政調整基金繰入金のほか、ふるさと応援寄附金による基金や、公共施設の維持修繕に関わる基金からの繰入金などがございます。

同じく、44ページになります。

20款繰越金は、前年度と同額の3億円を計上しております。

44ページから50ページになります。

21款諸収入は、対前年度比4.2パーセント増の13億2,600万3千円を計上しております。

次に、51ページから52ページになります。

22款市債は、対前年度比61.5パーセント減の15億5,600万円を計上しております。

主な項目としましては、農林水産業債として太田南部地区ほか11地区の県営ほ場整備事業などに関わります県営土地改良事業債、また、土木債として道路整備事業債など

でございます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

53ページになります。

1款議会費は、議員報酬・期末手当及び共済費、議会広報発行経費などとして、対前年度比0.6パーセント増の2億9,311万6千円の計上でございます。

次に、54ページから69ページまでとなります。

2款総務費は、地域交通対策事業費や基幹業務システム標準化移行経費のほか、秋田県知事選挙並びに大仙市長選挙などの各種選挙執行経費などとして、対前年度比6.1パーセント増の47億4,063万9千円の計上でございます。

次に、70ページから78ページまでとなります。

3款民生費は、令和6年10月に制度改正されました児童手当の通年経費の計上や、屋内遊び場施設整備に関わる基本設計費のほか、保育所等施設型給付費負担金などとして、対前年度比4.5パーセント増の140億5,884万2千円の計上でございます。

次に、79ページから84ページになります。

4款衛生費は、帯状疱疹^{ほうしん}予防接種の定期接種化に関わる経費や、プラスチックごみ回収の通年実施及び再商品化に関わるごみ収集関係費、また、プラスチックの資源循環事業費などとしまして、対前年度比22.7パーセント減の45億6,403万7千円の計上でございます。

次に、85ページになります。

5款労働費は、市内企業の人材獲得のための取り組みに対する人材獲得応援事業費や大仙市雇用助成金などとして、対前年度比30.6パーセント増の9,204万4千円の計上でございます。

次に、86ページから92ページまでとなります。

6款農林水産業費は、農業と食に関する基本構想に基づく活性化推進事業費や、大仙市営水産ふ化場の移転改築に関わる移転先の測量調査費などとして、対前年度比10.5パーセント増の35億8,055万5千円の計上でございます。

次に、93ページから96ページになります。

7款商工費は、リニューアルオープンとなります中里温泉の運営管理費や、市内3カ所の道の駅の管理経費などとして、対前年度比41.4パーセント減の14億9,751万3千円を計上しているものでございます。

次に、97ページから101ページになります。

8款土木費は、橋りょう長寿命化及び除雪機械の購入費や、住生活基本計画及び公営住宅の長寿命化計画の改訂経費などとして、対前年度比8.2パーセント減の42億6,202万7千円の計上であります。

次に、102ページから104ページになります。

9款消防費は、要件の緩和や補助上限額を拡充しました空き家等対策費や、県と共同調達をした防災システムの機能を追加するための負担金など、対前年度比2.7パーセント増の19億1,628万9千円の計上でございます。

次に、105ページから126ページになります。

10款教育費は、学齢簿や就学援助システムの構築経費、また、大仙市独自の給付型奨学資金など、対前年度比2.2パーセント増の47億9,282万5千円の計上でございます。

次に、127ページになります。

11款災害復旧費は、前年度と同額の615万円の計上でございます。

128ページになります。

12款公債費は、対前年度比1.1パーセント増の52億3,196万3千円を計上しております。

129ページになります。

13款予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第37号から議案第50号までの各特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

153ページになります。

議案第37号、令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ77億9,265万8千円でございます。

主な経費としまして、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などを計上しているものでございます。

次に、飛びまして、189ページになります。

議案第38号、令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ11億9,338万1千円でございます。

主な経費としまして、管理事務費や後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しているものであります。

次に、211ページになります。

議案第39号、令和7年度大仙市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億5,930万7千円でございます。

給食センターの給食材料費や管理及び運営費、学校給食協会への調理運搬業務委託経費などを計上しているものでございます。

次に、237ページになります。

議案第40号、令和7年度大仙市奨学資金特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2,431万6千円でございます。

主な経費として、奨学資金の貸付金に関わる所要額を計上しているものでございます。

次に、249ページになります。

議案第41号、令和7年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1,862万円でございます。

主な経費としましては、第2期の造成工事が終了したため、造成工事の財源として活用しました市債に関わる元利償還金の公債費を計上しているものでございます。

次に、263ページになります。

議案第42号、令和7年度大仙市スキー場事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,848万6千円であります。市内3スキー場の運営経費をそれぞれ計上しております。

次に、279ページになります。

議案第43号、令和7年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億3,727万6千円でございます。

主な経費としまして、一般管理費や太陽光発電施設リース料に関わります太陽光発電事業費などを計上しているものであります。

次に、295ページになります。

議案第44号、令和7年度大仙市小水力発電事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ前年同額の200万円でございます。

真木関根小水力発電施設の施設管理費や施設の修繕費に充てるための基金積立金を計上しているものでございます。

次に、307ページになります。

議案第45号、令和7年度大仙市内小友財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ39万6千円でございます。

次に、321ページになります。

議案第46号、令和7年度大仙市大川西根財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ52万1千円でございます。

次に、335ページになります。

議案第47号、令和7年度大仙市荒川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ138万2千円でございます。

次に、351ページになります。

議案第48号、令和7年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ115万円でございます。

次に、367ページになります。

議案第49号、令和7年度大仙市船岡財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ163万9千円でございます。

次に、383ページになります。

議案第50号、令和7年度大仙市淀川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ491万6千円でございます。

各財産区の特別会計の主な内容としては、それぞれ管理会費などの所要額を計上しているものでございます。

以上、令和7年度の一般会計予算及び各特別会計予算の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第56、議案第51号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤原市立大曲病院事務長。

【藤原病院事務長 登壇】

○病院事務長（藤原孝之） 議案第51号、令和7年度市立大曲病院事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー5、令和7年度大仙市各会計予算の399ページをお願いいたします。
はじめに、第2条業務の予定量についてであります。

年間患者数については、入院を3万4,675人と見込んでおります。これは一日平均患者数を95人としたものであります。

また、外来については、一日平均患者数を53人と見込み、年間患者数は1万2,826人を予定しております。

訪問看護・指導については、1カ月当たりを56人と見込み、年間患者数は672人を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額について、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出は、病院の経営活動によって発生する収益と費用となります。

第1款病院事業収益は、10億64万1千円を見込んでおります。

主な内容といたしまして、第1項医業収益は、入院収益や外来収益などで5億8,633万1千円、第2項医業外収益は、一般会計からの負担金と長期前受金戻入益などで4億1,431万円であります。

次に支出の部、第1款病院事業費用は、9億9,837万2千円を見込んでおります。

主な費用は、職員の給与費、医薬品などの材料費、光熱水費など病院施設管理のための経費、それに減価償却費などであります。

400ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出は、建設改良費や企業債の償還元金などであり、資産を形成するための経費として計上しております。

第1款資本的収入は9,669万2千円を見込んでおり、主な内訳は、一般会計からの出資金と企業債であります。

次に、支出の部、第1款資本的支出は、1億5,428万4千円を見込んでおります。

主な内訳は、全自動散薬分包機、フードプロセッサーやノートパソコン等の更新に係る建設改良費のほか企業債の元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、減債積立金のほか、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条以下につきましては説明を割愛させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【藤原病院事務長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第57、議案第52号から日程第59、議案第54号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷上下水道事業管理者。

【舩谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舩谷祐幸） 議案第52号、令和7年度大仙市上水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

資料ナンバー5、令和7年度予算書429ページをご覧ください。

はじめに、業務の予定量であります。給水戸数を1万5,543戸と見込み、年間総配水量は、437万5,633立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

上水道事業収益は8億7,926万6千円を見込んでおり、主な営業収益は、水道料金収入であります。

上水道事業費用は8億3,497万2千円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか水道料金等徴収業務委託料、浄水場などの施設や配水管に係る維持管理費、減価償却費などあります。

次に、430ページになります。

第4条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は5,304万円を見込んでおり、内訳は、県からの補償金や一般会計からの出資金などあります。

資本的支出は4億626万円を見込んでおり、主な内訳は、配水管の布設及び改良に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条以下につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案第53号、令和7年度大仙市簡易水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

463ページをお願いいたします。

はじめに、業務の予定量であります。給水戸数を8,845戸と見込み、年間総配

水量は、261万5,726立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

簡易水道事業収益は12億4,004万6千円を見込んでおり、主な営業収益は、水道料金収入であります。

簡易水道事業費用は11億1,929万5千円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか、水道料金等徴収業務委託料、浄水場などの施設や配水管に係る維持管理費、減価償却費などあります。

次に、464ページになります。

第4条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は3億2,620万円を見込んでおり、内訳は、県からの補償金や企業債などあります。

資本的支出は9億3,505万8千円を見込んでおり、主な内訳は、配水管改良に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条以下は、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案第54号、令和7年度大仙市下水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

499ページをお願いいたします。

はじめに、業務の予定量でありますけれども、接続戸数を1万6,028戸と見込み、年間総処理水量は、486万2,071立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

下水道事業収益は32億9,403万2千円を見込んでおり、主な営業収益は、下水道使用料収入であります。

下水道事業費用は27億8,988万6千円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか下水道使用料徴収業務負担金、管渠・^{きよ}処理場施設の維持管理費、減価償却費などあります。

次に、500ページになります。

第4条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は16億1,403万8千円を見込んでおり、主な内訳は、企業債や一般

会計からの出資金、国庫補助金などであります。

資本的支出は23億9,856万1千円を見込んでおり、主な内訳は、農業集落排水施設の統廃合に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条以下は、説明を割愛させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【舂谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） これにて、本定例会に上程された議案についての説明が終了いたしました。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。議案等調査のため、2月21日から3月2日までの10日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、2月21日から3月2日までの10日間、休会することに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る3月3日、本会議第2日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 3時06分 散 会

令和7年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

令和7年3月3日（月曜日）

議事日程第2号

令和7年3月3日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（22人）

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	19番 橋村誠	20番 渡邊秀俊
21番 金谷道男	22番 後藤健	23番 鎌田正
24番 古谷武美		

欠席議員（2人）

17番 石塚 柏 18番 高橋 敏 英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
上下水道事業管理者	舩谷祐幸	総務部長	福原勝人
企画部長	伊藤公晃	市民部長	伊藤敬
健康福祉部長	佐々木隆幸	こども未来部長	田口美和子

農 林 部 長	齋 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真 理 子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前10時00分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、17番石塚柏議員、18番高橋敏英議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに、4番佐藤隆盛議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） おはようございます。市民クラブの佐藤隆盛です。

通告に従いまして、2点を柱に質問いたします。

1市7町村が合併して20年になります。まず、この地域振興事業については、次のように述べております。

まず目的に、それぞれ各地域活性化と地域が抱えている課題の解決に向けて、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するとあります。また、目標としては、地域住民による地域の特色を生かした事業や課題解決に向けた取り組みを支援し、その効果を検

証しながら協働によるまちづくり機運を醸成するとあり、そして今日まで取り組んできております。

また、実績と成果については、各地域で工夫を凝らした特色ある事業が数多く実施され、市民と行政との協働によるまちづくりが着実に進展している。また、事業実績を検証し、必要に応じてガイドラインの見直しを行うことで、本制度の趣旨に沿った予算執行と特色ある協働によるまちづくりを推進しているとあります。

そしてまた、問題と課題については、昨年度は、人口減少の進行に伴い、地域活力の衰退が懸念される中、住民が主体的に地域課題の解決に向かう意識をどのように醸成するかが課題であると述べております。また、地域住民の取り組みを活発化させるには、地域づくり活動と補助金の効果的なマッチングや新規事業の発展が課題となっており、さらなる制度周知が求められると述べております。

本年度については、継続事業については将来的に自立に結びつけるための支援が必要と。そして、昨年度と同様に地域住民の取り組みを活発化させるには、地域づくり活動と補助金のマッチング、新規事業の掘り起こしが不可欠であり、さらなる制度周知が必要とありました。

そこで質問いたしますが、地域づくり活動と補助金のマッチング、新規事業の掘り起こしに対して、各支所とどのように取り組んできたのか、また、取り組んでいるのかお伺いいたします。また、さらなる制度周知が必要とありますけれども、何を指すのか、お伺いいたします。

次に、昨年度、各支所における地域枠要望額のばらつきが見受けられ、中には300万円以下の支所などもあり、地域振興事業予算の本年度の額が、一昨年前、そして昨年度よりさらに少なくなっております。

私はこの事業費について、昨年、各支所の予算ばらつきと前年度比較減に対して予算質問しております。その答弁は次のようなものでした。「市全体の予算計上方法に倣って、目的別に予算科目に移行・分類するとともに、事業の在り方について見直しを加えるなどの対応を行った結果、前年度から減額となった」ということと、もう一つは「昨年度と今年度の予算額の増減理由には、各支所における実施予定事業の減及びほかの予算への移行による」とのことでした。そういうことから質問いたしますが、今年度の実施予定事業数と昨年度の増減比較について及びほかへの移行数とその金額はどのくらいなのかお伺いいたします。

先ほど実績と成果については、各地域で工夫を凝らした特色ある事業が数多く実施され、「市民と行政との協働によるまちづくり」が着実に進展しているとありますけれども、しかしながら、私は事業費要望額からして、さらには各支所間の予算要望額のばらつきなどがあり、ガイドラインを含み、取り組み姿勢に問題があるのではないかと思います。老松市長の「大仙市の全ての地域を隅々まで元気にしたい」と地域づくり関連予算を拡充して取り組んできておりますが、最近、繰り返しになりますが、地域枠の取り組み予算や各支所の予算ばらつき数字から見て、私は物足りなさを感じるのです。そして、この取り組み数値でいいのかであります。地域振興事業は、市民と行政間の最も重要な政策でありますし、そういうことからして質問したところであります。

以上でございます。

- 議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の一つ目の発言通告であります地域振興事業に関する質問につきましては、企画部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。
- 議長（古谷武美） 伊藤企画部長。
- 企画部長（伊藤公晃） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、地域振興事業につきましては、市民と行政との連携の基盤となる協働のまちづくりを推進する実践的な事業と位置付け、地域が抱える課題の解決に向けた市民の皆様が主体的な活動を応援してきたところであり、地域の活性化に資する有効な取り組みであるというふうに捉えております。

地域づくり活動と補助金のマッチング、新規事業の掘り起こしをはじめとしました事業の推進に当たっては、本庁・支所間の事業調整会議等を通じ、運用上の課題を整理・共有した上で、必要に応じてガイドラインの見直しを行うなどマッチングに努めているほか、事業の実施前後において、地域協議会から意見や助言を受ける機会を設け、継続した活動を促すとともに意見等を踏まえまして、改めて職員間で制度趣旨や取り組み内容の共有を図り、事業の掘り起こしにつなげているところでございます。

また、地域の会合やイベントなど様々な機会を捉え、制度説明や過去の活用実績のほか、他地域での取り組み事例を紹介するなど、工夫を凝らして活用を促進している地域もあることから、こうした働き掛けを全地域で共有しながら事業のさらなる推進を図ってまいります。

次に、さらなる制度周知につきましては、ホームページや地域版の広報、各種会合やイベントを通じて制度概要や取り組み事例などを紹介するとともに、本事業を活用した取り組みのポスター等にその旨を明記していただくなど、各団体とも連携しながら制度周知に努めてきたところでございますが、ホームページのリニューアルに伴い追加されました、にぎわいを発信する掲示板の機能、これを活用しまして、各地域の活用事例や取り組み団体の声を紹介するなど、多くの方々の目に触れる形で周知の強化を図ってまいります。

次に、実施予定事業数につきましては、取り組みの内容や規模など、実施団体の事情により事業費を含め、当然のことながら毎年度増減いたしますが、今年度は全地域合わせて151の事業で、昨年度と比較しまして22事業の減となっております、うち「彩色千輪プロジェクト」などの他事業への移行につきましては、4事業85万9千円となっております。

いずれにいたしましても、地域の強みや特色を最も理解し、そして、地域で異なる課題を実際に肌で感じているのは、地域で暮らす皆様でございます。人口減少の進行に伴い、新たな地域課題の顕在化や深刻化、様々な資源の制約が想定される中、地域の主体的な活動は重要性を増しておりますので、幅広く活用できる本事業のさらなる周知を図りながら、引き続き地域づくりを応援してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） まず、答弁いただきましたけれども、私はこの事業の目的に対してですね、市全体としてこの地域活性化の取り組みが数字から見て、まず少なくなってきたと、全般的にですけども。今、答弁聞きましたけども、まず私はこの事業の、繰り返しになりますけれども、地域と補助金のマッチング、金を出してですね、元気づくりを取り組める仕事だと思っております。この事業は、平成29年、老松市長がですね、この地域を元気づくりにしたいということで、当初は大曲が1,000万、各地域が500万でありました。それを各地域1,000万にしてですね、取り組みと。こういう事情で、そういうことで取り組んで、その次の平成30年から令和元年、2年と、最低でも各支所で800万、そして1,100万のとも、これ2年続いております、取り

組み。そしてコロナがあって令和4年、5年として、全体の予算がですね、取り組み予算が、要は6,900万から5,900万まで下がっておると。これ、何でかですよ。だから、私は昨年も質問しました。取り組み姿勢が、当初は8,900万んだいでして、最低でも各支所に800万。何で去年はですよ、300万台もあった。そして今回ですよ、各支所によって300万を割る仕事、そして今、部長の答弁聞きましたけれども、これ何なのかですよ。いろいろ見ましたけれども、こういうことあっていいのかですよ。一番重要なことじゃないですか。だから私は数字から見てですけども、これでいいのかということで質問しておるのでございます。

そこで、伊藤部長にお聞きしますが、今の300万を割った支所ありますね。ここの支所に対して、どうしてなのかとか、もう少し出せとか、そういう直接な声を掛けたのかどうかですよ。私何言うかということですね、やっぱりこれは金イコール取り組み数ですよ、先ほど答弁聞きましたら、取り組み数がですね、今年は151件で、昨年よりも22件少なかったと。去年は、私173件だと言いました。今そういうことでした。それから、この理由の中にですよ、今言っている移したと、他の方へ、地域枠予算もってきたけれども、これは違うぐ、例えばほかの方へ寄せたと。それがね、わずか85万円じゃないですか。何百万も寄せたら意味分かりますけれども、そういうね、数字で言われたって私はピンときませんよ。そういうことからして、くどいんですが、もう一度、どうか直接、そういう少ないところに直接声掛けしたのかどうしたのかということ、行ったのか行わなかったのかだけでも、まずお聞きしたいと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 佐藤隆盛議員の再質問にお答え申し上げます。

各支所ばらつきがあるということで、その姿勢に問題があるのではないかというお話で、支所の方に直接お声掛けをしたのかどうかということですが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、事業調整会議等を開いております。直接集まるということもそうですけれども、個々にですね、連絡を取る、あるいはメールを送るといった手法をもってですね、こういったことに対応するというので私どもの方では声掛け、本庁と一緒に声掛けをしているということでございます。

毎年度、毎年度、同じ事業をやる場合もございますけれども、当然廃止、要は未計上のもの、あるいは新規のものといった事業が必ず出てくるわけでございます。事業数、それから予算額、これに差異が生じるということは十分有り得ることということでござ

います。ただ、本庁、支所におきまして、同じような対応をとっているということで差異はございませんし、温度差といった地域間の格差というものも生じておらないというふうに我々としては捉えております。同じ事業の目的に沿った形で、ゴールを目指してやっていることには変わりございませんので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） いやあ、今の答弁ですね、私は少し納得するものではございませんが、そこで、ちょっと今野副市長に質問いたしますけれども、質問というか、しゃべらせてといますか、答弁求めたいと思いますが、昨年、今野副市長にはこの件についてですね、予算随分少ないということで、執行率はですね、95か90までしてもらいたいと。これはね、この9月でなければ出てこないわけですけども、そういうことをあわせてですね、やっぱり元通りに、老松市長の言ってる金をもうけた中で取り組んでもらいたいと、実際やっておるんですから、そういうことをお願いしたつもりなんです。

そこで、少し言いにくいんですけども、私は今の答弁を聞いてですけども、やっぱり指揮系統とといいますか、去年こうやって、また同じことを私これ質問するわけですから、しっかりとですね、部長だとか、部長もそうですけれども、今の答弁いろいろありましたけれども、声掛けなんて、もう少し出してくれば、分かりやすくですよ、予算イコール取り組みの数なんですから、そういうものをですね、やっぱり言ってもらいたかったなというふうに思いますよ。だって、数字こういうふうにしてですね、そして事業説明のやつき出してるんですよ。その答弁もまたね、何と言いますかね、支所から上がってこないからだっていう、そういう答弁書いてるんです。今、部長の言ったことね、分かるんだけども、そういうふうには書いてるんですよ。だから私はそういうことは少し納得できないなというふうに思います。指揮系統がですね、もう一つしっかりしてもらいたいもんだなということを、もう一度言います。

それから、私、こういうこと言うのはなんですけれども、私どもの議員の仕事は、一般質問なんです。一般質問。予算質疑も含めて。それが、一昨年、私が質問して、そして数字も言って、内容はどうかと、それ少なくなった。こういうことはあまり言い

たくないんですけれども、令和5年にはトータルで予算額が6,900万、そして昨
年が6,900万、約900万、1,000ぐらい、900万少なくなったから取り上げ
たんじゃないですか。そして、さらにですよ、内容はどうかであろうとも今回、さらに
560万も少ない。私が昨日、去年言った中でですよ、そして私、これ黙っているわけ
にはいかないと思ひましてですね、これはひとつ私どもが、議員は一般質問、さっき繰
り返しになりますけども、私にすれば、言い方は何ですけども、議員軽視でないかなと
いうふうに私は感じました。議員軽視。すなわちですよ、これ、今のそこ変わるかもし
れない。一番老松市長がなって、地域を隅々までやって、そして予算も拡充して1,0
00万、だからトータル8,000万から9,000万やってらんでねすか。それをコ
ロナで移ってね、数年、3、4年間空いたんだけれども、また戻っちゃうじゃねすか。
たら、それ戻すべきでしょう。内容はどうかであろうとも。それはすなわち、私が軽視さ
れるのはいいんだけれども、非常に言いにくいんだけれども、これはね、やっぱり三役、
副市長、部長が、これは逆に言えば市長軽視にも当たるんじゃないかと思ひますよ、数
字から見て。どうかですね、20年になりましたし、もう一度これを節目としてですね、
もう一度そこに戻して、そして地域と本所、支所、この行政間の中でですね、一体と
なった地域づくりをするようにですね、今野副市長からやっぱり、こうしてもらいたい
と。何とかですね、私、数字から見て言いましたけれども、非常に私はそういうもので、
そういうことからして質問したところでございます。答弁求めます。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） まず私から再々質問に対して答弁することをお許しいただきたいと
思ひます。

まず、今ご指摘ありましたとおり、この地域振興事業、地域枠予算ですね、平成18
年からスタートして、これは栗林市長時代からのスタートということで、20年、ちょ
うど令和7年、20年ということになりました。そして、私が副市長時代でしたけれど
も、地域活性化推進室をですね、支所にそれぞれ2名増員する形で置かせていただいた
のは平成27年ということでもあります。これも10年、11年目に入るというようなこ
とで、事業もそうですけれども、この各支所ですね、地域活性化推進室、もう少し当
初のあれから少しずつ、何て言いますかね、やはり気持ちが弱くなったとは言いません
けれども、少しいろいろな関係で、ちょっと当初のあれとは、ずれてきているなという
感じはしております。そんな関係で、令和7年度以降のことについては、ちょっと申し

上げにくい、今、現状でありますけれども、そうしたことで、見直しのタイミングにはなっているんじゃないかなということをお願いいたしてですね、市長選挙がありますので、私がやるとか何とかと言える立場にはありませんけれども、20年を迎えていると、地域枠予算。それから、地域活性化推進室が10年を迎えていると、10年を過ぎているというようなことで、この二つをですね、何とかもう一度地域活性化をてこ入れするために見直しするタイミングに、いろいろな問題点、課題をですね、今、佐藤隆盛議員からご指摘いただいたとおりあるわけでありまして、ただ、予算額が全てだとは思っておりませんが、ただ、地域の特性にですね、合った、そうした施策をですね、バランスよく実施することが地域の活性化、持続可能な地域の活性化につながるというふうな思いがありますので、そうした意味でこの地域枠予算、それから地域活性化推進室、予算と組織の関係ですけれども、問題ですけれども、ぜひ見直しする、地域活性化にてこ入れするためにですね、見直しするタイミングではないかなと強く思っているところでもあります。

以上です。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 大曲花火の観覧席支援について質問いたします。

まず令和4年12月議会で大曲の花火について一般質問をしております。観覧席料金について、他県の花火大会観覧席料金を例に挙げながら、大曲の花火は高額ではないのかとの質問に対し、次のような答弁でした。市では、お客様からの高額意見は寄せられていない。また、大曲の花火に係る経費を勘案して算出された妥当な料金であると答弁をいただいております。妥当とは、大曲の花火の運営を持続可能にする大切な財源であり、今後も予想される物価高騰の中で、より安全・安心が求められる大会運営を実現するための経費や、四季を通じて打ち上げられる花火、地域の花火イベント支援、そして、災害など不測の事態への備えなど、大曲の花火に係る経費を勘案して算出された妥当な料金であると。また、その決定については、市も構成団体となっている大会委員会及び実行委員会に諮られ、承認されるものであるとの答弁をいただいております。

しかし、私は、四季を通じて打ち上げる花火や地域の花火イベント支援も含んでの料金設定することに対しては、当局の答弁に対してはですね、私は納得しているものではありません。

そうした中、今年度の当初予算説明の中に、新規に、「大曲の花火市民先行販売割引

の実施」として125万円とあり、割引支援について市民も、私はこれについてですけれども、割引支援については市民も待ち望んでいたことと思います。私も良かったなと思っております。

当初予算説明会の翌日、さきがけ新聞に大きな見出しで、25年度は、全国花火競技大会「大曲の花火」観覧席チケットを市民向けに割引価格で先行販売するとなっております。また、23年度先行販売してきたが、25年度は物価高騰で一部のチケット、4人掛けテーブルなどの値上がりすることに対応。そして、市が125万をかけて割引分を負担すると。先行販売チケット数や割引額は検討中と、このように掲載されておりました。

そこで質問いたしますけれども、物価高騰で一部のチケットが値上がり対応として、125万円かけて市民向けに割引価格で先行販売するとありますけれども、その方法やチケット販売数や割引額は、検討中とのことではありますが、4人掛けテーブル席割引価格と席数などの内訳について、まずお知らせください。

次に、2年前に市として花火会場の近隣住民への対応や住民の声について聞いているのかなどについて質問しておりますが、答弁は次のようなものでした。近隣住民に対しては、様々な面で大変ご迷惑をおかけしていることは十分承知しており、住民の皆様のご理解とご協力に対し、感謝申し上げます。会場近隣住民の皆様から寄せられる様々なご要望や意見などについては、その都度、実行委員会において共有を図り、丁寧に対応しているところですのであります。謝礼的なことはよく分かりませんが、そこで質問いたしますが、このように様々な面でご迷惑をかけている、また、花火大会に協力している近隣住民をはじめ町内会、そして併せてですけれども、高齢者向けなどに考慮した方々にも観覧席割引支援を行うべきと思いますが、前向きな答弁をお願いいたします。

以上です。

- 議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の二つ目の発言通告であります大曲の花火の観覧席割引支援に関する質問につきましては、経済産業部長が答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。
- 議長（古谷武美） 富樫経済産業部長。
- 経済産業部長（富樫真司） 質問の「大曲の花火」観覧席割引支援についてお答えを申

上げます。

はじめに、市民向け割引チケットに係ります負担金につきましては、令和5年から実施しております一般販売よりも先に購入できる市民先行販売におきまして、次回から料金変更となります「プラチナペア席」「デラックステーブル席」「テーブル席」「堤防ボックス席」これら4種類についての販売価格の一部を市が負担するものでございます。最も需要が多い4人掛けのテーブル席が2千円の値段変更になったというふうなことから、観覧者1人当たり500円を割引額といたしまして、過去2回行っております市民先行販売の実績から、2,500人分125万円の予算を今次定例会に上程しておるところでございます。申し込みの受け付けにつきましては、ゴールデンウイーク明けからインターネットと往復はがきを用いまして行い、その後6月の中旬に販売を行う予定でございます。

次に、近隣住民等への観覧席割引などの支援についてでございますけれども、近隣住民の皆様には、花火大会時の交通規制や雑踏混雑など大変ご不便をおかけしており、「大曲の花火」実行委員会では、投光器やごみ箱、仮設トイレの設置、そして、翌日の清掃など、近隣住民への影響をできるだけ軽減させるような、そのような取り組みを行っているほかにですね、観覧会場側、打ち上げ会場側、それぞれの町内会等に毎年協力金という形でお渡しをしているところでございます。

近隣住民の皆様からのご理解があつての大会であるというふうなことは十分承知しておりますので、今後とも実行委員会といたしまして、ご要望やご意見に耳を傾けながら真摯^{しんし}に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） まず、前回、部長にはですね、やっぱりいろいろ高いとか何とかするようとかいうようなことを質問いたしましたけれども、それは、どちらかといえば会議所で決めるものだというような捉え方、私しました。そういうことからして、今回ですね、まず非常に良かったなと思いました。

そこでですね、私、テーブル席が3万2千円、去年は3万2千円だったと思います。そういうことからして、その1人当たり四・八、三十二で8千円ですか。その席に

500円あげるのも、これまあいいことだと思いますけれども、それよりも、私、この近隣住民も含めてですけれども、例えば1万1千円のシート席、これが1人当たりですね、この席を例えば1人当たり千円ぐらいで見る、千何ぼで見れる思い切ったですね、例えば300席というか升、これを6千円ぐらい、何ていいますか支援すればですね、六・三、18で180万で、そして4人掛けですから1,200人が千円ぐらいで見れると、千円ちょっとで見れるということですね、も非常に分かりやすいんじゃないですかと思います。確かにその3万2千円の席さ1人当たり500円、8千円のが500円、分かりますけれども、高額になったもんですけれども、もっと見えるような、そこに支援してもいいんじゃないかなと。逆にそういう席も設けてもいいんじゃないかなと思います。

私なぜこういうことやってると、実は本当にこの生の声ですけれども、たとえ1人の声だかもしれませんけれども、あのそばにいて、お客も呼べることないと。高くて呼べないんだと。そして、音をバンバン聞くと、で、あの今通学路のどごさ、あの黒いネットあるもんだがら、なおなお見えねぐなって、そういう感じの人おりました。だから、やっぱりね、安い席といえますか、そういうのもですね、何百席、端の方でもいいですから、私は設けるべきじゃないかなと思います。そして、その、なぜその1万円の、ブルーシートの300かというとですね、各町内会さ30万円ずつ渡せば、その町内会で本当にそういう人がいだどごさ、その町内会で話し合っ、その人さ券使うようにどが、会長さん通してとか、まあいろいろあるんですけれども、やっぱり何かね、その人方、安い席、無料はできないかもしれませんけれども、そういう人方に何か支援の場、それから、支援割引券をですね、渡すようにしてもらいたいもんだなど。今、インバウンドどうのこうのって大曲の花火ってすごくそうなりますけれども、それはそれで結構です。だけれども、そういうことの場所もね、こうもやってるんだと、これは老松市長にお願いしたいんですけれども、そういう場所も必要じゃないかなと思います。

まずそれから、まああとあれですけれども、感じたことを申しますけれども、前はですね、5、6年前までは、あの河川の中で観覧者の数字が、数字って人数が確か13万ぐらい入ったと、入って見てるということ聞いておりますが、これは、聞いておりますけれども、ただ、今は劇場型になって、テーブルと、そういう傾向になってですね、確か8、9万人しか、の人数だと。まあこれをですね、まあ今すぐとは言いませんけれども、このことはもう一度、今ね、100回とかに向けてやっているんです。ですけれど

も、人に多く見させるようなことをしてもらいたいということと、それから、参考までに教えていただきたいんですけれども、経済効果、これ見てみますと、大曲の花火に対しては確か129億ぐらいだと、秋田県では五十何億というような経済効果であるようです。そういうことからしてですね、参考までに、大仙市は経済効果の額はどのぐらいになるのかということをお聞きして頂きたいと思います。そういうことで質問いたすものでございます。お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤隆盛議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは近隣住民の方々への格安の席、そういったものを確保した方が、よりインパクトがあり、そういった謝意を表せるのではないかとというような内容かと思っておりますけれども、うちの方でといいますか実行委員会の中では、協力金という形でお渡ししていることとございますので、より柔軟に、その町内会の中で、まずはうまくご利用いただいて、環境整備なりそういったものに使っていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

また、そういった観覧席の割引といたしますか、低価格というふうになりますと、結局はその花火を見たい方だけが、その恩恵に被るというふうなこともありますので、町内会の皆様方にご迷惑をかけているという我々の立場からしては、なかなかそういう意味では公平ではない支援になるのではないのかなというふうに思っております。

佐藤隆盛議員がおっしゃります多くの方々に見ていただきたいというような、そういったところも考えてはおるところではございますが、実はその一部有料化から全部有料化になりましたのは、2018年の92回大会から完全有料化になったわけですが、それまで2010年の80万人というお客さんがまずピークを迎えまして、それから70万人台という観覧者が増えて、高止まりというような、ありがたいことですが高止まりというような状況になっておりまして、なかなかその雑踏警備、またはそういった混雑というようなところを、ぜひ何とかしなければならぬというふうなことで、こちらの方は秋田県警さんの方から観覧会場内を完全有料化にすべきではないかというようなアドバイスをいただいて、それから始まったものでありまして、それが全国の主だった花火大会で、その有料化というのはどんどん進んでいるというように承知しているところでございます。

そして一番最後のご質問の中にありました大仙市への花火の経済効果というふうなことでございますが、実は大変申し訳ないんですけれども、大仙市個別というふうな金額はちょっと算出困難なところがございまして、ただ、ある民間の会社が、ちょっと数年前になりますけれども、その時に測った経済効果としましては、約155億円と。秋田県内には92億円の経済効果があるというような形になっているかと思えます。その中には、直接的な経済効果、例えばその花火大会、イベントを開催するために、資材だったり建材だったりという、あとはそこで人の雇用というふうなこともありますし、また、その宿泊者、来場者、その方の消費というふうなものを、係数というものが、年間の係数というものがございまして、それを掛け算し、足し算しという、ちょっと複雑な計算になるようではございますけれども、その中ではそのような算出がされているところがございます。

繰り返しになりますが、申し訳ないんですけれども、大仙市の経済効果、幾らになるかというふうな数字は持ち合わせていないというところが正直な話でございます。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） 参考までですけれども、各町内会さ協力金、幾らなのかだけでもひとつお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤隆盛議員の再々質問にお答えを申し上げます。

各町内会への協力金、その額についてというふうなことですが、非常にこれはセンシティブなお話だと私思っております。5万円から15万円の範囲内で、10町内会にお渡ししているというところの答弁にとどめさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 老松市長。

○市長（老松博行） 再質問で答弁漏れが、私に対して質問もありましたのでお答えさせていただきたいと思いますが、この市民先行販売、今年で3年目になりますけれども、これもですね、それからもう一つの今、市民割引の関係は今年初めて実施するというところでありますけれども、どちらもですね、私の提案でしたので、これからの先のことは言

にくい立場ですけれども、ぜひ継続してまいりたいというふうに考えております。そして市民割引の関係は、今年初めてですのでね、その状況を精査しながら、検証しながらですね、この内容これでいいのか、そして、何て言いますかね、全体額と言いますか支援額がこれでいいのか、そうしたことをしっかり検討させていただきたいというふうに思っております。私が言い出しっぺで始めた、提案して始めた事業ですので、これはしっかり継続していただければいいなという思いでやっておりますけれども、中身等については、やはり検証しながら、見直すべき点は見直していきたいというふうに思っております。

○議長（古谷武美） 老松市長の答弁に対する再々質問はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて4番佐藤隆盛議員の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○10番（佐藤芳雄） おはようございます。だいせんの会の佐藤芳雄です。

二つ質問したいと思いますけれども、一つ目として「住民の行政参加について」市長はどのようにお考えか、その所信を賜りたいとあります。

この住民参加につきましては、私20年前に一般質問したことがありますけれども、これにつきましては、市役所のロビーを活用するということがありますけど、最近、市役所ロビーもいくらか狭くて、狭いですが活用しているところが見えますね、と思っております。そしてまた、2階の購買は下の方に行ったこともありますけども、狭くて場所がないようなことでありますけども、これから市役所が新しい市役所になる予定もあると思っておりますけど、今、湯沢市役所へ行きますと、1階では会議もできるような広いロビーでありますので、そのような計画も考えてもらえればいいじゃないかなと思っております。

そして、この住民参加につきましては、我が国は民主主義の政治形態を取っておりますので、地方自治も直接請求などの直接参加と、長、議員を選挙する間接参加が基礎に

なっておりますが、住民には我が市をいかに治めるかという住民自治の観念が薄いように思われるのであります。

従来、住民パワーとか住民運動が全国的に広がりましたが、住民が政治に目覚めたとか、行政を住民の手に戻すということで評価できる部分もありましたが、一部にはごり押しと取られかねない面もあったことは事実であります。

そこで、住民の自治意識を向上させ、自分たちの市は自分たちがつくるんだという意識を持たせるために、行政の一部に市民の参加を求める市民が自発的に参加するような啓蒙^{けいもう}を考えられないのかということであります。

例えば、小さい公園が市内各所にあります。清掃が必ずしも十分に行き届いているとは言えません。業者に委託して清掃に当たらせておりますが、人数が十分でないことが原因だと思います。この清掃を公園の近くの市民に協力してもらうことはいかがでしょうか。自分たちの利用する施設だから、自分たちできれいにしようということであれば、利用する地域の住民も汚さないようにするでしょうし、汚す人がいれば注意もするでしょう。こうしたことが行き渡りますと、委託の業者もいらなくなる。すると、委託に支払っていた請負額に相当するものを、公園の整備に充てていくことも可能になるわけです。

一例として公園の清掃について申し上げましたが、行政の各般にわたって市民の参加を求められる部分は、かなりあると思っておりますが、行政の一部に参加することによって自治意識も高まるものと考えます。これが強制になりますと、戦前の勤労奉仕と結び付けられる可能性はありますが、自発的に参加するように意識を向けていくことについて考える余地はあるのではないかと考えますので、住民の行政参加について、基本的にどう考えるのか、そして、必要ありとすれば、どのような方策が考えられるのか、市長または当局の考えをお聞かせ願います。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 佐藤芳雄議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、住民の行政参加についてであります。もとより住民自治の基本は「参画」と「協働」であるとの認識の下、市では、自己決定と自己責任に基づく住民自治のさらなる充実に向け、合併直後に地域振興事業、いわゆる地域枠予算を創設し、地域のニー

ズや住民意識の変化に合わせ、段階的に支援の充実を図りながら主体的な地域づくり活動を応援してきたところであります。

平成28年3月には、本市におけるまちづくりの基本原則を定め、その実現に向けた市民の皆様や市議会、市の責務を明らかにした「大仙市まちづくり条例」を制定するなど、これまで一貫して市民の皆様との協働のまちづくりを進めてきたところであり、各地域において、地域課題の解決に向けた取り組みや、地域の自然や伝統文化を生かした活性化に向けた取り組みが展開されていることは、ご周知のとおりであります。

このほか、行政協力員や民生児童委員など、法令に基づき、あるいは市の要請に応じて行政の一端を担っていただいているケースがあるほか、各自治会においては、行政と地域をつなぐ重要な役割を果たすとともに、福祉や防災、環境美化などの活動を通じ、地域の維持活性化はもとより、行政機能を補完いただいております。

今後、急速に進行する少子高齢化・人口減少に伴い、様々な課題や資源の制約が顕在化することが見込まれており、公共施設や行政サービスを含め、あらゆる場面において規模の縮小が避けて通れない状況にあるほか、市場の縮小に伴い、民間事業者の撤退やサービスの縮小も現実的な問題として想定されるところであります。

これまで直面したことのない社会を前提に、複雑化する地域課題や多様化する市民ニーズに対応しつつ、地域の持続可能性を高めていくためには、地域のあらゆる主体が、果たし得る責任と適切な分担により、相互に補完し合うことが不可欠であり、議員ご指摘のとおり、これまで以上に住民自治の重要性が増しております。

こうしたことを踏まえ、大仙市の誕生から20周年の節目を機に、「協働のまちづくり」を一步前に進め、新たな価値を市民の皆様と共に創り上げ、次代を切り拓く「共創のまちづくり」を掲げたところであり、住民自治の根幹を成す市議会の皆様と歩調を合わせながら、その理念や大仙市まちづくり基本条例の普及、浸透に努めるとともに、地域の自主的かつ主体的な活動を引き続き支援することで、地域づくりの意義に対する理解の促進と参画意識の醸成を図ってまいります。

【今野副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

○10番（佐藤芳雄） 私は公園の一部について例を出しておりましたが、今、大仙市

では公園つうことにしては104カ所が公園つう場所に指定をしておるようでございますけれども、各町内におきましては、104よりか50以上がまだ小さい公園などがあるような気がしております。この間、マスコミでも言うておりましたけれども、東京の1平米以内の公園つうことでギネスブックに載ったつう例もありました。あれが公園なのかな、なぜ公園なのかなつう感じがしましたけれども。ただ、この104カ所のうちで二十数カ所が今年の予算、数千万円の予算で委託する予定だそうでございます。その中におきましても、やはり地域住民では、草刈りとかそういう細かいことはできると思いますので、市の方からでも住民にお手伝いさせたらいかなものですかと考えております。

例えば、南外地域でございますけれども、やっぱり十数の小さい公園がありまして、今、公園にはやはりどこの地域でも杉の木がたくさんなっているところは大変であります。昔、50年以上の人たちは、やっぱり風がこないように杉を植えたところでありまして、今、杉が大変迷惑している状況でありまして、杉の葉が飛んできてまして清掃が大変になっております。これを住民が拾いまして、大戸のごみ処理場へ運びますと、それもまたお金もかかりますし、木を切るにも数十万のお金がかかるつうことであります。木が大きくなりまして、本当に電線や、中に墓地などがありまして、そこに倒れるつうことがあります。この間うちの方で見積もりを取りましたら五十数万円の、5本切る杉の木に五十数万円の見積もりが来ました。何でこんなにかかるのかといいますと、やはりただ木を切って倒せる場所がない。空中クレーン、そういうのを頼んで、やっぱりそうして木を切る人はやはり空中切りつうか、レッカー車に乗って切るつうことで、数万円の技術料がなるとなれば、やはり五十数万円かかるんじゃないかなつう感じで、そういうのが大仙地域がたくさん杉の木は今迷惑をかけている場所がありますので、そういうことも市の方でも一応考えてもらえればありがたいなと思っておるところであります。1問目はそれで終わります。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 佐藤芳雄議員の再質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、市の条例に登録されている公園の数は104公園でございます。そのうち委託している公園も26件24公園でございます。また、この市の公園条例に登録されていない小規模な公園も各地域に点在していることは私も承知しておりまして、その公園については、それぞれの自治会館等に隣接する公園が多数であるということから、地域の方々に維持管理、草刈り等を行っていただいているのが現状であると思っております。

おります。

議員ご指摘のその公園の管理の中で特に困難であるという事例でありました杉の木につきましては、確かに費用がかかることは私も承知しております。そういう面については、今後、地域振興事業費等の中で課題が解決できるかどうか検討してまいりたいと思います。

引き続き、その人口減少や少子高齢化が進む中にありまして、地域の持続可能性を保っていくためには、市民の皆様の主体的な参画が必要でありますので、今後もこれまで以上に理解を深めていただけますように努めてまいりたいと思います。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（佐藤芳雄） 二つ目として、職員の能力開発についてお伺いします。

職員の能力開発するための施策について質問いたします。

従来は、国が政策を主導し、結果として全国均一に整備が進められてきました。それはそれとして評価すべきであります。今は地方の時代とか、魅力のあるまちづくりといったことが言われております。魅力あるまちづくりと地域づくりは、地域がそれぞれに独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。つまり、自治体の政策能力の問題であります。これからは地域の政策能力、住民と職員の能力の程度いかんによって、地域間の格差が増大するといわれております。職員は、政策課題は上から与えられるものであり、行政というものは、法律、規則、通達に従い、能率よく執行するものであると認識しているものと思います。こうした認識では、視野も世界も感性も広がらず、言葉と知識が豊富になるだけだといわれます。私は、本市の職員を責めるものではありません。今、秋田県内でセクハラ、パワハラでもありません。これが従来の一般的な公務員像であります。人は自らを育てるものであって、ほかに育てられるものではないとも言われます。そのために、自らの能力を開発しようとする職員に対して、何らかの援助をしてはいかがかと考えます。例えば、民間ベースの研修とかセミナーの受講を奨励する。新しいことに取り組んで失敗しても責めない、などなどいろいろあろうかと思いますが、こうした職員の能力を開発するための施策について、市長または当局の考えをお聞かせ願います。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、職員的能力開発についてお答えを申し上げます。

本市の人材育成基本方針におきましては、急激な社会情勢の変化や多様化・複雑化が進む市民の皆様のニーズに対応するため、「政策立案のできる創造的能力」や「チャレンジ精神」、さらには「コスト意識」を持った人材の育成を図ることを目標としており、次のような施策を実施しているところであります。

一つ目としましては、議員からもご指摘をいただきました「自らの能力を開発しようとする職員に対する支援」としまして、職場のみでは得ることのできない専門的な知識や技能の習得のための研修機会の確保をすることとあります。

具体的には、秋田県自治研修所で実施しております「能力開発研修」の受講や、民間の事業者が主催します公民連携における人材の育成のための研修への参加など、幅広い分野での専門的な能力開発の機会の提供に努めているところであります。

また、自らの意欲に基づく自主研修の促進につきましても、「修学部分休業制度」や「自己啓発等休業制度」などを設けているほか、一定の要件の下、自主研修費用の一部を助成する制度を設けております。

二つ目としましては、職員全体を対象としました定期的な研修プログラムの実施であります。令和7年度におきましては、例年実施しております階層別研修や派遣研修に加えまして、新たに職場内研修の指導職員を対象とした研修を実施することとしております。新規採用職員へのきめ細かな指導や精神的なフォローを行う体制が、より強化されることにより、職員の職場定着に関しても良い影響があるものと期待しているところであります。

このほか、メンター制度につきましても、引き続き他自治体の導入例などを参考にしながら、研究を継続してまいります。

三つ目としましては、人事評価制度の適正な運用であります。職員一人一人が人事評価シートの活用や上司との面談を通して、自らの業績や能力を客観的に把握することは、意欲・能力の向上のための重要な機会であると捉えております。引き続き、適正な制度の運用に努めてまいります。

いずれにいたしましても、魅力ある地域づくりの実現のため、これらの施策のより一層の充実を図るとともに、職員が新しい取り組みに挑戦する際に、失敗を恐れずにチャレンジできる環境の整備につきましても、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

す。

今後も、職員一人一人が課題解決に向けた対応力や政策の立案能力を自ら向上させ、主体的に行動できる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

○10番（佐藤芳雄） 答弁ありがとうございます。

私、もう一つ考えているのは、職員能力につきまして、当職員の幹部職員の女性幹部職員がちょっと少ないんじゃないかなと感じております。我が総務企画委員には、たった4人しかおりません。女性職員も幹部職員が多くいますと、働きやすい職場になるんじゃないかと思っておりますので、ちょうど今は人事異動の時期でございますので、少しでも考えてみたらいかがなものかと思っております。

以上で終わります。

○議長（古谷武美） これにて10番佐藤芳雄議員の質問を終わります。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分にいたします。

午前11時05分 休 憩

.....
午前11時15分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番秩父博樹議員。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。通告に従いまして質問をさせていただきます

す。1項目です。よろしくお願いいたします。

今回、大規模災害への備えの強化について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

災害は、いつどこで起きるか分かりません。昨年1月に発生した能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わる「トイレの問題」が顕在化しました。

能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により、仮設トイレ、工事現場にあるような仮設トイレですけれども、これが各地の避難所に届き始めたのは、発災から4日目を降というふうに伺っております。つまり、発災3日間は、自治体で「携帯トイレ」等を確保しなければならないということになります。

トイレが不足することにより、特に高齢者は、飲食を控え、体力が消耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど、二次災害が懸念されます。

災害時のトイレ環境の改善は、「災害関連死」を防ぐために不可欠な取り組みであり、被災者の「命を守る」取り組みとして非常に重要であります。

そこで一つ目に、この「携帯トイレ」の備蓄の現状と今後についてお伺いさせていただきます。

この「携帯トイレ」とは、災害時や、また、アウトドアなど、トイレが使えない状況下で排せつを行うための携帯型のトイレのことです。携帯トイレの種類として、まず一つ目に「凝固剤タイプ」ですが、これは尿や便を凝固剤で固めて処理するタイプで、持ち運びやすく、場所を取らないのが特徴で、使用後は可燃ごみとして処理できるものです。

二つ目に「吸水シートタイプ」ですが、これは尿を吸水シートで吸収するタイプで、凝固剤タイプよりも若干かさばる場合がありますが、使用後は同じく可燃ごみとして処理できるタイプのものがあります。

そのほかにも持ち運びやすい簡易的な便器と袋がセットになったタイプや、組み立て式の便座付きタイプなどがあります。これが簡易トイレといわれているものであります。

昨年、能登半島地震が発生した被災地である石川県では、約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分の「携帯トイレ」が備蓄されておりましたが、これでも全く足りずに、発災当初は大変な問題となりました。急きょ、政府により、約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたというふうに聞いております。

実際、消防庁の「地方防災行政の現況」でも、自治体における「携帯・簡易トイレ」

の備蓄は、必要量に達していない状況にあります。この能登半島地震では、仮設トイレの設置目標、この時、1年前ですけど、この時は50人に1基でした。この達成まで10日程度かかっておりまして、初期対応に「携帯トイレ」「簡易トイレ」等を一定量備蓄・配備しておくことが必要というふうに考えます。

特に重要なのが、携帯トイレの備蓄であります。初期にしっかりと、この通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで、通常のトイレが使用可能な状況というふうになります。逆に、ここで携帯トイレの備蓄がないと、発災直後には、水が使えない場合が多く、便が溢れて、すぐに通常のトイレが使用不能になるといったことが、今年の能登半島地震でも多く見られました。そうなりますと、この携帯トイレを使う場所を新たに、ほかに新たに設置しなければならなくなります。初期のうちに通常のトイレにおいて、しっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境、普段いつも使っているトイレですけど、ここで携帯トイレを使用し続けることができるようになります。

また、携帯トイレは、先ほども述べましたが、コンパクトで備蓄に場所を取らないものです。そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、今後の災害に備えて、想定される最大避難者数などを基に、「携帯トイレ」の備蓄計画の見直しと同時に必要数を調達すべきというふうに考えますが、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせいただければと思います。

併せまして、通常のトイレ施設が使用不能とならないように、発災直後の適切な「携帯トイレ」の使用方法を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか、ご見解を伺います。

二つ目に、介護や障害福祉施設における携帯トイレ等の備蓄についてお伺いいたします。

災害時のトイレの問題で特に影響を受けられる方は、高齢者などの介護が必要な方々であります。厚労省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画、BCPにおいて、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めておりますが、残念ながら能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したというふうに伺っております。

こうした教訓を踏まえ、地域の介護福祉施設での携帯トイレ、また、簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認し、介護福祉施設における携帯・簡易トイレの備蓄を支援していくべきというふうに考えるものですが、いかがでしょうか、ご所見を伺います。

三つ目に、TKB、これはトイレ、キッチン、ベッドの頭文字を取ってTKBと言い

ますけど、この迅速配備やスフィア基準を踏まえた避難所環境について伺います。

政府は昨年12月に、避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す「スフィア基準」、これを取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基というふうに明記しました。さらに、トイレの比率、これを男性用と女性用を1対3とするよう推奨し、入浴施設も50人に一つとの基準を示しました。また、避難所内の1人当たりの居住スペースを、最低3.5平方メートル、畳2畳よりちょっと大きい程度ですけれども、このように示しております。これは、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指すものであるというふうに認識しております。

指針では、このほかに温かい食事を提供できるよう、地域内でキッチンカーを手配するなどの取り組み事例が紹介されております。

また、昨年11月に中央防災会議等から「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」、この報告書が出されました。その中で、国の応援組織の充実強化や、被災地のニーズに応じて、キッチンカーやトイレトレーラー、それから、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成、訓練などを総合的に進めるとしてしています。大規模災害が発生した際には、この先ほど申し上げましたこのTKB、トイレ、キッチン、ベッドですけれども、この迅速配備やスフィア基準を踏まえた避難所環境を迅速に整えることができるよう、早急に本市の地域防災計画をアップデートしておくべきというふうに考えるものですが、いかがでしょうか、ご見解を伺います。

質問は以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の大規模災害への備えに関する質問につきましては、総務部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父博樹議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の、大規模災害への備えについてであります。はじめに、「携帯トイレ等」の備蓄計画と必要数につきましては、秋田県地域防災計画に示された、県と市町村の共同備蓄数量に基づき、本市では、便袋、これは凝固剤タイプ・吸水タイプとございます。また、便槽式、これはマンホールでございますが、これは5基であり、2万240回分

を備蓄しておりまして、県で示されております1万9,036回分をクリアしております。

なお、来年度、県の共同備蓄数量の見直しが図られるところであり、能登半島地震の教訓も踏まえて、さらなる拡充に努めてまいります。

このほか、不足時には他市町村などとの協力体制があるとともに、民間企業との災害協定により、備蓄品の提供を受けることも可能であるほか、トイレネットワーク、これは全国でございますが、これにより、トイレトレーラーを所有する自治体からの応援が期待できます。能登半島地震の際は、本市をはじめ、全国から22台のトイレトレーラーが応援に駆けつけまして、延べ36カ所の施設に設置されて活躍しております。

携帯トイレの使用方法についての避難所運営マニュアルへの反映につきましては、商品によって使用方法が相違することもありまして、マニュアルも含め、運営側と避難者、双方に的確に伝わる対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、介護福祉施設における携帯・簡易トイレの備蓄につきましては、各施設においてBCPの一環として、備蓄を含めた災害対策の強化を図っております。今般、備蓄状況を確認したところ、ほとんどが3日以上備蓄をしておりますが、備蓄をしていない一部施設に対しましては、今後、備蓄を働き掛けてまいりたいというふうに考えております。

次に、トイレ・キッチン・ベッドの迅速配備や、スフィア基準を踏まえた避難所環境についてであります。議員ご指摘のとおり、能登半島地震を踏まえ、内閣府から避難生活における環境改善に向けた指針が示され、大きな転換期を迎えております。

避難所における良好な生活環境を整えることは、避難者の健康維持につながることから、避難所環境の充実は最重要課題であると認識しております。

これまで本市でも、段ボールベッドの整備やトイレトレーラーの整備などを進めてきており、引き続き備蓄に努めるとともに、温かい食事の提供についても、これは新たな視点としまして、キッチンカー協会との協力体制について検討してまいりたいと考えております。

また、スフィア基準に基づく居住スペースを確保するため、さらなる避難所の確保にも努めてまいりたいと考えております。

以上の内容を地域防災計画に反映するという事は、当然必要なことと認識しておりまして、これについてはアップデートをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 6番。

○6番（秩父博樹） ご答弁ありがとうございます。

数の方は、まず今クリアしているということで伺ったところです。良かったです。県の方の基準で1万9,036で、当市の方では2万240というふうに伺ったところで、クリアできていて良かったなというふうに思います。

それから、施設の方の備蓄は、ほぼほぼ大丈夫ということでしたけれども、一部に支援が必要かなという、今のご答弁でそう伺ったところですけど、そこもしっかり進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今、やっぱり部長の答弁でもあったとおり、スフィア基準への対応というのがやっぱりこれからの課題になっていくと思います。その避難所環境を、今まで以上に良くしていくという、自分の記憶では大仙市で長期にわたる避難ってあまり記憶にないところなんですけど、ただ、そうなった場合の備えというふうな観点は、やっぱり普段から必要なことで、そこは整えておく必要があるんだろうというふうに思います。で、確か8年前だったと思いますけど、それこそ老松市長が市長になられた時だったと思います。その時の8月に大雨があったと記憶しております。その時に、それこそ空振りでも構わないということで、避難指示を当時出して、で、市内の大体2万人ぐらい対象に避難指示出したというふうに記憶しております。で、実際避難されたのは、当初その10分の1、2千人程度だったと思います。その時、うちの方、私の自宅のすぐ近くでも、やっぱり避難所、中仙公民館の豊岡分館だったんですけど、大体100名の方が避難されたと記憶しております。で、朝になって土砂崩れ等がないことを確認して、その時は自宅にそれぞれ戻ったというふうに記憶しておりますけど、ただ、それが戻られないような状況になった時、その時は2千名の方が市内の各所に避難されたところなんですけど、それがもし長期になった場合、やっぱりそこを想定しておく必要があるのかなというふうに思います。ないに越したことはないんですけど、あるのかなというふうに思います。そうなった時に、やっぱり当時は一時的だったので雑魚寝でした。雑魚寝。さっき申し述べさせていただいたところですけど、やっぱりこのプライベート空間、3.5平方

メートル、これを1人当たり確保するというふうになると、やっぱりその避難所に入られるその人数というのも大分限られてくるんじゃないかなというふうに思うところですので、やっぱりこれからの計画には、そこを想定したような計画が必要になってくる、そこが逆にすごく悩ましい部分でもあるんじゃないかなというふうに思いますので、ただ、さっきも申し上げたとおり、いつ来るか分からない災害ということを考えると、難しい計画であってもなるべく早期に整えておく必要があると思いますので、やっぱりそこはできるだけ早く協議を進めて、このスフィア基準に合致したような避難計画を整えておく必要があると思いますので、その辺を、できるだけ迅速に進めていただければと思うところですが、その辺についてももう一度ご見解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

スフィア基準に合致した備蓄等々の、避難所等々の整備をということで、これは同感でございます。

現状をちょっと申し上げますと、現在、大仙市は100カ所に避難所がございます。収容人員6万人としております。これはどういう計算かと申しますと、1人当たり2平米程度で6万人収容可能、それで100カ所ということになっております。そうしますと、現在、スフィア基準でこれを割り返しますと、大体4万人ぐらいまでは対応できるのではないかなというふうには考えております。で、大仙市での最大避難者数の想定、これは横手盆地、真昼山連動型の地震でありまして、これでいきますと、平成25年の想定でありますけれども、3万7,832人、4万人弱ということで、最大避難者数を想定しております。したがって、現状でも何とかその広さだけを申しますと、スフィア基準に基づいた避難者収容は可能であろうというふうには考えてはおります。

しかしながら、その施設の老朽化等々も段々この後、顕在化するということになりますので、例えば公共施設でいきますと、温泉施設ですとかそういったところも避難所としてこれからは想定しておく必要があるのではないかなというふうに、お風呂の問題もございますし、そういったことでスフィア基準を満たしてまいりたいということを考えております。できるだけ早くと申しますか、財政的な問題もございますが、こういったところは配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。基準に照らし合わせると、当初計画、100カ所で6万人程度が、この基準に合わせると4万人程度は避難所の確保ができるということで答弁いただいたところです。それに従って計画の方も進めていただきたいと思うところですけど、それからですね、ちょっとこれに関連して、自分の経験からちょっと一つ申し述べさせていただきたいです。

それこそ間もなく14年前の東日本大震災、14年迎えるところになりますけど、当時、自分は議員という立場ではなかったところなんですけど、3日後に自分の車に詰めるだけの支援物資を積んで、現地の方に行かせていただきました。14年前ですけど。宮城県の多賀城市の方に、海岸沿いですけど、そちらの方に行かせていただきまして、で、避難された皆さんからすごく感じたのは、隣に避難している人もみんな大変なんだから、自分も我慢しなければならぬっていうその空気感があるっていうふうに感じたところです。大規模災害の場合はですけど。なので、このスフィア基準を整えていくことで、やっぱり狭いところで我慢するのではなくて、わがままとは言わないですけど、ある程度その災害関連死を防ぐという意味でも、非常に重要な視点だと思いますので、できるだけその避難所での我慢をさせないというか、そういう視点では非常に重要な取り組みだと考えますので、どうかこの点を踏まえながら、ありったけ踏まえておられると思うんですけど、しっかり進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。できれば最後、市長の方からもいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

縷々ご指摘ありまして、私も同感であります。避難所の環境をね、より良く、さらにより良くするという大事な視点だと思っておりますので、このスフィア基準はもちろんですけども。今、いろいろ災害で避難所、今ね、いろんな箇所で、場所がテレビで放映されますけど、まずはそのテント型のもので、空間、スペースが避難されている方に確保されていると。前は段ボールで衝立を作るようなイメージでしたけれども、その辺ももうどんどん変わってきていると。新しいその防災備品も開発されているというようなことでもありますので、段ボールベッドという言葉がたくさん出てきましたけども、も

はや段ボールのベッドじゃないというね、状況にもなってきたようですし、そういった環境改善に向けて、備品の質もですね、変えながら、もちろん決まった数はね、確保しないといけないわけで、それ以上の確保をしながらですね、もう前倒しでといいますかね、そうした形で避難所の環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。財政的な問題もあるというご指摘、先ほどね、総務部長からもありましたけども、まだまだ大丈夫だと思いますので、しっかりとした避難所環境の整備、それも地域防災計画にしっかり反映しながら進めてまいりたいというふうに思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（古谷武美） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時42分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、11番。

【11番 橋本琢史議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○11番（橋本琢史） 新政会の橋本琢史です。通告に従いまして質問をさせていただきますけれども、佐藤隆盛議員の質問内容と若干重複する部分がありますけれども、市長はじめ当局のご答弁をよろしくお願ひいたします。

地方創生における地域のにぎわいづくりについてお伺いさせていただきます。

私たちの地域が持続可能な発展を遂げるために非常に重要であり、地域の魅力を高め、市民の幸福感を向上させるためにも欠かせません。しかし、急速に少子化が進んでおり、さらには県外への人口流出や労働人口の減少も顕著になってきております。さらには、デフレからの脱却や円安の影響により物価高が続いている中で、実質賃金の好転も見え

ず、地方自治体も厳しい状況にあり、地方創生の実感が得られていないのが現状であります。

本来の地方創生とは、地域ごとの特性や資源を最大限に活用し、地域経済を活性化させることを目的としております。これにより、人口減少や高齢化といった課題に対応し、若者が地元に残りたくくなるような魅力的な地域を作り上げることが求められます。

石破総理は就任以来、地方創生を重視する姿勢を示しており、地方創生2.0の起動に向けた提言を発信しております。この提言の中には大きく五つの項目を示しており、「地方創生交付金のメニューの多様化」「男女間・地域間の賃金格差の是正」「国と地方の役割の在り方や自治体間の連携の在り方を見直す」など、地方創生交付金の増額や三位一体改革における「地方にできることは地方で」の言葉のとおり、地方創生施策を実現させる提言であり、大きく期待しているところです。

ところで、大仙市は大きく八つの地域に分かれており、それぞれの特性や観光資源を有しております。大仙市が誕生し20年がなろうとしておりますが、人口減少とともに各地域の活性化が弱体化し、活気がなくなりつつあります。お祭り行事やイベント、商店街だったところにはお店がなくなり、市民の行き来がない風景となっております。人が集まるイベントを企画しても、なかなか集まらないなど、疲弊している地域が増えてきております。人口減少の理由の一言で片付けていい問題でしょうか。

地域ににぎわいがあることで市民同士の交流、世代を超えた交流などでつながりが大きくなり、自分が住んでいる地域への愛着も大きくなることでしょう。市外の方々が大仙市を目的地までの通過点ではなく、大仙市を目的地にしていだけるような、魅力あるまちづくりが必要ではないでしょうか。

大仙市は大曲の花火や各地域の小正月行事として知名度はありますが、開催日だけのにぎわいであり、通年でのにぎわいづくりが必要であります。にぎわいを生むためには、特に若年層の方々が重要となりますが、なぜ若年層が大仙市に定着しないのでしょうか。その理由は様々ありますが、主に以下の点が挙げられます。

まず、地元で自分のスキルを生かせる企業がないことでの就労機会の不足が大きな要因です。若者は、自分のスキルや興味に合った仕事を求めて、大都市やほかの地域へと移動することが多いです。

次に、教育機会の制限も見逃せません。多くの若者は、より高い教育を受けるために地元を離れざるを得ません。さらに、都会のライフスタイルや文化的な魅力も若者に

とって大きな引力となっております。大都市では、多様な文化活動やエンターテインメントが楽しめるため、都会の生活を求める若者が多いです。

そのような観点から、地域のにぎわいづくりの具体策について、一つ目の質問をさせていただきます。

大学進学などで一度離れた若年層が地元大仙市に定着しない理由は、先ほど述べたとおり様々あると思いますが、市としても把握はしていると思いますので、具体的な見解をお知らせ願います。

高校生までの子育て政策では、県内トップクラスの充実を図っておりますが、その後の定着が少なく、少子高齢化に直結する重要な問題でもあります。私の個人的な策としては、魅力ある就職先や娯楽施設のアミューズメントパーク、アウトドアなどを含めたスポーツパークなどを誘致・整備すれば、進学のため一度離れた大仙市へ戻ってくるのではないのでしょうか。

二つ目として、観光資源を活用したにぎわいづくりです。

市内には多くの観光資源があり、なおかつ地域それぞれ特色ある資源がありますが、フル活用されていないと思われます。先月に文化財を中心としたモニターツアーを開催しておりますが、参加者からの評価はどうだったのでしょうか。

初めての試みだったと思いますが、合併してから20年になるこの年でのモニターツアーの試みは、他市町村から比べると大変遅い企画ではないのでしょうか。地元の魅力ある観光資源を生かすために、例えば大仙市の豊かな自然景観を生かしたエコツーリズムの推進、地元の伝統工芸品や特産品を用いたマーケットの開催、歴史的建造物を巡る観光ルートの開発などが考えられます。また、地元の食材を使った食のフェスティバルや、地元アーティストの作品を展示するアートイベントなども有効な手段となるでしょう。さらに、地域の魅力を発信するためのデジタルマーケティング戦略やSNSを活用したプロモーションも重要と思われますが、以上のアクションは当局でも行っていることと思います。しかし、大曲地域を中心としたにぎわいであり、そのほかの地域には観光客の足が遠ざかっております。四季折々の魅力を生かした発信、大仙市しかない観光文化などを織り込んだ観光ロードマップなどを作成し、大仙市全体に足を運んでいただくことが大事ですが、当局としてのお考えをお聞かせください。

三つ目として、地元企業の支援によるにぎわいづくりです。

地元企業の支援による地域のにぎわいづくりは、地域経済の活性化と密接に関連して

おります。経済産業部や若者チャレンジ室であるだいせんLaboを通じ、様々な支援策や起業したい若者をサポートするなど積極的に取り組んでおります。また、去年は企業団地の第2期工事も完了し、整備した区画全てが埋まることを期待しております。

企業から生まれるにぎわいは大きく、市の発展に欠かすことのできない重要な取り組みです。特に中小企業やスタートアップ企業の成長を促すための具体的な支援策が必要であり、例えば、地元の特産品を活用した新しい商品開発やサービスの提供を支援することで、地域独自の魅力を高めることができます。また、地元企業同士のビジネスマッチングを促進し、共同でプロジェクトを立ち上げることで、地域全体の競争力を向上させることも重要です。特に、若い起業家や新しいビジネスアイデアを持つ人々に対しては、スタートアップ支援プログラムを充実させることが求められます。これにより、大仙市内でのビジネスチャンスが増え、若年層の定着にも寄与することでしょう。さらに、資金調達の支援や専門家による経営コンサルティングの提供も、地元企業の成長を後押しするための有効な手段ですので、商工会議所や商工会など、他団体と連携を強化し、取り組んでいただきたいと思います。

また、市民の企業への積極的な参加も不可欠です。地元企業と連携したイベントやフェスティバルの開催、コミュニティベースのプロジェクトの推進などを通じて住民同士の交流を深め、地域への愛着を育むことができます。住民が主体的に関わることで地域の一体感が高まり、持続可能な発展が実現することでしょう。

大仙市の未来のためには、既存の地元企業への支援、チャレンジしたい若者への手厚い支援、新たに企業立地してもらおう推進など、重要課題でありますので、これから新たに取り組もうとしている支援策と企業団地への誘致状況や見込みをお知らせください。

四つ目として、市民参加の促進によるにぎわいづくりです。

今までお話しした全てのにぎわいづくりのためには、市民の方々の参加が不可欠です。住民が自らの地域づくりに積極的に関わることで、地域への愛着が深まり、持続可能な発展が実現します。しかし、近頃では、住民の減少などにより、昔から続いていたお祭り行事は縮小か消滅、住民同士が集まる地域コミュニティが薄れてきております。地域活性化、また、それぞれの地域特性を生かし、市民と共にまちづくりを推進するため、各支所に地域活性化推進室があり、地域振興事業費としてそれぞれ地域枠が割り振られ、地域の活性化を図っております。

しかし、内容を見ますと、新規事業がなかなかなく、継続事業が中心となっております

す。

令和4年度からは、拠点施設を活用し、取り組みをさらに加速させるため、彩色千輪プロジェクト事業を始めており、プロジェクト運営委員会内で話し合いが行われております。事業概要を見ますと、その地域の特性を生かした内容になっておりますが、地域間での取り組み内容に対する熱量に差があるように思えます。事業をスタートさせ3年が経過しようとしておりますが、それぞれの地域にどのような効果が生まれ、活性化が図られているか、事業成果について検証し、見直す必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。市民自ら地域活性化のため、企画し運営するには負担が大きく思われますので、地域活性化推進室が市民に促し、一緒になってアクションを起こしてもいいのではないのでしょうか。

地方創生と地域のにぎわいづくりは、私たち市民と行政が協力して取り組むべき大きな課題です。これからも、市民の皆様と共に地域の魅力を高め、持続可能な発展を遂げるため、行政として今後どのような方向性で進めていくか、具体的な政策を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、若年層が地元に着しない理由についてであります。

市では、国や県、市の調査に加え、民間の企業や団体の調査等も参考に、幅広く情報を収集をしており、概ね橋本議員のご指摘と同じ認識であります。さらに付け加えますと、地域におけるアンコンシャス・バイアス、いわゆる無意識の思い込み、偏見や寛容性の欠如を指摘する声もあり、こうしたことも若年層が地元を離れる大きな要因の一つになっているものと捉えております。

こうした認識の下、若年層の定住は、婚姻数や出生数と相互に関連して人口減少問題を形成する喫緊の課題と捉え、ライフステージに応じた多岐にわたる取り組みを展開しているところであります。

議員ご提案の娯楽施設などの誘致や整備につきましては、若年層の定住を促す必要な要素であると捉えておりますが、民間施設の誘致は市場性に委ねられているものであることに加え、公共施設については、大仙市公共施設等総合管理計画に基づき計画的に更

新を進めているところでありますので、ご指摘の点については今後の参考にさせていただきたいというふうに存じます。

次に、観光資源を活用したにぎわいづくりにつきましては、議員ご指摘のとおり、市内各地の特色ある観光資源をフル活用できるよう、様々な企画を進めているところであり、この一環として、先月、文化観光プレミアムツアーを実施したところであります。参加者からは高い評価を頂戴しており、今般の取り組みを検証しながら、8地域に有する「魅力」を活用した本市らしいツーリズムを企画し、様々な媒体を駆使しながら、多くの方々が市全体に足を運んでいただける仕組みづくりを進めてまいります。

また、今年開催される世界規模、全国規模の野球大会にあわせ、本市の魅力は大いに発信するとともに、中里温泉や道の駅かみおかの整備など、観光拠点の振興にも力を入れてまいります。

さらに、海外でのトップセールスや台湾チャーター便の通年運航が一助となり、本市への外国人入り込み客数は大幅に増加していることから、酒蔵や文化財、美しい自然などを組み合わせたインバウンド誘客をさらに推進してまいります。

議員ご提案の観光ロードマップにつきましては、既存ガイドマップの見直しに合わせ、新たなルートや各地域の情報掲載、多言語化、デジタル化などを含め、作成に向けて検討してまいります。

次に、地元企業の支援によるにぎわいづくりについてであります。若者の定住を促進する重要な要素の一つであると捉え、若者が希望する企業を中心に誘致に努めてきたところであり、1月に情報関連の企業1社と立地協定を締結したほか、この3月には、新たに2社と協定を締結する予定であります。

来年度は、サテライトオフィス誘致事業の一環として、地方立地に関心のある企業を対象とした視察ツアーを実施することとしており、引き続き、誘致の実現に向けて活動を強化してまいります。

大曲企業団地につきましては、9区画のうち3区画が引き渡し済みであり、残り6区画につきましても、市内外の企業から問い合わせや現地視察の要請を受けている状況にあります。

また、若者の定着に向けた取り組みとして、企業と連携したインターンシップや中高生向けの説明会など、地元企業を知り、関心を高める機会の創出に努めているところでありますが、独自イベントで地域と積極的に交流している企業もあることから、将来的

な人材獲得につながるよう、情報発信面で支援してまいります。

さらに、来年度からは、若者が就職活動で重視する企業の価値や魅力の向上に向け、人材獲得応援事業を拡充するほか、起業やスタートアップに対する既存の補助金を統合・拡充するなど、だいせんL a b oの機能強化を図ることとしており、若者をはじめとした市民の皆様のチャレンジを積極的に応援してまいります。

次に、市民参加の促進によるにぎわいづくりにつきましては、先の答弁で申し上げましたとおり、人口減少の進行に伴い、地域課題の顕在化や深刻化、あらゆる資源の制約が想定される中であって、地域の主体的な活動はますます重要になってきているものと捉えております。

市では、「地域振興事業」に加え、「地域の魅力再発見事業」「彩色千輪プロジェクト事業」と、段階的に支援の充実を図りながら、地域の主体的な活動を応援してきたところであり、令和7年度には、本庁・支所間の事業調整会議での効果検証を踏まえ、拠点の定義を幅広に捉えるとともに、外からの目線を取り入れながらプロジェクトのさらなる充実を図ることとしております。

今後も、事業の周知や事業主体の掘り起こしに努めるとともに、地域ごとに異なる現状や課題、時間軸の違いによる熱量などを適切に把握し、地域と認識の共有を図りながら、引き続き、主体的な活動を伴走支援してまいりたいと考えております。

その一方で、先ほどもご答弁申し上げましたように、一定の年数が経過しております地域振興事業費、いわゆる地域枠予算や地域活性化推進室の今後の在り方につきましても、しっかりと検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、人口減少対策や地方創生に「特効薬」や「決定打」があるわけではなく、まして行政だけで成し得るものではありません。私たち一人一人が当事者として地域の将来を思い描きながら、重層的かつ総合的なアプローチの下、息の長い取り組みが必要であると認識しておりますので、若年層の価値観や社会経済情勢の変化、国の動向を注視しつつ、市民の皆様と手を携えながら、地方創生の実現に向けた「攻めの戦略」と、そして、人口減少社会に適応したまちづくりに向けた「守りの戦略」の両面から、ふるさとの未来を切り拓く「共創のまちづくり」を進めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、11番。

○11番（橋本琢史） ご答弁ありがとうございました。

私も何回も言いますが、やはりこの大仙市の未来、発展のためには、やはり若年層の定着が必要かと思っております。様々な部分で、これから活躍していただける若年層がこの街にいなくなるというのは、大きな損失でもあります。

それで、進学のために一度やはり県外に出るというのは、やむを得ないのかなと思っておりますが、その出た後、いかにして地元に戻ってきてもらうかということを経済的に考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども、そこで再質問ではありますけども、何度も言っております地方創生の重要性は十分認識していると思っておりますけども、大仙市の発展のためにも、全面的に推し進めていかななくてはならない政策の一つであります。市長からの施政方針にもありましたが、大仙市は三本の矢を進めていくということが示されております。第1の矢として「大仙市花火産業構想」、第2の矢として「農業と食に関する活性化基本構想」、第3の矢として「大仙市文化財保存活用地域計画」であります。市全体での大きな構想であり、大仙市の隅々の地域や市民に浸透していくのでしょうか。広大な面積を有する大仙市であり、同じ市内でありながら過疎化も進んでおります。市長は、大仙市の隅々まで元気にすると言っておりますが、地域差が大きく、市民満足度は低い状況であります。その状況を打開するため、三本の矢を、どのように大仙市全体に浸透させ、市民一人一人が地方創生を実感できる具体的な取り組みについてお知らせ願ひします。よろしくお願ひします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の再質問にお答え申し上げます。

地方創生三本の矢として掲げております地域活性化策につきましては、それぞれ大仙市の強み、あるいは特色や特徴となっております。また、さらに、内外から広く大仙市をイメージできる地域資源を核に、様々な分野や要素と有機的に、かつ複合的に組み合わせることで、市全体の魅力や活力の向上、そして地域産業や経済に波及効果をもたらす、いわば地方創生の実現に向けた「攻めの戦略」として展開しているものであります。

これらの構想や計画は、特定の地域ではなくて、先ほどご指摘ありましたように市全体を対象とするものであります。広く公表し、重点的に予算を措置しているところでもあります。引き続き、取り組みの趣旨や目的などの発信に努めるとともに、様々な分野の意見を伺いながら、適切な効果検証も経て、その成果を広く市民の皆様にお知らせし、

一人一人の実感につなげてまいりたいと考えているところであります。

第1の矢については、令和6年度から11年目ですか、スタートして、新たな花火産業推進プロジェクトが進んでおります。

そして、この第2の矢、農業と食に関するものについては、ちょうど7年度が最終年度ということになりますので、第2期構想を策定する年度ということになります。農業情勢、大分ね、大きな変化もあります。それから、食料といいますか、食の多様化といいますかね、そうしたことを踏まえつつ、現場の農家の皆さん、それから関係団体、関係者の皆さんの声をです、適切に反映して新たな農業と食に関する活性化基本構想を固めていきたいと、作って策定していきたいと思っております。

それから、文化財保存活用地域計画は、文化庁から認定していただきました。それをベースにですね、それだけじゃなくて、やはり史跡・名勝、それから伝統行事、伝統芸能、こうしたものも含めてですね、それこそそれぞれの地域に様々な伝統芸能などがあると思っておりますので、そうしたものを含めた構想を新たに策定してまいりたいというふうに考えているところであります。

議員のご発言にもありましたとおり、本市には、この3本の矢に掲げたリソースだけではなくてですね、やはり500歳野球をはじめとするスポーツイベント、そして真木真昼県立自然公園や協和地域の大森林地帯など、この自然資源などもありますのでね、こうした特徴的な強みがあるものをですね、さらに生かしながら、地方創生のさらなる深化、推進につなげてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、11番。

○11番（橋本琢史） ありがとうございます。今、市長もおっしゃられましたけども、大仙市には豊富な資源がたくさんあります。それをいかに生かすも殺すも、やはり行政の力にかかっておるとお思いますので、そのためにも、やはり生かすためにも、市民の力って絶対必要だと思えます。市民の力なくして大仙市の発展はないと思えますので、市民が自発的にまちづくりに参加できるような取り組み、方針を示していただきたい部分と、やはり移住者を含めて若年層が地元に戻ってくるというような政策も必要だと思えます。

最後は質問ではありませんけども、地元への愛着心を生むためにも、大仙市と一緒に市民も一緒に頑張っていきたいと思いますので、この後も素晴らしい政策を期待しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古谷武美） これにて11番橋本琢史議員の質問を終わります。

【11番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、2番戸嶋貴美子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、2番。

【2番 戸嶋貴美子議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） だいせんの会、戸嶋貴美子です。

それでは、通告に従い、質問いたします。

今回は、芸術文化交流施設及び広場についてを伺います。

はじめに、美術・芸術を鑑賞する喜びは、一部の特権階級だけのものでありました。自由に美術館を鑑賞できるという意味での美術館は、18世紀末、フランス革命を機に開館したルーブル美術館が始まりだといわれています。ルイ王朝の膨大な美術館のコレクションを、革命政府が一般市民に公開いたしました。これ以来、美術館は次々に誕生した背景があります。

本市の地域の歴史や文化を保存、発信する文化財施設や市民が創作した作品研究成果を発表できる場が不足しております。本市の旧8市町村を見ても、どうも中途半端な展示スペースとなっている現状です。

これから日の目に当たるであろう鈴木空如の「法隆寺金堂壁画」の文化財の展示スペースもなく、後世に伝えられない状態です。さらに、本市で生まれ、過去に芸術文化で受賞した偉大な人物も埋もれている状態であり、受賞した作品が家屋にしまわれ、一般の皆さんの目に触れることがなく、ほこりをかぶって眠っていることを市民に伺いました。また、おじいさんの受賞作をこんなにしてしまって申し訳ないとも話しておられました。

文化庁は、地域における文化芸術活動の場の充実を各自治体に求めており、文化芸術基本法第27条として、国は、国民に身近な文化活動の場の充実を図るため、各地域に

おける文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置、そのほかの必要な施設を講ずるものとするとしております。

秋田市では、新たな文化施設に関する基本計画を平成27年に策定し『芸術文化息づくまちに』と平成30年に掲げました。

美郷町の学友館は、昭和61年に開館した資料館と図書館の併設館で、資料館では小杉天外など地域の人物に関する資料を中心に収蔵しております。歴史資料や美術品を扱った企画展や特別展を開催しております。展示については、町民はもちろん、ほかの市民等も展示が可能で、大仙市民も学友会を利用させていただいているとのことですが、しかし、なぜ大仙市には広く天井が高い展示スペースがないのかと疑問の声があがっております。

鈴木空如には年齢問わずファン層が広く、「仏^{ぶつ}オタ」と呼ばれるマニアックな世界中の仏像好きから圧倒的な支持を得ています。空如は、仏画師・日本画家で、我が大仙市で生まれました。世界文化遺産である法隆寺の金堂壁画を模写したことで世に知れ渡り、2012年3月23日に、秋田県の有形文化財に指定となりました。空如が「法隆寺金堂壁画」を模写した思いは、より多くの人に金堂壁画のすばらしさを知ってもらいたい、そして、後世に伝えてほしいというものでした。

今を生きる私たちが後世に伝えるためにも、文化施設を再編し、空如の作品と、その想いを未来へつなぐことが必要と考えます。

美術館は、会いたい人に行く場所でもあります。ピカソ美術館、ルノワールの家、東京国際フォーラム内にありました相田みつを美術館など、これらの美術館の共通点は、作品やその美術館を通して画家に触れ、画家の人となりを見ることができます。ところが、個人美術館でもあるのにもかかわらず、その人となりがなかなか見えないところも少なくありません。個人美術館は、作品があることに安心してしまい、作品をどう展示するかだけに神経を使う傾向があると伺いました。

個人美術館の成功例、三つご紹介させていただきます。

一つ目に、お隣岩手県の花巻市の「宮沢賢治記念館」は、宮沢氏の活動範囲の広さを受けて、文学はもちろん、生きた時代、農業、音楽など、幾つもの部門ごとに展示が構成され、まるで博物館のようでした。

次に、福岡県北九州市の「松本清張記念館」は、『点と線』、そして『黒革の手帖』等、数多くの作品を残しております。ジャーナリズムを重視した松本氏のプロフェッ

ショナル精神、歴史の年鑑と時代分析が時系列で行われております。館内に家をそのまま移築し、外から書齋をのぞき込めるように造られ、応接間の横では、そこに座って原稿を待っていた編集たちのビデオが流れています。

最後に、東京フォーラム内にありました「相田みつを美術館」は、相田氏の書家・詩人として、誰の真似でもない書や自分の言葉を探究し続けた葛藤や苦悩を、ご本人のアトリエのような部屋を再現しておりまして、みつを氏の心情にも触れることができます。途中、ご本人の講演会の様子を流しているブースがあるなど、相田みつを氏の作品の横には息子さんの解説があり、より作品と相田氏の人となりを知ることができます。お土産コーナーでは、ポストカードなど雑貨の販売などがあり、大変ににぎわってありました。若い層からも大変人気があり、迷いや悩みがある時に元気をいただくパワースポットの聖地のようになっております。

文化施設には、様々な種類に分けられます。音楽、演劇、絵画、美術、歴史などの文化の種類です。管理者による分類は、県立、そして市区町村による分類のものです。利用者による分類は、児童を対象にした分類かどうか。利用形態による分類は、通年の利用の施設、一定の期間を設定した施設です。

私が希望する文化施設とは、絵画、美術、歴史の文化の種類で、管理者による分類は、大仙市。利用者による分類は、一般と当市民。利用形態による分類は、通年の利用施設をお願いするものです。

芸術文化に期待される効果といたしましては、①芸術作品を身近に楽しんでもらうことで、芸術文化活動の活性化を図り、市民の生きがいにつながることを期待されます。②アートを通じた魅力を広く発信することで、市民の愛郷心を育むとともに、さらなる市のイメージアップを図ることが可能です。また、国・県からの交付金になるべく頼らない、「稼ぐ自治体」になるべく、イベントが可能な施設で、芸術作品等の鑑賞後に市民が集い、お茶を片手に談笑も行えるカフェの併設を目指し、場所代等で自力で稼げるきょうじん強靱な文化施設が最適で必要ではないかと考えます。さらに、こうした施設では、地域のアイデンティティを守り、文化施設に展示できることで受賞を目指す市民が増えることで、芸術文化の発展の醸成につながるものと考えられます。また、市民の文化活動を活性化させる重要な役割を果たすほか、観光資源としての活用も期待でき、地域経済の活性化にも役立つことでしょう。

本市における文化意識の醸成と向上のためにも、芸術文化交流施設が必要ではないか

と思いますが、当局のご見解をお聞かせ願います。

上記のことを考慮し、期間限定で20周年事業として大曲イオンのギャラリーが、令和6年8月6日、大仙市誕生20周年記念事業として、イオンモール大曲1階にて、誰でも気軽にアートが楽しめるギャラリーがオープンしました。3月の末、間もなく閉館となります。

老松市長のお話では、20周年記念事業大仙市民ギャラリーや大仙市アーカイブズにおいて特別展示をしているほか、協賛事業や写真の募集も行っている。市民の皆様と共に創り上げる20周年にしてみたいとも話されておりました。

間もなく走り切るところではありますが、手応えはいかがだったでしょうか。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1、市として、文化財の保存・活用及び市民の文化活動の発表の場を提供する必要について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2、施設の新設が難しい場合、既存施設の改修や活用による対応は検討できるのか伺います。

3、他自治体の事例を参考に、大仙市においても新たな芸術文化交流施設を整備する可能性はあるのか伺います。

また、本市で活躍する一級建築士、建設業関係、専門家から、大きく分けて六つご意見、アドバイスをいただきました。1、お客様の利用度と満足度の向上のため、駐車場の確保ができることが絶対条件である。2、大きな作品の展示をする際には、高さ4メートルは必要である。3、観光客も足を運びやすい大曲市内がお客様にとって良いのではないかと。4、市民会館向かいの大曲交流センターのリノベーションが最適ではないだろうか。5、コンクリートや鉄骨は、リノベーションが難しいため、木造がより良い。6、学校統合し廃校になった学校を利用してはどうか。自然と美術、芸術の融合も素敵であるとのアドバイス等をいただきました。ぜひご見解等をお聞かせ願います。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 戸嶋貴美子議員の芸術文化交流施設に関する質問につきましては、教育委員会事務局長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（古谷武美） 藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 戸嶋貴美子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、芸術文化交流施設についてであります。はじめに、文化財の保存・活用の

ための展示スペースの確保の必要性につきましては、本市にある文化財を広く市内外の方々に知っていただくために重要であると考えております。

これまでも、既存の文化財施設において、毎年様々な企画展を継続して実施しております。鈴木空如が模写した法隆寺金堂壁画につきましても、作品の保存・劣化防止のため、短期間という条件はありますが、平成3年からおよそ2年に1度、主に空如生誕の地の太田文化プラザで展示しております。

また、各団体や個人が地道な研さんを積まれた成果を発表する場の提供につきましても、伝統文化の継承と発展のほか、市民の生きがいくくりにもつながることから必要と考えております。

次に、新たな文化交流施設整備につきましては、単独施設での新設は、今後の人口推計や財政状況を踏まえると、現段階では非常に困難であると捉えております。

市では、現在、他自治体の事例も参考に、公共施設の統廃合と併せ、これからの時代に合った社会教育施設の在り方を検討しております。

そうした中、大仙市誕生20周年記念事業として、イオンモール大曲1階に「大仙市民ギャラリー」を設置しており、市主催の「法隆寺金堂壁画と鈴木空如」展などの企画展をはじめ、各種団体や大仙市芸術文化協会による作品展を開催してまいりました。市内外の幅広い年代の方々からご来場いただき、来場者アンケートでも好評を得ており、芸術文化の振興に資する確かな手応えを感じたことから、今回得たノウハウを今後の取組に生かしてまいります。

次に、既存施設の利活用につきましては、今後、学校を含む公共施設の統廃合などに伴い、廃止となる施設の増加が予想されることから、施設の状態や目的に見合う機能の整備にかかる経費など、様々な条件をクリアすることができれば既存施設の利活用は可能と考えております。

様々な地域課題の解決を図ることが求められる時代において、今後の公共施設の在り方については、持続可能な自治体経営を目指し、民間活力を導入した手法を検討するとともに、社会教育機能を有した複合施設の整備も視野に入れ、その方向性について協議してまいります。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、2番。

○2番（戸嶋貴美子） ご答弁ありがとうございました。かなり予算がかかることだと思いますけれども、内容に比べて予算の確保は非常に困難なんですけれども、予算の確保に問題が大きくあるのかちょっと伺いたいと思います。

また、実現することについての課題などありましたらお聞かせ願えましたらと思います。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 戸嶋貴美子議員の再質問にお答え申し上げます。

予算の確保に関しましては、今ご説明したとおり、非常に困難であると、現段階では今後の人口推計や財政状況を踏まえると、現段階では非常に困難ということで捉えておりますという回答でご理解いただければなというふうに思います。

課題に関しましては、議員の方から建築士の方のご意見等もお伺いしておりますけれども、課題についてであります。先ほどお答えしましたけど、施設の状況や目的に見合う機能の整備、それがどれくらいかかるのかとか、何があるのかというのをこれから検討しなければならないということで、課題はそういうふうに捉えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、2番。

○2番（戸嶋貴美子） 先ほどおっしゃったほかにも課題があるものなのかなというふうなことでお伺いしたところでした。何かほかにもありましたらお願いしたいんですけれども、思いつく範囲でお願いしたいです。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（伊藤雅己） 戸嶋貴美子議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず、財政的なことはある（聞き取り不能）というふうには思っております。さらに、施設が社会教育施設ですので、社会教育施設としてまずどういった機能が必要になるのかというところが、市役所の中ですね、しっかり話さなければ（聞き取り不能）して、そしてもちろん一番大事な、教育委員会として（聞き取り不能）それについて、どういった施設が必要なのか、（聞き取り不能）、そうしますと当然その後、公共施設とか

(聞き取り不能)、そういう課程の中で、そういう様々な(聞き取り不能)。したがいまして、現状では、そういった施設はハードルが高いですので、やはり今現在、既存施設の活用で皆様にいろいろ検討していただいているところで、各地域の公民館ですとか、交流センターですとか、あと、はなび・アムの別館、あるいは、いわゆる文化財施設の一部、そういった場所を展示場所として、活用していただいておりますけれども、一番大事なのは、そこに、いかに多くの人に足を運んでいただけるかという点だなというふうに現在は思っております。そのためには、やはり教育委員会としては、そこにどれだけたくさんの方々が足を運んで、芸術などに興味・関心を持っていただく、ひいてはそういう施設につながっていく、そしてこう、今できる中で何とかして(聞き取り不能)、中心にこの後、検討をしながら、皆様と一緒に芸術文化の振興に努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長(古谷武美) これにて2番戸嶋貴美子議員の質問を終わります。

【2番 戸嶋貴美子議員 降壇】

○議長(古谷武美) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをおもちまして散会し、明日、本会議第3日を定刻に開会いたします。

ご苦労様でした。

午後 1時50分 散 会

令和7年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

令和7年3月4日（火曜日）

議事日程第3号

令和7年3月4日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（23人）

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	18番 高橋敏英	19番 橋村誠
20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男	22番 後藤健
23番 鎌田正	24番 古谷武美	

欠席議員（1人）

17番 石塚 柏

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
上下水道事業管理者	舩谷祐幸	総務部長	福原勝人
企画部長	伊藤公晃	市民部長	伊藤敬
健康福祉部長	佐々木隆幸	こども未来部長	田口美和子

農 林 部 長	齋 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真 理 子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前10時00分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、17番石塚柏議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、21番金谷道男議員。

（「はい、議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、21番。

【21番 金谷道男議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○21番（金谷道男） おはようございます。久かたぶりの一番最初の質問で、少々緊張しておりますので、間違いのないようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

私は今回、公共施設の管理運営ということで質問をさせていただきます。

大仙市には、現在、公共施設管理総合計画によりますと、700余りの公共施設があります。その施設の多くは、建設時、開設した時から時間がたち、当時とは社会経済環境が大きく変化したことにより、持っている当初の機能の脆弱化や利用対象者の減少による利用率の低下、加えて施設の老朽化による補修・修繕経費の増加など、管理運営の

継続が課題になっていることは、私が改めて申し上げるまでもないと思います。

この対策として、平成29年度に大仙市公共施設等総合管理計画の策定とともに行動計画を立て、効率的で効果的なマネジメントの実施により、安心・安全で持続可能な公共施設等の管理運営を目指しております。これはこれで非常に大事なことだと私は思います。

一方で、全ての公共施設は目的があって整備されたものであり、目的に沿った活用で地域の課題解決に向かうためにあるものだと思います。その意味で、施設を生かしてこそ意味があることです。

施設は、あるだけでは機能しません。機能させる要は、管理運営にあると思います。施設の管理運営の手法については、業務委託も含めた直接管理運営に加えて、平成15年の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。この制度は、それぞれの施設の設置目的に合った管理運営が、市直営運営よりも、ノウハウを持った様々な団体、企業等民間に任せる方法により、施設の維持管理だけでなく、提供サービスの充実、利用者満足度の向上、利用促進、そういった総体的に費用対効果を高めることを目指す制度だと思います。直接管理運営する中での業務を委託するという考え方とは、大きな違いがあると思います。

そこでお伺いしますが、当市でも指定管理者制を取り入れておりますが、現在、指定管理者制度を使って管理運営している施設数と、現に条例で規定されている施設に限らず、現有の公共施設の中で指定管理制度が使える可能性があると思われる施設がどのくらいあると考えているのでしょうか、お伺いをいたします。また、指定管理者制度の創設の狙いからして、機能しているかどうかの評価が非常に大事だと思います。現在、指定管理者制度になっている施設については、そうした評価をどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、この制度を市が取り入れてからかなりの年数がたちました。これまで実施してきた課題も見えてきていると思います。この制度は、うまく活用すれば良い手法であると思います。しかし、それは発注者と受託者双方が、この制度の狙いを共通理解した上での話にもなるかと思えます。

私は、課題の一つに、指定管理者制度であった施設で、受け手がなく、市の直営になった施設がいくつか出てきておりますし、今後、同じようなケースになると思われる施設もあります。そのように感じています。応募があっても協定ができなかった、ある

いは公募しても応募がなかったなどのケースだと思います。受け手がなくなる理由は、どんな点にあると考えているのでしょうか。

ここからは少し私見になりますが、私はその理由の一つに経費の問題があるのではないかと思います。受け手は株式会社のような営利組織やNPO、公社、第三セクター、そして公共的任意団体等、民間組織です。その組織のいわゆる自分たちが、赤字を負担しながら指定管理をするというのでは、続かないと思います。もちろん応募しない理由は経費以外にもあると思いますし、個々の施設によってその理由も異なるかとも思います。そこで大事になるのが協定内容だと思います。運営の理念、目標、目標利用者率、経費の積算や負担区分等を示す協定書の内容だと思います。応募者の選定は提案書を審査することだと思いますが、そのためには、市は直接運営すると想定した協定書と同じような内容の、名称はどういうものか分かりませんが運営計画書、いわゆる設計書的なものを作成して応募者の提案書と比較検討して答えを出すのだと思います。途中から指定管理ができなかった施設の場合、どういった点で協定の合意に至らなかったのか、あるいは応募者がいなかったと感じているのか、これまでの例で感じていることをお伺いいたします。

私は、指定管理者制度は、前述のように、うまく使えば公共施設の活用による市民サービスの向上、ひいては地域課題の解決に役に立つと思います。そういった意味では、これからこの指定管理者制度を、市としてはどのように活用していくかの方向性も併せてお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 金谷道男議員の公共施設の管理に関する質問につきましては、総務部長が答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、指定管理者制度を導入している施設数と、同制度を新たに活用できる可能性がある公共施設数につきましては、これまで180施設へ同制度を導入しており、施設廃止や制度導入の有効性を勘案し、現在は60施設に導入しております。

また、新たに活用を見込める施設につきましては、公の施設のうち、制度の利点を生かすといった観点からは、中里温泉を含む、現在、直営管理している温泉施設、スポーツ施設などの、いわゆる収益が見込める6施設と考えております。

次に、指定管理者の評価方法につきましては、中間評価及び年度を総括した評価の年2回実施しており、いずれも施設所管課の職員による評価で、配点については、住民サービスの向上を最も重要視し、「利用者満足度」に最も高い配点をしており、年度を総括した評価については、市ホームページに掲載しております。

次に、指定管理者制度の運用における課題につきましては、市で算出した指定管理料がネックで応募者がいないと推察されるケースもあるため、指定管理料の元となる基準費用の積算方法が課題の一つと考えております。

また、近年、一つの案件について応募者が1事業者にとどまるといった事例がありますが、より費用対効果の高い提案を選定するに当たっては、競争性の確保が必要であり、事業者が応募しやすい環境づくりも課題と捉えております。あわせて、指定管理者制度の導入により、自主事業を展開することは、事業者にとって収益面でのメリットが見込めるため、自主事業で得られる収益の取り扱いを含め、事業者が積極的に実施できる仕組みづくりも課題というふうに考えております。

次に、指定管理者制度を活用した公共施設の管理方針や方向性につきましては、自治体にとって非常に自由度の高い運用が可能である制度であることから、先に課題とした事項の解決に当たり、制度の目的である「民間事業者等の活力を活用したサービスの質の向上及び費用対効果の向上」、これを改めて全庁に共有し、先進的な取り組みを行っている自治体なども参考にしながら、運用指針の一部見直しも含めて制度の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

一方で、民間の活力を活用した公共施設の管理運営については、指定管理者制度以外の手法の導入も可能であることから、施設の設置目的に鑑み、その都度、導入する手法を吟味し、制度の導入が目的化しないよう留意して住民サービスの向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、21番。

○21番（金谷道男） 何点か再質問させていただきます。

まず、施設の実施の数については、もっとあるのかなど、正直言って思っております。それでも今やっているところも含めて、この先も多分いろんな条件で変わってくるのか

と思いますので、これはまず現状を確認させていただきました。

それから、二つ目のその業務評価というか評価の話ですけれども、この評価はどのような形で、その判断根拠、いわゆる資料としては、例えば利用者のアンケート、あるいは外部のそういった評価の専門家みたいな方を利用してやっているものなのか。それから、その評価の結果を次の指定管理者の継続、あるいは更新の際に、こういった面で役に立たせているものなのかというあたりをちょっとお知らせをいただきたいと思います。

それから、実は経費の問題、私先ほども申し上げましたが、まず前段でも言いましたが、市がこの施設を管理運営していった時にかかると思われる費用の積算、当然していると思いますが、その費用の中身が事業費というか管理費だけプラス経費、当然かかりますよね。指定管理者が受託すると、例えばの話で、人件費の話、こういった方を採用してやるかということも含めての提案になると思いますが、その人件費の積算、やっぱり労働関係法令を遵守することとかといったことも当然含まれるわけですし、実は目に見えない経費が当然その受託者に生じるわけです。人事管理をしていくことになりますので。でも、これ、市もやってるんですよ、実際は。事業費の中ということではなくて、多分その部分についてほかの課、実はやって、その施設を維持管理しているということなので、それも含めての指定管理の経費の積算になるものではないかなと私は思います。事業を起こして利用者促進をするための部分の仕事に対する経費、そういった通常のその施設の管理と、私それで言ったのは施設の管理とはちょっと違うことであるということ。当然それを外に出すことによって、庁舎内の仕事はなくなるわけです。なくならなければおかしい話。それも含めて経営でないのかなと。そんなところが、実は受託者と私共通認識の中でと言ったのは、実はそういう話だと思ってます。何回も言いますが、私、この制度は使えばいい制度なんだと思います。今、実際に大仙市内でも指定管理者でやっている施設で、私うまくいってるなという施設も見えます。でも、その人たちは、やっぱりほかの業務もやりながら、実は先ほど言った、私、赤字という変な言い方しましたが、必ずしもその指定管理料の中に積算されない部分のお金が結局負担になるから、なかなか続けないという、あるいは本来の機能を伸ばすための仕事に向いていかないという話になると、ちょっと指定管理制度の本質とはちょっと違う、そんな感じがしておるところです。先ほど言いました収益性が見えるところでは、やっぱりやった方がいいというのは、私もそう思います。だからそういった意味でも、経費積算というのは非常に大事だと思いますし、指定管理のかなりの部分が人、人だと思います。

これ人件費かかるのは、当然施設があれば人件費かかるのは当然です。修繕料かかるのは当然なんです。これを手抜きをすると、やっぱり利用率が下がるとか、あるいは、なかなか思ったような成果が上げられないということになると思うので、そこら辺をどのようにお考えになっておられるのかなと思ってます。やっぱりどうしてもこれは両者の話に、あるいはなると思うし、公募の時の条件としてそういったものが出てくるといふことになると思いますので、そこら辺をどのようにお考えなのかという点をお聞かせいただければと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 金谷道男議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、事業者の評価、指定管理者の評価の方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり年2回行っているわけですが、これは主に所管課で評価しております。その評価項目については、利用人数、あるいは収支、それから申請した提案計画の実施されているか否か、また、利用者アンケート、それから市からの提案への対応の状況、それから管理業務上の課題への対応の状況、事務処理、それから指定管理者としての自主事業等々の取り組み、その他意見ということで、大体14項目ほどの項目でもって、評価については5点満点の点数が多いわけですが、先ほど申し上げましたとおり利用者アンケートについては10点という配点、大きく取っております。利用者満足度、これを重要視した評価を行っているということでもあります。この結果を集計いたしまして、AランクからDランクまでの4段階で評価しております。現在のところ、ランクは全てB評価というふうになっております。「適正である」というような評価となります。

そうした評価については、当然これは指定管理者の方々にもフィードバックいたします。それから、また、指定管理の更新の際、指定管理者選定委員会という外部の委員の皆様、銀行、あるいは税理士、そういった事業計画をきちっと見られる方々、専門性のある方々からも見ていただいておりますが、同じく材料は全てお出しして評価をいただいているというような状況でございます。

また、あと積算の問題につきましては、これはやはり双方でも乖離かいりがある部分があるというのは、これは事実だと思っております。それで、実際に折り合わなかった例で申しますと、やはりコロナ禍で利用者が激減した状況の中で、指定管理料をどういうふうな積算をするかと。つまり、利用者が激減するという中で、なかなか収益と申しますか利用料が上がらないという中でどのような積算をするかというところにお互いの、意識

の乖離、つまりコロナ禍後、何年ぐらいで利用者の数が戻ってくるんだろうかというあたりの評価については、やはり指定管理者に応募された方々の評価はかなり厳しい、なかなか戻らないだろうという意識の下で積算されると、大分やはり指定管理料はかかり増しするというふうな、そういった乖離があったことは事実でございます。

また、あと、我々との意識の乖離の部分でご指摘を受けたのは、修繕等々に関するリスク分担の問題です。これについては、指定管理制度を導入して20年たっておりますので、施設もそれなりに経年劣化している中で、その修繕等々のリスク分担のありようをどうあるべきかということで、やはり事業者の方々からご指摘を受ける、もう少し事業者のリスクを下げたいというふうなところ、こういったご指摘を受けているのが実際の例でございます。

細かい中身の積算については、やはり今ご指摘いただいたようなその経費の部分もあるのではないかと考えています。そのようなことから、今後いろいろな改善策といたしましては、例えば指定管理に応募を考えておられるような事業者の方々、事前にコミュニケーションを取るような機会を設けて、そういった意識、あるいは我々との問題意識の差、溝、こういったところを埋めた上で募集をかけるですとか、そういったことも行っていかなければならないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、21番。

○21番（金谷道男） まず、評価のことについては、利用者アンケートを含めてということですが、やっぱり満足度を大事にしてということなので、その辺は大変いいのではないかなと思いますが、いずれこの施設をどういうふうにかして、先ほど前段でも言いましたが、地域の課題、多分全ていろんな公共施設は何かの課題を解決するための道具、言い方悪いんですが道具として造ったので、それを使って次のことをやらないと解決していかないわけですので、そこら辺やっぱりどういう条件だとやってくれるのかという摘要を提示する時に、今、部長の話の中にもありましたが、この施設をいかにして生かして、それを次の地域活力に結び付けるかというあたりのスタートのところを、やっぱりきっちりして持った中で、経費がかかるからあとなくする、いや、私は逆にそれだったら、むしろなくして、残っているものしっかりと地域課題に挑戦できて解決で

きそうな施設を順番に残していく、そういった意味で私、総合管理計画はやっぱり大事にしてやっていくべきだと言ったのはそういう意味合いです。しかし、あるものは、古いから、新しいからということではなくて、やっぱりしっかり生かしていくというような発想が、まずスタートになってほしいなど、そういうことです。それで結局、経費の積算の中でも、そういった考え方がないと、これ、例えば今、中里温泉、過去は第三セクターでしたが、今は市でやっています。でも、市でやっても、私は同じことを要求したいと思います、はっきり言って。これはもう経費の問題ですので。必ずしも、だからいろんな施設で、実はある施設については、ほかの部局からのいろんなお金を使いながら利用者を促進しているということもあるんだと思います。それ駄目と言っているわけではありません。それをもし指定管理者が出すのであれば、それをやって、そしてそのアイデアがむしろ民間の方がしっかり持っているというのであれば、やっぱりそこも含めてやっぱり公募するべきなものではないのかなと、そんなことを思っているところです。

昨日からの一般質問の中にもいろいろありましたけれども、八つの地域それぞれが元気にならないといけない。それぞれの地域のやっぱり元気の出す道具の一つにいろんな施設が、それぞれのところに違うものが当然ありますので、やっぱりそういったところもしっかりむしろ直接管理運営するにも結局お金かかることですし、それを効果的に、効率的に使うということになれば、こういった手法も、芯からやっぱり積算の見直しも含めてやっていただいて、そして、よりお互いに良くなるような方向に持って行ってほしいなという思いをして今回質問させていただきました。

私も質問するについて、あまり勉強したわけではありませんが、指定管理者団体の全国組織みたいなどころもあって、あるいは総務省の関係の案も少し見せてもらいましたが、やっぱりそれぞれ、今、部長がおっしゃられたように全国的にこれ非常に問題になっている部分があるので、毎年毎年こういったことが改善していけば、この制度はつながっていくんでないかなと。ある意味では、これ、経済施策でもありますんで、やっぱりこれをしっかり回すことで、地域も豊かになるのではないかなと、そんなふうに思っているところです。どうか受託者がいて、しかも地域の活力につながるような、そんなこの指定管理者制度、そして公共施設のありよう、で、この後、新しい施設も当然、私言いました。もう古いものですと50年以上にもたっている施設も、まだ現存で使われているものもあると思うし、今これから造ろうとしているものもあるし、造らなきゃいけないというものもあると思います。私もある施設を要望していますけれども。

これもやっぱり時代とともにやっぱり機能を強化していかないと、なかなか駄目だと思うし、何でも新しいものは駄目という、古いものをいつまでも使って、そんなことも思っていませんし、整理をしながら、ただ今20年、昔は10年一昔でしたけれども、今は5年一昔かもしれません。そのぐらいのスピードですので、やっぱりそれも含めて考えながら、管理運営のことも地域の活力に結び付くような、そういった進め方とつくり方をしていくことが、これからの、ちょうど合併も20年、次のステップに踏み出すということにはそういったところもあるかと思いますので、そんな思いも少し、どんなふうにお考えいただいているのか、市長から含めてご答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 金谷道男議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、指定管理者制度につきましては、^{るる}縷々先ほどからご指摘あったとおりだと、私も思っております。心配な点が多々あるわけですがけれども。いずれ制度そのものといえますかね、指定管理者の方をお願いするのは、単なる施設の管理者ではなくてですね、やはりサービスの向上、それから地域活性化に貢献するような、いわゆる市のパートナーみたいなね、そうした存在になってほしいなと常々まず思っているところでありますので、そうした立場になってもらうためには、やっぱり条件をね、しっかりしないといけないと思っております。ですから、先ほど来、何回もご指摘ありました適正な価格設定は、まずしっかりこれはね、やっていかないといけない。それから、雇用される皆さん、地元の方が多いわけでありますのでね、雇用環境の改善、これもしっかり、今、非正規労働者が増えているというふうにもね、指摘されている部分ありますのでね。それから、やはりモニタリング評価、監視っていいですかね、監視ってちょっと言葉あれですけども、そうした評価制度をしっかりしていかないといけないと。それから、やはり事業者の撤退リスクなどありますからね、施設運営の継続性、安定性ももちろん大事なところですので、そうした意味では長期契約ということも当然考えていかなければならないというふうに思っております。そういった意味で、この後、運営の質を高めるような、そうした仕組みといいですかね、ルールといいですか、それから、やはりモニタリングをしっかりね、市との関係を良好な関係にするために、しっかりとした関係づくりといいですか、モニタリングを通じてのそうした関係をね、良好な関係をつくっていききたいというふうに思っております。

今まで私の印象では、やはりちょっと施設の維持管理に少し偏っているような感じがしますのでね、そうではない形で、この後しっかりとこの制度を運用させていくに当たっては、やはり最初に申し上げたように、市と一緒に地域活性化、それから地域の課題解決に貢献するような、そうした指定管理者にね、なっていただくためにも、しっかりとした仕組みをつくっていきたいというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） これにて21番金谷道男議員の質問を終わります。

【21番 金谷道男議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本年はへび年。成長や変革、新しい挑戦を象徴する年といわれております。市長は施政方針演説のはじめにドイツの哲学者ニーチェの著書の一節「脱皮できないへびは滅びる」を引用され、変化を柔軟に受け入れ、考え方や価値観をアップデートしながら新たな成長につなげてまいりたいと述べられました。私も全く同感です。様々な事業がありますが、時代のニーズに合わせ、変革、アップデートし、共生のまちづくりを共に取り組みたいと思います。

それでは、通告に従い、質問させていただきますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

はじめに、合葬墓について、2点ほど質問させていただきます。

この件につきましては、平成30年第4回定例会で質問させていただきましたが、再度取り上げさせていただきたいと存じます。

前回質問させていただいた際の市当局のご答弁は「市民ニーズの状況や市内の寺院、墓地等における合葬墓の整備状況なども踏まえ検討していく」という内容であったと記憶しております。また、令和3年第1回定例会において、渡邊秀俊議員がこの件について質問され、その際のご答弁は「寺院等の合葬可能な納骨施設を活用していただきたい。

市営合葬墓の設置につきましては、今後も様々なご意見を伺いながら、引き続き検討していく。」という内容だったと思います。

昨年、本市は合葬墓に関するアンケート調査を行い、その調査結果が公表されておりますが、「市営の合葬墓が整備したら利用したいか」との問いに対し、「改葬（墓の移転）を検討しているので利用したい」が30.9パーセント、「お墓を持っていないので利用したい」が41.4パーセントと、アンケートにお答えいただいた方の7割以上の市民が「利用したい」と答えており、合葬墓を求める声が多いという結果が出たものと認識しております。

そこで一つ目の質問ですが、これまでのアンケート調査のほかに、市民等からの合葬墓に対するご意見や声があれば、その内容をお聞かせください。

次に、二つ目の質問ですが、社会情勢や価値観の変化により、お墓に対する考え方も以前と比較して大きく変わってきているように感じます。跡継ぎがいない方や墓じまいを考えている方などの合葬墓へのニーズに応えるため、いち早く市営合葬墓の整備を行うべきではないかと考えますが、市当局のご見解をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、合葬墓の整備に対する市民の声につきましては、市には、これまでも市営の合葬墓の整備を望む声が多く寄せられていたところではありますが、コロナ禍が落ち着いた令和5年春頃より、同様の相談件数が急激に増加している状況にあります。その理由の多くは、アンケート結果と同様「遠方にいる家族に負担をかけたくない」「跡継ぎがいない」というものが大半を占めております。中には「特定の宗教に抵抗がある」「従来の家ごとのお墓は必要ない」といった声もいただいております。

市では、合葬墓に関するお問い合わせがあった場合は、永代供養墓を設置している寺院や市外の民間合葬墓を紹介していたところではありますが、宗教や宗派の違い、菩提寺以外の寺院への抵抗感などの理由から、解決に至らないケースも多くあったことから、合葬墓に関するアンケート調査を昨年5月に実施いたしました。

結果につきましては、約7割の方が合葬墓を利用したいと回答しております。さらに、昨年12月には市内の寺院に対するアンケート調査も実施し、令和元年度調査に続き、現状について再度お聞きしております。

寺院へのアンケート調査では、調査対象56寺院中32の寺院から回答を得ており、永代供養墓について、20寺院で整備済みであります。要件を設けず檀家以外の方も受け入れしている寺院は、回答をいただいた中では4寺院となっております。

また、市営合葬墓に対する意見として「寺院経営を圧迫する」「檀家減少につながる」といったものもありましたが、一方、「市営合葬墓が必要」「市営合葬墓で対応してもらいたい方もいる」というご意見のほか、「永代供養墓と合葬墓の違いを明確にして整備すべき」とのアドバイスもいただいております。

このように、本事業の検討に当たっては、アンケート調査以外の声として、窓口等での直接の声はもとより、寺院や関係者の声など、貴重なご意見をいただきながら整備に向けた検討を進めてきたところであります。

次に、市営合葬墓の整備についてであります。議員ご指摘のとおり、社会情勢や価値観の変化により、全国的にも個人のお墓に対する意識やニーズが多様化していることに加え、承継者不在で将来的に放置されてしまう無縁墓の墓石が危険を及ぼすといった問題も危惧されております。

これまで納骨せず遺骨を自宅などに保管している方や、お墓の承継者がおらず、亡くなられた後の不安を抱える方、あるいは親族がいない知人の墓を管理している方など、市営合葬墓の整備を望む多くの方々の気持ちに、市としても応えてまいりたいと考えております。

市では、アンケート等で寄せられた様々なご意見や先進自治体の運用事例などを参考にしながら事業化を進めているところであり、準備が整い次第、市営合葬墓の整備を早期に実施してまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。いよいよ動き出してくださるとのことと、感謝申し上げます。

合葬墓につきましては、議会にも声が届いておりまして、令和4年8月1日発行の議会だよりに掲載されましたが、「大曲墓園に親族が借りている墓地がありますが、親族が亡くなり、継承していける見込みがない状況です。市の担当者の方に合葬墓や永代供

養墓の相談をこれまで3回していますが、今のところ予定はないと回答いただきました。将来、私に何かあれば無縁仏になるのは確実とっております。大曲墓園に合葬墓の設置をお願いします。」との切実な声でした。その方にとっても、今回のご答弁は本当に朗報になると思います。安心すると思います。

以前、県内唯一の公営合葬墓である秋田市で募集したところ、生前予約でいっぱいになったとのことでありました。本市では生前予約をやるご予定はありますでしょうか。

合葬墓を求める市民は、予約できないことに不安を感じるかもしれません。お亡くなりになった後、ご本人のご意向やご遺族のご意向があれば、そのような方には優先して受け入れるなどの配慮をお願いしたいと思いますが、この点について現段階でどのようにお考えかお答えをお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

生前予約制度の関係のご質問だと思いますが、まず現段階での考え方はすけども、優先すべきは、やはり遺骨を自宅等で保管している方、それから、墓じまいをされる方などを優先に募集したいというふうに考えております。秋田市でね、生前予約制度を導入しているというのは、もちろん覚えておりますけれども、生前予約制度は他の自治体で希望者が殺到した事例、それから、予約してから納骨されるまで空きスペースが生じるというようなこと、それから、檀家の減少を危惧する寺院の声があることなど、様々な問題がありますので、当面の間は、生前予約制度は導入する方向ではないと、行わないという方向で今検討中でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 秋田市のその大変だった事例、参考になると思います。ぜひ本市で合葬墓が使用開始になった際は、使用したい方が、先ほど申し上げましたとおり、ご本人のご意向やご家族のご意向に合わせて優先して受け入れる配慮をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、こころの相談についてお伺いさせていただきます。

近年、こころの悩みを抱える方が増えておりますが、本市では、そのよう市民のため

に「大仙市こころの健康相談」「カウンセリング ほっとスペース」「大仙市こころのメール相談」と三つの相談窓口が用意されております。チラシを見ますと、どれも相談できる内容が同じように感じられます。

そこで一つ目の質問ですが、これら三つの相談窓口で相談できる内容や担当する相談員は同じでしょうか。それぞれの利用状況と併せてお知らせください。

先般、市内の病院を受診している方から、主治医より「カウンセリング ほっとスペースを紹介されたけれど、カウンセリングは平日のみで、休日には利用できないし、予約は電話のみでかけにくい、かける勇気が出ない」との声が寄せられました。

そこで二つ目の質問ですが、この「カウンセリング ほっとスペース」の申し込み方法に、電話のほかにネットやメール等での申し込みを加えてはいかがでしょうか。また、相談者の就業時間等の生活スタイルに合わせ、平日だけでなく休日や夜間の面接ができないでしょうか。さらに、面接場所は、現在、健康福祉会館のみですが、足を運べない市民のために各支所等で面接できるようにすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

メール相談については、いつでもできるメリットが大きく、すばらしいツール、手段だと感じます。メールでの相談対応は、おおむね7日以内に返信することとなっておりますが、相談者は、少しでも早く返信がほしいと願っているのではないのでしょうか。民間企業においては、問い合わせ等に当日返信されるケースが多く、対応にスピードが求められています。そこで三つ目の質問ですが、メールで相談での返信対応は、実際の程度の日数を要しているのか、実情をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります、こころの相談に関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、こころの相談についてお答え申し上げます。

はじめに、ほっとスペースなどの相談体制につきましては、市では、相談者からご相談をお受けした際は、内容にかかわらず、まずは丁寧にお話を伺うこととしております。

主な相談内容といたしましては、健康問題や家庭の問題、職場や仕事の問題などについて対応しております。

担当する相談員につきましては、こころの健康相談は保健師が担当し、ほっとスペースは臨床心理士と外部から臨床心理士1名、公認心理士1名を依頼しまして、3名体制で行っております。こころのメール相談は、保健師と臨床心理士が対応しております。

令和5年度の利用状況といたしましては、こころの健康相談が実人数59人で延べ195人、ほっとスペースが実人数67人で延べ382人、こころのメール相談が実人数6人で延べ34人となっております。

次に、ほっとスペースの申し込み方法についてであります。現在、電話のみの対応となっておりますが、専用のメールによる申し込み方法を追加するなど、電話をかけることに不安や抵抗がある方に配慮した対応を検討してまいります。

ほっとスペースの面接につきましては、現状の相談体制では、休日・夜間の相談が難しいことから実施しておりませんが、相談者のご意見、ご要望を伺い、これまでの相談実績などを検証しながら、実施の可否を含めた調査・研究をしてまいります。

支所等での面接につきましては、交通手段が限られている方が利用しやすいよう、各支所や相談員の調整を図りながら、面接相談の在り方について検討を進めてまいります。

次に、メール相談の返信の実状につきましては、平日受理したメールは、できる限り当日中に返信するよう努めております。また、休日や祝祭日にいただいたメールにつきましては、後日、速やかに返信しているところであります。

議員ご指摘のとおり、市の相談案内における表記の中で「メール相談の返信はおおむね7日以内」という文言は、実態と異なるイメージに受け止められやすいので、速やかな返信に努めているという旨の現状に即した表記に改めてまいりますので、ご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。いろいろアップデートしてくださる旨、検討していただけるということで、本当に有り難く思っております。

今回、だいせん日和3月号で2ページにわたって私が質問した内容が大きく取り上げられました。これによって、今まで以上に相談しようと思う市民が増えるのではないかとこのように思います。相談される保健師さん、臨床心理士さん、公認心理士さん、本当にご難儀おかけしますが、ぜひ市民のためにご対応の方、ご相談、よろしくお願いい

たします。

国や県でも同様の相談窓口が多数あります。それは電話やチャット、LINE、メールなどいろいろありますが、対面での相談は非常に少ないのが現実であります。こころの相談というものは、対面が非常に大事だと感じております。対面といえ、Zoomなどのツールもありますが、やはり対面による温度感といいますか、空気感から伝わる情報も多いのではないのでしょうか。そのための、はじめの一步、予約のために、あらゆる手段、入り口を備えるべきではないかと思えます。この事業は誰のための事業か、必要な人に利用してもらうための事業ではないか、そのために、この今三つある相談窓口ありますが、これを一本化してはいかがでしょうか。

それから、先ほど健康増進センター以外での対応、面接対応について検討してまいりたいというふうなお話でしたが、その際に、ぜひともプライバシーに配慮した対応をお願いしたいと思います。

窓口の一本化、それからセンター以外での面接のプライバシー配慮についてお聞きいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

現在三つある相談窓口を一本化できないかというご提案であります。最初に、こころの健康相談は、市の保健師による電話、または面談でのカウンセリングになっております。一方、ほっとスペースでありますけれども、臨床心理士、または公認心理士の面談によるカウンセリングになっております。必要に応じては、専門機関の紹介や医療機関への受診勧奨を行う場合もあります。こうした流れで早期の問題解決につなげる相談体制をつくっているところであります。

また、面談による相談でありますけれども、面談はちょっとと思われる方を対象としているこころのメール相談、これは保健師、あるいは臨床心理士が相談内容に応じてメールで返信しているところであります。

ただし、状況によっては、これも面談による相談、またはほっとスペース、そちらの相談を案内する場合があります。

このように、それぞれ三つの相談は、対応する職員が異なっているほか、相談の対応方法も異なっておりますので、相談者からご要望に合った相談方法を選択してもらう形で市民の皆さんに定着され、現在ご利用いただいておりますので、相談窓口の一本化に

つきましては、現段階ではちょっと考えていないところであります。

しかしながら、この相談窓口の対応につきましては、大変デリケートなものでありますので、現状や成果について、節目節目で総点検を行いまして、不具合があった場合は、議員ご提案の件も踏まえまして、窓口体制の見直しなど柔軟な対応をやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

プライバシーに配慮した対応ということですが、これも当然の対応を市としては行ってまいりますので、相談者の不安がないよう、きっちり市の方で対応していきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。ぜひプライバシーは、もう最大限に尊重していただきたいなと思います。

先ほどお話ありました、いろんなツールで相談、はじめの一步を踏み出される方がいらっしゃる。その中で、そのケースによっていろんなところにつないでいくと。それは例えば、このほっとスペースに相談したけれども、こっちであったとか、あと、こころのメール相談であったけれども、本当はカウンセリングしなきゃいけないとか、そういうこともあります。なので、であるからこそ、こころ全般に対して、いろんな相談機関はあるにしても、最初の入り口は、こっちもありますよ、あっちもありますよではなく、まずここに相談して、それは電話であったり、メールであったりいろいろありますが、最初のところは、どこにつないでいくか分からないものである。なおさら一本化した方が、先ほど市民にそのツールは選択してもらおうという話だったんですけれども、そうではなく、まずは総合窓口的な意味合いで一本化できないか再度ご質問いたします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご提案の窓口一本化につきましてでありますけれども、現在三つありまして、最初の答弁で申し上げましたとおり、最初三つあるどちらの相談の窓口であっても、その方の相談内容、それから、どういうケースがいいのか、やはり面談が必要なのか、もしくは別の機関に相談が必要なのか、医療機関に相談が必要なのか、その辺のところを最初に、三つの窓口のどの窓口でも相談者の内容を聞くことにしております。で、ほっとス

ペースは面談、メールの相談はメールでお答えするというふうになっておりますので、それで相談者が解決できるというのであれば、その最初の相談者が選択してやるんですけども、いずれ違う場合、対応の仕方がちょっと別の方式、別の形が必要だというふうになるとすれば、三つの窓口で連絡調整を取りまして、保健師、臨床心理士、公認心理士と連絡を取りまして対応するという形にしておりますので、現段階ではこのスタイルで継続させていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思っております。

これで終わります。

○議長（古谷武美） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中でありますので、この際、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従いまして、早速質問いたします。

最初に、介護保険制度を巡る問題と介護労働者育成についてお尋ねいたします。

介護保険制度は、今年で制度開始から25年目となります。介護の社会化で家族介護の負担から解放という国民の期待を受けてスタートした介護保険は、今、公的介護の存廃に関わる介護の提供体制に重大な問題が起こっています。

第1に、介護人材の不足です。

低すぎる賃金や厳しい労働環境、長時間過密労働を苦にした介護職員の離退職が相次ぎ、担い手不足が深刻化しているのであります。

訪問介護を担うホームヘルパーの秋田県の有効求人倍率は、コロナ禍の2022年度の9.52倍から改善はしたものの、2024年度は3.17倍と、依然として深刻な不足の状態になっております。

また、ホームヘルパーの高齢化は深刻で、60歳以上が3割を占めており、今後、リタイアするヘルパーが一段と増えると思われまます。

第2には、介護事業所の撤退や廃業です。

報酬削減による経営の悪化による撤退や廃業が相次いでおります。国が決める介護の公的価格である介護報酬は、2003年度から2021年度に消費税増税対応分を除いた実質で5.74パーセント削減されております。これが事業所、施設の経営逼迫^{ひっぼく}を招く重大要因となってきました。

2024年度介護報酬改定では、本体0.61パーセント、処遇改善加算0.98パーセントと、合わせて1.59パーセントのプラス改定となりましたが、その効果は物価高騰の下で極めて不十分なものとどまっております。

東京商工リサーチの調査では、2023年の老人福祉介護事業の倒産、休廃業、解散を合わせた件数は、2010年との比較で6倍に増加し、632社となっております。そのうちの67.6パーセント、427社が訪問介護事業所となっております。

訪問介護事業所は、2019年から2023年の5年間で、全体の4分の1に当たる8,648カ所が廃止となり、それに代わる新規参入がない地域では、事業自体が消滅の危機^{ひん}に瀕しているのであります。

しんぶん赤旗が調査した2024年6月末時点での訪問介護事業所が、ゼロや1カ所しかない自治体が全自治体の4分の1に当たる374自治体に上るという報道には、大きな衝撃を受けました。

この状況に追い打ちをかけているのが2024年度介護報酬の改定において、自公政権が強行した訪問介護の基本報酬の引き上げでありました。政府は、2024年度の報酬改定に際し、訪問介護事業所の平均利益率は7.8パーセントで、ほかの介護サービスに比べて十分な黒字が確保できているとして、訪問介護基本料の点数を2、3パーセント減額する方針を出したのであります。しかし、その後、厚労省が実施した介護事業所経営実態調査で、実際には訪問介護事業所の36.7パーセントが利益率ゼロ未満の赤字事業所であることが明らかになりました。

政府の示す平均利益率が黒字というのは、サービス付き高齢者住宅に併設されている

大手の事業所など、移動の時間やコストをかけずに多くの利用者を回れる一部の事業所の高収入を含んだものであり、自宅を一軒一軒回る地域の中小事業所や中山間地の事業所では、収入も人手も足りず、赤字に苦しんでいるということが、政府の調査でも浮き彫りになったのであります。

にもかかわらず、政府は理不尽にも訪問介護報酬の引き下げを行いました。その結果、訪問介護事業所が一つも存在しない自治体が、わずかこの半年で10自治体増え、107市町村に上っております。休廃止が加速しているのであります。

以上述べたように、介護労働者の深刻な人材不足と高齢化、事業所の休廃業による介護の提供体制の危機、これへの対策は待ったなしだと考えます。

日本共産党は、昨年9月26日、年金削減・介護の危機、医療改悪を食い止め、高齢者の人権と尊重を守るための緊急提言を発表しました。この中で介護危機に対しては、介護保険の国庫負担割合を10パーセント引き上げて介護報酬の増額、介護職員の待遇改善、介護事業所の継続支援を行うと提案したのであります。

介護職員の処遇改善や給付の充実を図ると、保険料や利用料に跳ね返るという介護保険制度上の矛盾をなくすためには、介護保険財政に対する公的負担を増やすしかなく、現在50パーセントの公費負担を60パーセントにする、増額の必要な財源は1.3兆円で、富裕層や大企業への行き過ぎた税金の優遇を改めて、応分の負担を求める税制改革によって十分確保できることを示しております。

しかしながら、介護の現場は、早急な対策を講じなければならない深刻な人員不足と事業継続の危機にあり、自治体としても独自に対策を講ずる必要があると考え、いくつか提案いたします。

一つは、人手不足の最大の原因となっている全産業平均より月5万円から7万円低い賃金を、全産業並みに引き上げるよう支援を検討できないか。

二つ目には、介護報酬引き下げで一層厳しい経営を強いられている訪問介護支援事業所へ、維持費等支援金を検討できないか。

三つ目には、若い介護労働者の担い手を増やすことが重要であり、近年、介護福祉士養成施設への入学志願者が減少しているとのことであります。介護労働に対する低賃金、業務量が多い、職場での人間関係のストレスが大きいなど、介護労働に対する負のイメージが払拭^{ふっしょく}できないことが、この入学志願者が減少している要因ともいわれております。

介護職に希望を持ち、安心して働ける職場、労働環境を整えると同時に、養成施設での学費の無料化などで、若い介護労働者の担い手育成に踏み出す考えはないでしょうか。是非ともこの秋田県から若者の県外流出の歯止めにもなるような、そうした介護職の支援をお願いしたいと思うわけですが、これに対する答弁をお願いいたします。

以上です。

- 議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります介護保険制度と介護人材の育成に関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしくをお願いいたします。
- 議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。
- 健康福祉部長（佐々木隆幸） 佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の、介護保険制度と介護人材の育成についてであります。

はじめに、介護サービス事業所の賃金の引き上げにつきましては、国では令和7年2月に介護人材確保・定着の基本構築に向けた財政支援策として、「介護人材確保・職場環境改善等事業補助制度」を創設しまして、介護職員1人当たり平均5万4千円に相当する額を介護サービス事業所に交付することとしております。

議員ご提案の支援制度につきましては、市としては、こうした国の介護人材確保するための支援策を注視してまいります。

支援制度の在り方につきましては、介護保険事務所並びに広域市町村圏組合の構成市町における協議事項として捉えているところであります。

同様に、訪問介護支援事業所への維持費等の支援金につきましては、まずは介護保険制度の枠組みの中で検討されるものと認識しており、市としては実施する考えは持ち合わせていない状況であります。

次に、介護人材の担い手の確保のための支援についてであります。

大曲仙北広域市町村圏組合におきましては、第9期介護保険事業計画の中で、介護従事者の確保のための取り組みとして、介護未経験者を対象とした「介護に関する入門的研修」や事業所の安定的な運営のため、介護従事者の定着につながるよう、離職防止のための研修を行っております。

また、市といたしましては、介護初任者研修並びに介護実務者研修の受講者に対しまして、資格取得に要した経費の2分の1、これ上限がありまして、10万円の補助を

行っております。上限が10万円の補助を行っております。こうした補助を活用いただくことで、介護従事者の人材育成と定着に結び付くよう努めているところであります。

今後も市といたしては、圏域内あるいは市が実施している施策を基本としまして、職場環境の整備や介護人材の担い手育成に係る支援を継続してまいりたいと存じますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 1番と2番目の問題は、結局は広域介護保険の枠の中での解決が最も望ましいというふうな、枠で、この問題については一貫して、まずずっとこういう介護保険事業というふうなことでやらなければいけない問題だというふうに捉えられ――。

答弁の中にありました5万4千円ほどの、まず一時金というふうなことで、これは本当に一時金というふうなことで、この深刻な介護人材不足、賃金、劣悪な労働環境、こういうふうなものに対応する手立てとして一時的な処遇をやったわけですが、地方のこの介護事業所の運営と、そして人材不足というなのが、大変深刻になって、独自に自治体としていろいろこの支援策を講ずる、そうした自治体も出てきております。ぜひこの問題は、やっぱりいかにこの大仙市内に住む高齢者が、安心して施設に入る、あるいは在宅で訪問介護をきちっと受けられる、これを支える人材、どうやって確保するかというふうなところに常に気持ちを傾けて、改善に向けて努力していただきたいなというふうに思います。

三つ目につきましては、依然として若い人たちが介護の労働者、いわゆる養成施設、入学しても離退職が若いうちからあると。この根本には、やっぱり低賃金、置かれている労働環境が大変厳しいというふうな中で、若い人たちはなかなかずっと続けて働けない、そういう状況にあるというふうなこともありまして、希望の持てる介護労働環境というふうなものを、しっかりね、この大仙市としても考えていかなければいけないのではないかなというふうに思います。若者の減少が激しい秋田県において、特に建設業だとか、介護労働者、それから農業、この現場は人材不足の三大事業になっているわけです。そういうふうな意味でですね、本当にこの若者の流出を抑え、そして若者が働ける職場環境を、しっかり整えていくというふうなところでは、ぜひ市長も今後、介護保険

事務所にお任せするのではなくてですね、やっぱり管理者でもあります、市長でもありますから、ぜひこの介護の問題というふうなものに傾注して施策、充実させていただきたいというふうなこと、この点についてはこれだけを申し上げて、少し考え方、もし市長さん、お答えできるのであればお願いしたいと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、広域の管理者、介護保険事業所を運営している広域の管理者でもありますけれども、市長としてのお話をいうことになりますのでお願いいたします。

まずいろいろこの点に関しては、市長会を通じて改善要望を出している分野でありますけれども、なかなか佐藤議員ご指摘のとおり、改善がね、進んでないというご指摘だと思いますが、いずれ今回の介護保険報酬改定でも、訪問介護の介護員の処遇改善はね、ほかの分野よりも少し高かったようでありますし、また、今、先ほど来ご指摘ありました5万4千円ですかね、こうした国の方でも、まだ不十分というご指摘だろうと思いますけれども、考えて対応しているということでもありますので、まずはですね、広域の議会でも介護保険事務局長が答弁しておりましたけれども、まずはこの国のいろんな支援策の状況をね、注視しながら、その後の状況をまず気をつけて見ていかないといけないと。それで、ご指摘にありました、もう自治体レベルで支援がもう始まっているということもこの間指摘していただいて承知しているところであります。いずれ構成市町、広域全体、また、構成市町それぞれの考え方もあるわけですが、支援の必要性といえますか緊急性などをですね、いろんなことから分析していきたいというふうに思っているところです。そうした意味では、大仙市としても、ほかの先進、自治体独自の支援をしている市町村をですね、参考に研究してみたいというふうに思っております。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） あきたこまちRについてお尋ねいたします。

2月21日、さきがけ新聞一面に「従来こまち、一部で継続」という見出しで、秋田県が20日の県議会農林水産委員会で、今年からあきたこまちRの作付けが始まることについて、一部農家では従来なあきたこまちな作付けを続ける見込みであること、こまちRの種子については、農家からの注文に対応するため、十分な量を確保できると説明、

報告したとの記事が掲載されました。

説明によりますと、J Aなどを通じて県内5経営体から従来のこまちの作付け要望があり、岩手県の販売団体を紹介し、大潟村については、県が従来こまちの原種をJ Aに提供して、約1,000ヘクタール分に相当する種子39トンを生産したとのことであり、ります。

大潟村では、今年は県、J Aお墨付きの上、従来あきたこまちが作付けされることになるようであり、ります。

また、秋田県は県内11カ所の採種圃^ほにおいて465ヘクタールであきたこまちRの種子を生産したとあります。倒伏被害のなかったほ場から2,162トンを確認したと説明しております。倒伏被害に遭ったほ場がどれだけあったのかは分かりませんが、単純計算で1反歩当たり465キログラムの種もみが採れたことになり、ります。

大潟村のこまちRの種もみの収穫に関するニュースが昨年9月にテレビで放映されました。これでは大潟村では、こまちRの種もみ300トンを生産供給するとのことであり、ります。この時の県全体での生産供給量の計画は2,110トンとしておりますので、大体この計画、去年からの計画どおりに物事が進んだものというふうに思います。

種もみは収穫されたもみを選別してできるので、実際の収量よりも当然目減りするものと思いますが、この従来にあきたこまち生産量も同程度のものなのかどうか知りたところなのであります。なぜこんなことを思ったのかといいますと、こまちRも従来こまちと収量は変わらないと、県はずっと説明してきております。しかし、関係者や市民の間からは、こまちRは収量が落ちるといった話が聞かれてくるからです。そこで伺います。

まず、同じほ場におけるあきたこまちRとあきたこまちの収量について、全く同等なのか、比較してこの種籾を生産してみてもこの比較、違いはないのか、ぜひお知らせ願いたいと思います。

二つ目には、あきたこまちRを生産する上で、マンガン資材を使用したほ場があったのか、あるとすれば、どれだけのほ場で使用したのか。

三つ目には、こまちRに対して安全性の不安や売れるのかといった不安と疑問は払拭できないばかりか、大潟村報道で、さらに強まった感があります。5万ヘクタール以上ものほ場で28万トンという計算で、このあきたこまちR米が作られるわけですが、この量が本当に売れるのか。

秋田県は、初めて消費者の手に渡ることになります。関係団体と連携して円滑に流通していくように努めたいとっておりますが、サキホコレの売り込みに力を入れた時のような覇気は、みじんも感じられません。むしろ、自信のなさが垣間見えます。この点、どのように思われているのかお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります、あきたこまちRに関する質問につきましては、農林部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 質問の、「あきたこまちR」についてお答え申し上げます。

はじめに、同一のほ場における「あきたこまちR」と「あきたこまち」の収量の比較につきましては、県から農業試験場での試験結果により、収量について従来の「あきたこまち」との違いがなく同等であることが確認されていると伺っております。

次に、「あきたこまちR」を生産する上で、マンガン資材を使用したほ場の有無につきましては、県より、採種圃においてマンガン資材を使用したほ場は無いと伺っております。

次に、県における「あきたこまちR」の売り込みの姿勢に対する見解であります、県ではJAグループ等の集荷団体と連携し、これまでどおり秋田県産米、ひいては「あきたこまちR」のプロモーションを展開するとしており、市といたしましても県や関係機関との連携の下、生産者や消費者の「あきたこまちR」に対する誤解が生じないように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 答弁で、まず収量については、こまちRもあきたこまちも変わらず良好だというふうなお話でした。で、マンガンも使用していないというふうなご答弁でございました。

こういふことで希望する農家に確保したとするこのあきたこまち種子2,162トン、これで作付けできる面積というのは、まず5万5千から5万6千くらいだろうというふうに考えられますけれども、昨年のおきたこまちな作付け面積というのが7万

1, 400ヘクタールでした。あきたこまちRの面積は大体1万5千から1万6千ヘクタール分減らした、2割以上減らして植えられることになるようであります。この減った分、2割以上の田んぼに植えるそのもみ、あきたこまちを他県から取り寄せたり、自家採種をしたり、県も認めた大潟村1,000ヘクタール分も含めて、これは従来あきたこまちを作付けするか、他の品種を作付けすることになるようであります。2割、このあきたこまちRは植えたくない、そう拒否しているわけですがけれども、この状況をね、県や農協は想定内と見ているのかどうか分かりませんが、この2割以上の水田ではこまちRの作付けを行わない、このことはやっぱり重く受け止めるべきではないかなというふうに思います。

3月2日に秋田テルサで開かれましたこまちR全面切り替えに不安や疑問があるあきたこまちを食べ続けたい県民集会に私も参加してまいりました。全国からのオンライン参加も含め、会場いっぱい170名ほどが参加した集会でした。

集会では、講演された秋田県立大学名誉教授の谷口吉光先生が、あきたこまちRの何が問題かとして生産者のリスクについても述べられました。こまちRは開花期に高温が続いたりマンガン濃度が低い土壌で栽培すると、減収リスクがあると強調されたのです。現に私は、今、肥料や農薬、農業資材を取り扱う業者が大規模農家や法人にマンガン資材を売り込んでいる、これは多くの方々がそう言っています。そして、また実際に業者さんが売り込みに歩いているわけです。これはあきたこまちRはマンガンが少ないので、減収につながる。それから、コノハガレ病などの病気になりやすい、こういうことをいって売り込んでいるわけです。

県内11カ所の採種圃場、良質な水田でみんな種を採ったことなのでしょうから、当然これはマンガン投入はほとんど行われなかったのではというふうに思いますけれども、いずれこまちRはマンガン吸収遺伝子が傑出しているという特徴やマンガン投入の必要性があること、また、生産上の注意というふうなもの、本当はこまちR導入や全面切り替えを決定する前に、農家さんに十分に周知されていなければならなかった問題だと思います。今こうして業者さんが、この植え付けの準備を始めているところにどんどんやってくる。これがそういう農家の皆さんには、これらのことが知られていないまま、この全面切り替えというふうに踏み切ったというふうなのは重大だと思います。そういうふうな意味で、いずれこのこまちRの持っている特徴、そしてマンガンがいずれ資材も必要な水田もあるというような、こういう問題について、農家、関係者に周知されて

然るべきだというふうに私は思いますが、この点まずどう思われますか。

また、生産者のリスクについて谷口先生は、売れ残りリスクについても述べられました。こまちRに対する消費者の不安は全国に広がっていて、消費者庁にあきたこまちRをあきたこまちと表示する不当な表示に対する措置の要請に、全国の42団体が参加し、特に関西、四国、九州で関心が高くて、いずれも食の安全に関心を持つ団体で世論に影響力を持つ団体なんです。こうした団体が各地で、こまちRを食べたくない、これまでのこまちを食べ続けたいという運動、これ広げていく、こういう状況にあるようです。集会ではね、多くの大規模農家の方が多く参加しておりました。その方々は、こまちRではなく、岩手県から取り寄せたあきたこまちの種を植えるというふうなことで、なぜか。それはお客さんや取引業者から、こまちRの米は買いませんとはっきり言われている、そういうふうにした方もいました。また、自分が食べたくない米を他人に売るわけにはいかないという、これも大仙市の方です。そういうふうな方もいらっしゃいます。こうしたこまちRじゃない従来こまちの種を岩手県などから取り寄せて植えようとしている方々、かなりいらっしゃるわけですが、私の近所でも数町歩を経営する方ですが、こまちRの米は買いませんと言われて岩手から種もみを寄せる予定になっているというふうなことであります。こまちRの米は買わない世論が今後また高まってくると、当然売れ残り、こういう問題が出てくるのではないかと思います。

あきたこまちは全国で作られ、全国4位の販売量をもっております。こまちRへの大転換で、あきたこまちは売れ残る心配が、何か私は考えられるんですけれども、あきたこまち生産量、大仙市は全国トップであります。こういうふうな問題、どう感じておられるのか、ぜひお聞かせ願います。

二つの質問です。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず一つ目はですね、周知についてでございますが、これについては再三県の方に確認しておきまして、引き続き皆さんにご理解いただけるように、いろんな場面で周知していきたいというお話をいただいております。

それから、もう一つマンガン不足の話でございますけれども、昨日、県の方でも委員会がありまして、その中に出ておりましたけれども、マンガン不足についてはあきたこまち

Rが主な問題ではなくて、多湿の土壌であれば、やはりそういう倒伏が見られるということで、これはあきたこまちRを作付けしたのものによってマンガン不足が生じたという話はなかったということで答弁されておりますので、そのように私も受け止めております。

また、種子等について、県の方に確認しておりますけども、これあくまでもですね、あきたこまちRにつきましては、県政の場での議論を重ねて決められた事案でございますので、我々としては県の方に同調しながら進めていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 収量が下がると。その原因はマンガン不足、あるいはマンガンが、こまちRがそのマンガンが不足しているというふうなことが、高温の時期が、開花の時、高温が続くと非常に収量が影響するというようなことがありました。マンガン不足というふうなものには、種もみを採った水田は良好だったかもしれないけれども、県内の大仙市内でも、例えば河川敷沿いの砂質の強い水田はいっぱいあります。こういったところにこまちRを植えた方々への営農指導、あるいはマンガンの投入、こういうふうな問題というふうなものが、必ず後々響いてくる問題だと思いますので、ぜひ今後の農家さんの不安にしっかり応えるようお願いしたいと思います。

それから、何だかんだ言っても、先にこの全面切り替えあり、そしてこまちR開発が県民市民にほとんど知られないまま進められてきた。これが何ととっても農家、あるいは消費者に対する非常にショックを与えている問題なんです。その中身をほとんど知られないまま全面切り替えしてスタートするというふうなこと。こんなことは大転換でありますのでね、本当はこういう形はあってはならないと私は思っているわけでありましてけれども、まず、当局としては県と足並みをそろえて進めていくという立場は変わらないかもしれませんが、ぜひこのこまちRの今後の収量、あるいは取り組む農家の状況などについて、今後また引き続いて私はやっていきたいと思っております。まず、答弁は結構です。まずそういうふうなことでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（古谷武美） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時47分 休 憩

午後 0時57分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番本間輝男議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、14番。

【14番 本間輝男議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 新政会の本間です。最後の質問になりますが、このたびの質問は、簡潔明瞭に努めており、市当局もご協力をお願いします。

まず最初に、令和7年度当初予算編成についてお伺いします。

国政における少数与党化が現実となり、予算編成の修正化が確実視される中、大仙市の一般会計は、市長選を控え、骨格予算として上程され、当初予算450億8,600万円が提案されております。国の予算が決定されない状況下での編成に、懸命に取り組まれた財政担当に感謝申し上げます。

さて、歳入の自主財源は、農業所得や市民税等の増加を見込み、財源比率で2.1ポイント上昇し、27.9パーセントを示しながらも、前年度までの臨時財政対策債の発行の皆減がかなり厳しく、地方交付税も抑制された構成となっております。財政調整基金よりの繰り入れも、対前年比1億3,000万円減の7億円としております。この処置は、今後の補正対応を考慮されたと推察いたします。

市債発行と残高は、一般会計で骨格予算の性質より発行額を前年比24億8,834万8千円減の15億5,600万円とし、特別会計・企業会計を含めた全会計の令和7年度末市債残高は、前年度より51億1,497万6千円減少し、703億4,524万4千円と想定しており、確実に減少し、財政の健全化に真剣に取り組む老松市政に感謝と敬意を申し上げます。そこで質問いたします。

第1点は、老松市政の3期目が確實視される状況を鑑み、骨格予算より本格的補正予算編成に移行される本市会計規模を、どのように想定しておるのか、国・県の政策変動により把握できない要素が多分に含まれると想定されますが、お尋ねいたします。

第2点は、こうした事業、政策の展開には、当然財源の確保は必要不可欠な要素であり、市債発行と財政調整基金よりの取り崩しが想定されます。先の予算説明の折、令和6年度の事業確定に伴う余剰金、不用額、繰越財源等を見定め、財政調整基金等に積み立てを確実に実行する強い意志が示されておりますが、令和7年度の市債発行と財政調整基金よりの取り崩しの規模を、どのように想定しておるのかお尋ねいたします。

第3点は、令和7年度当初予算において義務的経費が職員の給与改定、令和3年度よりの事業の元金償還開始、借り入れ金利の上昇等に伴う増等により、前年比2.9ポイント増の42.7パーセントと上昇傾向にあります。経費削減は、市政の命題であり、義務的経費と無駄な経費の削減、慣例的補助金の見直し、公共的施設の在り方、市が関与する指定管理の運営等、多岐に関与し、抜本的見直し、改善が求められると思料いたします。

大仙市の財政のプライマリーバランスは、いわゆる経常収支比率は、県内でも高い数値にあり、令和8年度よりの第3次大仙市総合計画を見据えた取り組みを急ぐべきと考えます。市当局の経常的経費削減の方向と考えをお伺いいたします。

第4点は、国は令和7年度予算計上で、国の借金が2023年末より31兆1,845億円増加し、2024年度末時点で1,317兆6,365億円になったと発表されました。そして今、給食費の無料化、高校授業料の無料化、ガソリン税の撤廃、社会保険料の改正等、近年にない財源確保の方向性が定まらない状況にあります。

そうした中、市財政担当は国の動向を見定め、地方交付税に代表される交付金等の動向をどのように捉えておるのかお尋ねいたします。

また、令和7年度長期債元金償還金は、49億7,100万円と、利子2億5,800万円の元金償還は52億3,000万円余りとなり、合併特例債の終了により市債発行は抑制されると思料されますが、公定歩合の上昇に伴い表面利率の上昇ペースが想定より高まり、財政運営が懸念される状況にあります。より安い政府系資金、県市町村振興基金の活用及び補正対応も考慮する計画ではありますが、今少し詳しい説明を求めます。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 本間輝男議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問の、令和7年度予算編成についてであります。はじめに、骨格予算編成と肉付け予算につきましては、この4月に市長選挙を控えていることから、令和7年度の当初予算は、経常的経費や継続事業を中心とした骨格予算を編成しているものでございます。

当初予算は「まちづくりの設計書」であるため、骨格予算とは言いつつも、市政に空白を生じさせないよう、市民サービスに直結する事業や既に合意形成が図られた事業などの新規の施策につきましても、補正予算を待たずに当初予算に計上したところでございます。

今回、当初予算計上を見送った事業、いわゆるこの後の肉付け予算につきましては、4月以降に改めて協議・調整を行うほか、新年度の国庫補助金や社会資本整備総合交付金などの採択される事業、さらには国の重点支援交付金の6年度から7年度への繰り越しによる市独自の物価高騰対策関連事業につきましても、一定の一般財源を投入しながら補正予算として提案させていただき予定でございます。

次に、令和7年度の市債発行額と財政調整基金の繰入金についてでございます。

一般会計当初予算における市債発行額につきましては、前年度比61.5パーセント減と大幅に減少しておりますが、大曲仙北広域市町村圏組合が実施主体となっております中央し尿処理センターのほか、中里温泉や南外地域の南小学区コミュニティセンターなどの大型公共施設の整備を合併特例債の発行期限となります令和6年度までに完工するよう実施してきたものであります。このため、令和7年度の普通建設事業が大幅に減少しております。

当初予算に実施設計費を計上しております各公共施設の照明のLED化などにつきましては、補正予算を予定しております。係る市債発行を計画しておりますが、補正予算の計上を含めても、令和7年度の市債発行額は例年よりも大幅に縮減するものと想定しております。

今後、屋内遊び場施設の新設、市営ふ化場の改築が計画されておりますが、令和8年度からの新たな実施計画に沿って事業を精査し、併せて財源の調整も図ってまいります。

財政調整基金繰入金につきましては、給与改定に伴う人件費の上昇や物価高騰の影響を歳出削減では賄うことが難しく、今回7億円の繰り入れを計上しておりますが、前年度よりは1億3,000万円減額し、一定の財政規律を確保したところであります。

財政調整基金は、災害などの緊急時の財源としても備えておく必要があることから、今後の特別交付税の決定額なども踏まえ、積み増しを図ってまいります。

次に、経常的経費の削減方策についてであります。近年、会計年度任用職員制度の導入や子育て支援施策の拡充などによりまして、義務的経費の割合が年々上昇しております。令和7年度の当初予算では、歳出全体の42.2パーセントを占めております。

今後も「物価高騰を上回る賃上げ」を背景とした人件費の増大のほか、扶助費につきましても利用者の皆様の増や報酬単価の改定により、増額となるものと予想しております。

義務的経費の増加は、財政の硬直化を招き、政策的経費を圧迫させる要因にもなりますが、性質上、市の裁量で削減することが難しいものでもあります。真に必要とされる市民サービスを持続的に確保し、かつ、新たな市民の皆様のニーズに適切に対応するためには、既存事業の効果検証による見直しが重要と考えております。

また、施設の老朽化に加え、エネルギー価格の高止まりにより、公共施設の管理運営経費が年々増嵩^{すう}となっていることから、合併20年を迎え、いま一度公共施設の在り方につきましても、市全体でその処遇を検討してまいりたいと考えております。

次に、地方交付税をはじめとする各種の交付金の動向につきましては、例年12月に国が示す地方財政対策における伸び率や県の試算、また、過去の交付実績を参考にして歳入を見積もっているものであります。

地方交付税のうちの普通交付税につきましては、所得税などの法人5税を原資に、交付税総額の94パーセントが配分され、単位費用や補正係数などを踏まえ、当該年度の7月に交付額が決定となります。

また、各種の譲与税・交付金につきましては、国が示す交付基準に基づき交付されることから、国の制度動向により、年度途中で大きく変動することはないものと思っております。

市債の発行状況や長期債の元利償還に関わる財政運営につきましては、全会計市債現在高は、平成19年度末の1,108億円をピークに、公債費負担適正化計画に基づく市債発行額の抑制や繰上償還の実施などにより、着実に残高を減少させてきたところであります。

しかしながら、近年、資材や労務費の高騰による工事費の増加に伴い、市債の発行額も増加傾向にあることに加えまして、上昇傾向にある金利により利息がかかり増しし、

公債費の増額要因ともなっております。

こうした状況の下であります。財政健全化に資するため、県市町村振興資金を活用し、過去に民間資金から借り入れた市債の低利子への借り換え、さらに各年度の財政運営の剰余金を活用した市債の繰上償還のほか、減債基金の積み増しによる市債の償還財源の確保など、将来負担の軽減に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 次に、幼保施設の統廃合計画についてお伺いします。

大仙市誕生以来20年が経過し、発足人口が9万6千人余りより、令和7年1月末現在7万3,672人と減少するも、世帯数の減少は横ばい状況にあります。

また、平成25年の出生数は520人ですが、令和5年度の出生数は300人余りであり、激減する状況にあります。

こうした背景には、社会状況の変化、核家族化の進展、女性の社会進出等により少子化に歯止めがかからず、大仙市の最大の懸念事項となる実情にあります。

さて、大仙市では西部地域の旧町村で、既に1地域1小学校1中学校が実現しておりますが、東部地域旧3町及び大曲地域での学校統廃合計画構想が示され、具体化すると思料されますが、仙北地域では令和8年度より「わかば園」と「みどり園」を統合した「統合幼保一体形式」の園となり、令和7年度当初予算化されております。そこで質問いたします。

第1点は、幼児教育・保育施設の統合は、次代の状況からして、待ったなしであり、地域の皆様、保護者の皆様、園関係者の皆様に提示すべき時期と捉えております。また、幼児教育・保育施設の統合は、地域合意の形成が最も重要であり、慎重なる対応が求められる事項と推察されます。

一方で、本市の全ての幼児教育・保育施設の管理運営については、大空大仙、大曲保育会、そして民間事業者が担っており、市が直接的に統合を進める立場にないものと思われませんが、こうした施設統合の推進には国等の補助制度が存在するも、大仙市としての財源確保は多額の費用を要し、長期的視野で計画的に実施すべき和思考いたします。

そういったことから、令和8年度よりの第3次大仙市総合計画を見据え、幼児教育・保育施設の統合について、どのように関わっていくのか、こども未来部の答弁を求めます。

第2点は、令和8年度よりの第3次総合実施計画の作成に当たり、過去何回となく質問いたしております大曲保育会と大空大仙の統合を、再度提案いたします。

大曲保育会の経営は、比較的良好な位置付けにありますが、大空大仙は、少子化の影響により、一般会計より資金投入しながらの極めて厳しい経営状況にあります。経営安定のための努力は当然としながらも、両組織体において人件費等に格差が生じておると推察をいたします。

合併より20年が経過し、同じ子どもたちを大仙全体での幼児教育は、至極当然のことと思料いたします。担当部が重複すると思料いたしますが、統合計画の再考を求め、質問いたします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） ご質問の、幼児教育・保育施設の統廃合計画についてお答え申し上げます。

はじめに、幼児教育・保育施設の統廃合計画の方向性についてであります。

ご質問にもありましたとおり、市内の幼児教育・保育施設につきましては、全て民間事業者により運営されている状況にありますが、そうした中、市では、令和4年8月に社会福祉法人大空大仙と共同で、同法人の経営を維持していくための計画として令和4年度から8年度までの5年間を期間とする「経営改善計画」を策定しております。

この「経営改善計画」においては、多様化する利用者や保護者のニーズに対応した教育・保育サービスを提供し、安定した財政運営を維持するため、「適正な保育士の配置」「送迎事業の見直し」「安全で安心な保育施設の維持」を基本目標に掲げております。

その中でも、安全で安心な施設を維持するため、同じ地域に二つある施設、または園舎については、統廃合を予定しており、大空大仙においては、アンケートや説明会を実施し、子どもの健やかな成長を第一に考え、保護者等の理解を得ながら、同法人が運営する施設の統廃合を進めております。

現在、市内には、社会福祉法人、株式会社、個人などが運営する保育施設が29施設

ありますが、子どもの数は減少はするものの、急激な施設整理は、保護者の負担、子どもの心身の負担につながるものと考えます。

市全体の保育施設の配置などの在り方については、しっかりと時期を見極め、将来世代に過度な財政負担を与えないよう、こども計画や第3次総合計画を見据え、運営事業者と協議してまいります。

次に、大曲保育会と大空大仙の経営統合につきましては、令和4年度、大空大仙から運転資金不足のため、市に対して財政支援の要望があり、1億円の補助を実施しております。その後、職員一人一人の意識改革や適正な職員配置などに努めた結果、令和3年度の実質収支は6,400万円程度の赤字でありましたが、4年度は2,500万円程度の赤字に縮小し、5年度は2,000万円程度の黒字となっております。

6年度は、国の保育士処遇改善加算などの制度を活用し、給与のベースアップを行い、両法人の給料格差は、ほぼなくなっております。

現状では、大空大仙の経営が少しずつ改善されてきていること、また、保育所は多くの施設を同時に経営するスケールメリットが少ないことから、当面は、それぞれの法人が施設の統廃合や経営改善を続けながら、各地域の教育・保育サービスの担い手として重要な役割を果たしていただけるものと捉えており、市といたしましても、両法人の意向を尊重しつつ、安定した運営に対する協力を引き続き実施してまいりたいと考えております。

【今野副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、14番。

○14番（本間輝男） 次に、教育長に再質問いたします。

今、県内では、少子化教育の長期的視野に立ち、小・中学校の一貫校や小・中併設校等が誕生し、現実化されてきております。大仙市全ての地域が、その対象になるわけではありませんが、可能な限り、通学圏等と地域性を十分に考慮しつつ、その可能性も調査・研究の時期と捉えます。

また、秋田県では近年「ゆとり教育」が提唱され、学級規模30人程度の少人数学級が推進され、一人一人の子どもにきめ細やかに指導できることにより、学力の向上の要因と捉えられております。

その反面、多忙な勤務要件等により、教職員不足が生じ、教員の確保に苦慮している実情にもあります。大仙市の将来を担う子どもたちの学校施設、環境の整備、指導体制を、どのように実現するべきなのか、高所よりの教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

ここ数年の出生数の推移や校舎の老朽化の現状を踏まえると、学校再編や新たな学校づくりに真正面から取り組むべき時期を迎えていると強く感じており、具体的な学校の将来ビジョンの策定を進めております。

同時に、学校教育充実のためには、教員の働き方改革への対応が不可欠であり、本市独自の業務改善推進計画に基づき、様々な取り組みを進めており、今年度からは新たに統合型校務支援システムの運用を開始するなど、さらなる業務改善に努めております。

学校施設はもとより、学習環境の整備充実に努めることは、教育行政の大きな役割であります。その中で大事にしたいのは、子どもたちは様々な人々との関わりの中で成長していくということです。学校以外の方々との活動は、新鮮な感動をもたらし、時には感謝されたり、褒められたり、注意されたりするなど、自分自身を振り返るきっかけとなり、子どもたちの心を大きく成長させる貴重な機会となります。教育行政には、そのための体制づくりが強く求められていると考えております。

本市では、「地域活性化に寄与できる子どもの育成」を掲げ「大仙教育メソッド」を推進しております。園、小・中学校、公民館や支所等、各中学校区内の関係機関が連携を強化しながら様々な教育活動を展開することにより、子どもたちの健やかな成長と地域活性化を目指しております。

伝統行事への参加や伝統文化の継承を柱に据えるなど、学校と地域が連携協力しながら地域の特色を生かした様々な活動が展開されております。

あわせて、国では、学校では得られない知識、経験、能力を養うと同時に、地域住民が自ら地域をつくるという意識の醸成を目指した取り組み「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール」を推進しており、本市においても積極的に取り入れております。この二つの取り組みを一体的に行うことにより、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」を実現できると捉えております。その結果、例えば、地域住民がボランティアや地域の先生として学校の活動に関わる機会が増加するなど、より学校と地域の関係が

強化されております。

全国学力学習状況調査の結果を見ますと、「地域や社会をよくするために何をなすべきか考えることがある」「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標をもっている」「人の役に立つ人間になりたい」などの質問項目において、県や全国を上回る良好な結果となっております。

引き続き学校施設や学習環境の整備充実はもとより、様々な関わりの中で子どもたちを育てる体制づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○14番（本間輝男） 最後に、「部活動の地域移行」についてお伺いします。

少子化の急激なる進行に伴い、中学校の部活動が大きな社会問題化し、「地域移行」が検討され、その具体化に向け、県教育委員会、各自治体の動向が注目されております。

大仙市における令和7年4月の中学校入学予定者は496人余りと大きく減少し、その傾向は進行すると思われられます。ちなみに、小学校入学者数は全市で423人であり、

この問題の背景には、少子化傾向と同時に教職員の負担増加が言われ、地域・行政・保護者が連携した活動、財政支援が求められるのは至極当然なことであり、大仙市のスポーツ活動や文化教育活動の向上、維持に一体的に支えていく必要があると考えます。この「部活動の地域移行」に対し、国の指針に伴い県は令和7年度までに推進計画を決定し、数値目標を設け、具体的取り組みを各自治体に求める計画にあります。そこで質問いたします。

第1点は、この推進計画に対する本市の計画策定の進捗状況の確認と、どのような協議委員会構成メンバーで取り組んでおられるのか、進展の確認を求めます。

第2点は、令和7年度中に各自治体に最低一つの部活動の地域移行を明示すると指標が示される中、県内でもコーディネーターの配置により、成果の向上が見られると報道されており、大仙市として具体的な動きの方向性があるのかお伺いいたします。

第3点は、「部活動の改革」は避けられない状況下での指導者の確保と育成、保護者との連携強化等が求められると同時に、その指導者の地位的保証は当然求められ、大仙

市としての基本的姿勢が問われる重要な課題と思料されます。市の対応をお尋ねいたします。

第4点は、公共的施設、体育館等の老朽化が進行し、近年、部活動に適合した施設が減少し、練習場を求め指導者、保護者の皆様が困窮する事態となり、私ども仙北地域でも剣道場の廃止に伴い交通費等が増大する傾向にあると指摘を受けております。

公共施設の統廃合とその施設利用の検討は急務であります。あわせて、生徒数の減少に伴い、中学校単独チームの編成が困難となり、他校との合同チームの編成、文化部系の部の解消等、地域間で様々な問題が予想され、現実化しており、地域間での連携が急務と捉えます。何が問題として捉えられ苦慮しておる要因であり、どのような方向、施策で取り組むのかお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 本間輝男議員の三つ目の発言通告であります「部活動の地域移行」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 質問の「部活動の地域移行」についてお答え申し上げます。

はじめに、推進計画の進捗状況につきましては、文部科学省が令和5年から令和7年までを「改革推進期間」と位置付け、休日の部活動の地域移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、各自治体に求めました。

このことを受け、本市では、市内のスポーツや文化関係団体、校長会、部活動関係団体、PTA連合会等の代表者で構成される「大仙市部活動地域移行推進本部」を設置しております。あわせて、令和5年度から令和7年度までの推進計画である「大仙市部活動地域移行ビジョン」を策定して休日の部活動の地域移行を推進しております。令和7年1月現在、休日の部活動の地域移行達成率は約30パーセントとなっております。

次に、具体的な動きについてであります。令和5年度から部活動地域移行支援コーディネーターを2名配置し、中学校や各地域の状況を把握するとともに、指導者の確保や中学生の受け入れ団体の発掘を進めております。

令和7年1月現在、中学生を受け入れている地域クラブやスポーツ少年団が15団体あります。さらに、来年度以降、中学生の受け入れを表明している音楽団体が4団体、

新たに立ち上げを予定しているスポーツ系の地域クラブが2団体あり、それぞれ準備を進めております。

また、教員に代わって部活動を指導する部活動指導員を、令和6年度は10名配置し、休日の部活動の地域移行を進めております。引き続き、部活動指導員の配置拡充や地域クラブ立ち上げの後押しを進め、改革推進期間の最終年度である令和7年度末には成果と課題をまとめ、次年度以降につなげていきたいと考えております。

次に、指導者の確保と地位的保証についてであります。本市では、指導者並びに部活動指導員確保のために、コーディネーターを中心に関係団体等に対して現状把握や協力依頼を行っております。

スポーツ少年団を母体とするチームの指導者は、日本スポーツ少年団公認のスポーツ指導者資格を有しております。部活動指導員については、国の「中学校における部活動指導員の配置支援事業」に基づき、面接等を実施した上で採用され、市の会計年度任用職員としての身分を有しております。他自治体の取り組みを参考にしながら、継続して従事できる指導者の確保に努めてまいります。

次に、練習場の確保とチーム編成についてであります。中学校の部活動については、基本的に各学校の施設で活動することができております。スポーツ少年団の活動につきましては、学校施設や公共スポーツ施設等を利用させていただいております。令和3年度以降、施設の老朽化のため、利用を休止した施設は、仙北中学校に隣接する第1武道館の1カ所であり、利用者と協議を行い、近隣の小学校施設を利用させていただいております。

公共施設の統廃合とその施設利用の検討については、各施設の利用状況を把握するとともに、利用者の声にも配慮しながら進めてまいります。

また、チーム編成については、議員ご指摘のとおり、部員数が少なく、チーム編成が困難となり、ほかの中学校と合同チームを編成して中体連の大会に参加しているケースがあります。合同チームの相手校はいつも同じ学校とは限らないことから、継続的に単独チームとして大会等に出場できる体制を整えることが求められており、部活動の地域移行はその解決策の一つと捉えております。

国では、令和8年度以降の部活動の地域移行の在り方を検討するため、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置しております。そこでの議論を注視するとともに、引き続き「大仙市部活動地域移行ビジョン」に基づき、子どもたちにとってよりよい部活動の地域移行を進めてまいります。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、14番。

○14番（本間輝男） 最後に、再質問を市長にお願いします。

少子化が進行する大仙市にあって、将来とも健全で活力ある中学生の育成のための「部活動の地域移行」は、必然的に求められ、地域の合意形成が必要と思料いたします。市政に直接的関係を考え、あえて市長に総括的「部活動の地域移行」への思いと、その方向性をどう思料しておられるのかお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

ご質問の部活動の地域移行への思いや方向性についてということでしたけれども、まずもってこの部活動の地域移行ということに関しては、持続可能なスポーツ活動、文化活動の創出と、持続可能なものにするためにというようなことが一番大事な視点ではないかなと、まず思っているところであります。

そんな中で、あえて思いや方向性ということでもありますけれども、最も大切なことは、やはり子どもたちが希望する活動を選択でき、そして専門的な指導が受けられることだというふうに思っているところであります。昨今、新たな種目に挑戦するなど、子どもたちの活動の場が広がってきていることを実感しているところであります。

一方で、市外のクラブチームに所属している生徒も増えている感じがあります。本市の子どもたちが、市内で興味関心がある活動に参加できる体制整備をしてあげたいというふうに思っているところであります。

あわせて、芸術文化におきましては、後継者不足が言われておりますので、中学生が参加することで将来的に後継者不足の解決にも資することができればという思いがあるところであります。

本市でも少子化が進んでおり、そうした状況であっても子どもたちの健やかな成長のためには、やはり学校と地域が一体となって子どもたちを育む体制づくりが重要であると考えております。子どもたちの活躍は地域に元気を与え、本市の活性化にも寄与するものと考えております。そうした意味からも、部活動の地域移行は大切であり、学校・保護者・地域の理解を得ながら、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えており

ます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 14番。

○14番（本間輝男） これ最後になりまして、大変ご丁寧な答弁いただきまして感謝申し上げます。終わります。

○議長（古谷武美） これにて14番本間輝男議員の質問を終わります。

【14番 本間輝男議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 1時43分 散 会

令和7年第1回大仙市議会定例会会議録第4号

令和7年3月5日（水曜日）

議事日程第4号

令和7年3月5日（水）午前10時開議

- | | | | |
|-----|--------|--|------------|
| 第 1 | 議案第 8号 | 大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 2 | 議案第 9号 | 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 3 | 議案第10号 | 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 4 | 議案第11号 | 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 5 | 議案第12号 | 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 6 | 議案第13号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 7 | 議案第14号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 8 | 議案第15号 | 大仙市南外コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 9 | 議案第16号 | 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |

- 第 1 0 議案第 1 7 号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 1 議案第 1 8 号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 2 議案第 1 9 号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 2 0 号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 2 1 号 大仙市荒川福祉会館条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 2 号 大仙市花の里づくり基金条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 3 号 大仙市と横手市との境界変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 4 号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 5 号 市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 6 号 令和 7 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 7 号 令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 8 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 4 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 9 号 令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 3 0 号 令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 3 1 号 令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)

- 第 2 5 議案第 3 2 号 令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 2 6 議案第 3 3 号 令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 2 7 議案第 3 4 号 令和 6 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 2 8 議案第 3 5 号 令和 6 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 2 9 議案第 3 6 号 令和 7 年度大仙市一般会計予算（質疑・委員会付託）
- 第 3 0 議案第 3 7 号 令和 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 1 議案第 3 8 号 令和 7 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 2 議案第 3 9 号 令和 7 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 3 議案第 4 0 号 令和 7 年度大仙市奨学資金特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 4 議案第 4 1 号 令和 7 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 5 議案第 4 2 号 令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 6 議案第 4 3 号 令和 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 7 議案第 4 4 号 令和 7 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 8 議案第 4 5 号 令和 7 年度大仙市内小友財産区特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 9 議案第 4 6 号 令和 7 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
（質疑・委員会付託）

- 第40 議案第47号 令和7年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第41 議案第48号 令和7年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第42 議案第49号 令和7年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第43 議案第50号 令和7年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第44 議案第51号 令和7年度市立大曲病院事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第45 議案第52号 令和7年度大仙市上水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第46 議案第53号 令和7年度大仙市簡易水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第47 議案第54号 令和7年度大仙市下水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第48 議案第55号 財産の譲与について (説明・質疑・委員会付託)
- 第49 議案第56号 令和6年度大仙市一般会計補正予算(第15号)
(説明・質疑・委員会付託)
- 第50 陳情第56号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
(委員会付託)
- 第51 陳情第57号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(委員会付託)

出席議員(24人)

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 後藤 健	23番 鎌田 正	24番 古谷武美

欠席議員（０人）

遅刻議員（０人）

早退議員（０人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
上下水道事業管理者	舛 谷 祐 幸	総 務 部 長	福 原 勝 人
企 画 部 長	伊 藤 公 晃	市 民 部 長	伊 藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸	こども未来部長	田 口 美和子
農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真理子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前10時00分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、議案第8号から日程第28、議案第35号までの28件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますのでこれを許します。3番佐藤文子議員。

(「はい、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、3番。

○3番(佐藤文子) お時間をお借りしまして質疑を行いたいと思います。

私は、議案第8号、大仙市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。

この改正案には、月額給料や通勤手当上限の引き上げ、また、定年前の再任用短時間勤務職員への住居手当支給が行われておりますけれども、一方で、配偶者扶養手当につきまして、令和8年度の全廃に向けて、現行6,500円を今年度と来年度減じ、廃止するという内容が盛り込まれております。この改正は、不利益変更と私は言えると思います。

子どもの扶養手当は増額するということですが、引き上げは3千円で、現行1万円から、今年と来年度で1万3千円にするというものですが、配偶者と子ども1人の場合の扶養手当は、結果的に引き下げというふうな形になります。子どもの扶養手当は、22歳になれば外れてしまいます。その後、在職中15年、あるいは20年程度の期間は、配偶者扶養手当の支給されている方々は、これが全くなくなりますので、年間7万8千円の配偶者扶養手当の廃止というものは、該当する職員の方にとっては大きな減額、損失となるものです。ですから、基本的に、私はこの配偶者扶養手当の廃止には賛同できないというふうに思っております。

そこでお伺いたします。配偶者扶養手当の廃止となる対象の職員の人数、さほど多くはないとは思いますが、その人数と、また、この配偶者手当支給の廃止による影響額についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長(古谷武美) 1番の項目に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長(福原勝人) 佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の、配偶者に係る扶養手当の改定により影響を受ける職員数、つまり配偶者扶養手当を受給している職員数であります。2月1日現在で88名であります。

現在月額6,500円、年間7万8千円を支給しているものが、令和7年度は経過措置として月額3千円、年間で3万6千円に減額となり、令和8年度は廃止となります。

なお、全ての会計における支給総額は、現行制度では686万4千円であるものが、

7年度は369万6千円減の316万8千円、令和8年度は廃止ということになります。
以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 人数が88人というふうなことで、私が考えていたよりも結構多い職員の方々が、この配偶者扶養手当を受けているというふうなことで、こうした方々が来年にはスパッとなくなる、こういうふうなことから、やっぱり子どもさんは扶養手当から外れていきますけれども、配偶者への扶養という形は変わらないわけですから、一定この扶養手当の廃止というふうな状況は、やっぱり大きな損失につながっているものだというふうなことを申し上げてですね、私の立場も今申し上げましたので、あとは討論の場で表明したいと思いますので、まず質疑はこれで終わりたいと思います。88名、比較的想像よりも多い方々が受けていらっしゃるというふうなことを確認できました。

以上です。

○議長（古谷武美） これにて3番佐藤文子議員の質疑を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第8号から議案第35号までの28件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第29、議案第36号から日程第47、議案第54号までの19件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますのでそれを許します。8番安達成年議員。

（「はい、8番、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

【8番 安達成年議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質疑を許します。

○8番（安達成年） おはようございます。大地の会の安達成年です。

私は、議案第36号、令和7年度大仙市一般会計予算の歳出について予算質疑をさせていただきます。

今回、予算質疑、私1人で非常に寂しいですけれども、一生懸命頑張らせていただきます。

一つ目が、健康福祉部健康増進センター所管の4款1項4目12事業の事業名が予防接種経費についてお伺いいたします。

私、昨年の第4回定例会におきまして一般質問で、予防接種費、特にインフルエンザ、おたふくかぜについて、子育て支援策として全額助成できないかお伺いいたしました。中身については繰り返しになるので細かく申しませんが、その時の答弁が、予防接種の重要性を十分認識しており、さらに助成を拡充することにより見込まれる効果や財源の確保等について、子育て支援制度等検討会議などで研究していくとのことでしたが、このインフルエンザ、おたふくかぜの予防接種の助成について、令和7年度予算には昨年と同額の接種費用の一部助成、千円、4千円の計上しかありませんでした。予算としては、一番分かりやすいといえますか数が決まっておりますし、掛け算すれば組み立てやすい予算でもありますけれども、ただ、これから確実に子どもの数が減少している中で、予防の支援策、また、医療費の抑制の意味でも、子育て支援策としては非常に効果があると私は思います。

そこで、端的に質問しますけれども、検討会議でどのような話し合いや研究をして、子育て支援策として拡充できなかったのか。当初予算ですので、予算編成上、優先事項がほかにあったのか、それを組み立てることによりまして、ほかの予算が組み立てられない部分もあるのか、全額は無理でもいくらか、100円でも200円でも増額の検討はしたのか、したんだけど断念したのか、それとも最初から検討しなかったのか、いろいろ様々な理由があると思います。当然この予算の中身を見ますと、新型コロナウイルス、それから帯状疱疹ほうしん等の予算は増額になっております。そういう関係もあるかと思えますけれども、そこら辺についてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 安達成年議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、インフルエンザ予防接種及びおたふくかぜ予防接種費用の助成費についてで

ありますが、昨年第4回定例会においてご提案をいただきました、子育て支援策として予防接種費用の助成拡大について、その後の「令和6年度第3回子育て支援制度等検討会議」において、令和7年度における助成の在り方について協議したところでございます。

検討会議の中で確認された事項について、県内自治体の助成状況であります。助成額については、千円から1,500円の範囲が多く、対象年齢は生後6カ月から高校生相当までの範囲が一番多い状況であり、本市の助成額は決して低くなく、また、助成対象年齢についても相当であることや、インフルエンザ予防接種及びおたふくかぜ予防接種とも予防接種法上の定期接種と異なり、任意の予防接種で、接種の判断はあくまで個人に任せられていることなどから、今後も必要に応じて助成の内容を見直し・検討を図ることです承を得たところであります。

そのため、令和7年度当初予算は、予防接種における助成額は据え置きとし、インフルエンザについては5年度の実績を基にした接種見込み数、おたふくかぜについては対象年齢の人数を積算根拠として計上したところであります。

今後におきましても、専門的なご意見を伺うなど、様々な視点で引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） ご答弁ありがとうございます。こども未来部から来るとは思ってませんでしたけれども、すいません。

確かに県内自治体比べても、そんなに悪くない条件ではあるかと思えます。でも、でも、ここに暮らしている人は、別に美郷町でも仙北市でも秋田市からでもいただくわけではありませんので、大仙市の子育て支援としてどうするかの話ですので、比べることは悪いことではないですけれども、その実際にやっぱり子育てしているのは大仙市の市民ですので、そこら辺はやっぱりもうちょっとあってもいいのかなど。確かにほかの方が1,500円のところもあるのであれば、やっぱり1,500円ぐらいまで上げて、これに今700万ですかね、例えばインフルに関しては。もう500万ほど足す分で、多分ですよ、一千二、三百万で可能ですし、その小学生の部分の例えばインフルエンザ

については、どうしても2回接種とか、当然兄弟が2人いるとか3人いるなれば、当然2倍、3倍になるので、要は例えば保育園の入園料とか前は所得に応じて3人目以降は無料とかというのはあるので、そういう部分の制度は確立していくべきではないのかなとは思いますが。市のこの繰越予算を見ると、私は十分可能な部分、インフルに関してはですよ、十分可能な決算が出ているので、やはりその、どうしても兄弟とか子どもさんいる家庭にとっては、100円でも200円でも、やっぱりその部分はすよ、応援してあげてもいいのかなとは思いますが。骨格予算という位置付けですけれども、最悪ですよ、インフルエンザのその流行にはすよ、9月補正でも間に合う可能性はあるので、そこら辺の検討といいますかね、そこら辺の部分も含めて見解はどうかかなというのはいかがでしょうか。ちょっとお伺いしたいなと思うのでよろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再質疑に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 安達成年議員の再質疑にお答え申し上げたいと思います。

定期的に子育て支援制度等検討会議を開催しておりますけれども、今いろいろご指摘あった点、私も少し納得するといいますかね、同じ意見のところもありますので、再度、子育て支援制度等検討会議、少し予定よりも時期を早めてですね、再度、会議を開いて検討させていただきたいと、高齢者のインフルエンザも含めてですね、子どものインフルエンザなどについて再度検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質疑を許します。

○8番（安達成年） ありがとうございます。

そうすれば、二つ目ですけれども、観光文化スポーツ部観光交流課の7款1項4目67事業の事業名が観光PRイベント事業費についてお伺いいたします。

この令和7年度の予算額が484万8千円というふうなことで、6年度予算よりも62万2千円ほど減額になってございます。

事業説明書には、大仙市の魅力を発信し、知名度の向上を図るとともに、本市への誘客促進を図る。令和7年度の市内観光入込客数を令和6年度から10パーセント増の205万6,798人という記載がございます。中身については、首都圏を中心としたPR活動及びプロモーション活動の強化とございます。で、この事業費の中身を見ると、約9割が委託費となっております。

一つ目ですけれども、そのPR活動の強化策は、業者等への委託が強化策なのかという点と、観光の入込客数のうちの市内宿泊数はどれくらいなのかと試算して強化策を打ち出しているのかも伺いますけれども、ヒアリングの時言いましたけど、何か観光推進事業費の中に宿泊者を18万5千人と記載する部分もございました。なぜこう聞くかという、この事業は昨年、令和6年度からの新規事業であります。で、2年目を迎えるに当たりまして、この事業をどういうふうな位置付けにしているか、マーケティングはどのように行っているのかということとして、「誰に」「どのような価値を」「どのように提供しているのか」、どのような戦略で行おうとしているのか、また、市場調査とか、商品を開発に当たるとか、価格設定とか、プロモーションとか、お客様の要求、ニーズ、そういうお客様に合わせた価値を提供すれば、いろいろ売り込みをしなくても自然に売れるとは思いますが、そのためのPRでしようからそうでしょうけれども、いずれどのような方向性を目指した事業なのかということ、私自身も市民の一人として理解したいと思います。どのように6年を総括して、その結果、2年目の7年度当初予算に計上したのか教えていただきたいと思います。

もう一つ、私、目にした冊子の中でといいますか、例えばJR東日本の、この令和6年度の冬季重点販売地域が秋田県というふうなことも伺いましたし、書かれてもおります。冬季は終わりますけれども、そこで目にした冊子で、JR東日本の「日本の旅・鉄道の旅」と題しました大人の休日倶楽部マガジン2月号にすよ、東京駅出発のツアーで「大曲の花火ー春の章ー」がございました。ツアーの企画が全部で6項目といいますか、6個のツアーでして、中身についてあまり詳しく言いませんけども、題目だけをお伝えしますけれども、グリーン車設定のツアーが2個ありまして、一つが「大曲の花火ー春の章ー」と盛岡の奥座敷盛岡つなぎ温泉「四季亭」、二つ目が、「大曲の花火ー春の章ー」と源泉かけ流しの秘湯「稲住温泉」温泉風呂付き、普通車設定のツアーが4個ございまして、一つが「大曲の花火ー春の章ー」と人気のJR五能線「リゾートしらかみ」に乗車（宿泊が秋田ANAクラウンプラザ秋田）、二つ目が「大曲の花火ー春の章ー」と秋田の秘湯「秋の宮温泉郷」にゆっくり2連泊、三つ目が「大曲の花火ー春の章ー」と人気湯宿新鉛温泉「愛隣館」2連泊、四つ目が「大曲の花火ー春の章ー」みちのく小京都「角館」（宿泊が角館温泉花葉館）、皆さんはこれ聞いて何と感じるかは人それぞれでしょうけれども、何を言いたいのかといいますと、確かにこの大曲の花火は有名でして、ツアーも組みやすいし、各旅行者組んでいただけるかと思います。で、私が

紹介したツアー6個全部ですよ、これでもかというぐらい大仙市は通過するだけなんですよ。非常にショックだったのは、この普通車四つ目の宿泊が花葉館という、いや、大仙市だってもっといい温泉施設あるのになど、私個人的には^{だけ}嶽の湯とか柵の湯とか、柵の湯のあの隣の「まがり家」に泊まったりせば、おい非常にすごいと思うんす。いろんな意味で、その餅つき体験もできるし、非常にいい部分もあるなど思うので、そういうPRをですよ、やっぱりどういう客層へ届けるかといいますかね、そういうのをやっぱりいろんな調査をする中でですよ、やるという部分は非常に大事だなとは思いますが、そのためのこの事業でしょうけれども。で、この事業も非常に賛成ですし、非常にいい事業だとは思いますが。しかるに、このPRの対象は誰にするのか、また、どのような方々からですよ、大仙市へ来てもらうのか、何をアピールするのかというふうなものをポイントを絞ってやるべきだと思うし、漠然とやっても、なかなかそのお客様には届かないと思います。そのためにもマーケティングをしっかりとやるという部分で、市単独ではできない部分は、当然民間のお力をお借りしてやる部分はあると思いますけれども、そこら辺も含めてマーケティング戦略をどのようにしているのかという部分をちょっと見解をお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 質問の、観光PRイベント事業費についてお答え申し上げます。

はじめに、観光PR活動における強化策についてであります。本事業は、国内観光需要の回復と好調なインバウンド需要を逃すことなく、首都圏でのイベントや市内スポーツ大会、SNS等を通じて本市の観光資源や特産品などを効果的に売り込み、誘客促進を図るために実施するものでございます。

事業実施に当たりましては、本事業の趣旨に照らし、円滑な事業実施と、より高い効果を得るため、専門的な知識やノウハウ、免許等を有する観光関連事業者等に委託し、誘客促進につながる観光PRや物産販売等を行いたいというふうに考えております。

また、市内宿泊者数の試算についてであります。令和5年度の観光入込客数165万8,566人のうち市内宿泊者数が約1割に当たる16万7,842人であったことを踏まえつつ、市内の宿泊施設のキャパシティ等を勘案し、令和7年度の市内宿泊者数を18万5千人と見込んだところであります。これは、第3次大仙市観光振興計画で掲げます令和7年度末の市内宿泊者数の目標数であり、その達成に向けて本事業をはじめ

とする観光関連事業を着実に推進するとともに、様々な機会を捉えまして市内温泉施設や宿泊施設のPRを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、本事業に係るマーケティングについてであります。議員ご指摘のとおり、観光振興にはその実現に向けた明確な「戦略」が必要であり、市ではその大方針として第3次大仙市観光振興計画に基づき各種施策を展開しているところであります。

本事業もその一環として実施するもので、マーケティングの一手法でありますSWOT分析というものがございますけれども、この考え方を用いまして、本市の強みである地酒や食、祭りなどにスポットを当て、観光需要の回復を好機と捉え、ターゲットを一定程度絞り込みながら、それに合わせたPR活動を行っているところであります。

今年度につきましては、首都圏等観光PRとして、約30万人の来場があります「せたがやふるさと区民まつり」や、乗降客が多いJR大宮駅での「あきた産直市」などに参加しており、大変好評をいただいているところであります。

また、県内最多の酒蔵を有する本市ならではの新たな試みとして「日本酒をとおした首都圏プロモーション事業」を実施しているところであります。

首都圏秋田県人会と連携し、会員のご家族やご友人などに、本市の日本酒の良さと大仙市の魅力を広めていただいたほか、インフルエンサーによるSNSを通じたPRも行っており、作成した動画12本の総再生回数は、これまで15万回を超えております。

こうした取り組みによりまして、まだ年度途中ではございますが、本事業の目的である観光誘客への手応えがあったところであり、また、日本酒の「伝統的酒造り」が昨年12月にユネスコ無形文化遺産に登録され、国内外から日本酒への関心が高まっていることを受け、本事業の継続が必要であると判断し、事業の内容を精査した上で新たに東部エリア観光ビジョン関連事業として「だいせん田園ハーフマラソン」や「ゲレンデラン」とタイアップしたイベントを加える形で令和7年度当初予算に本事業費を計上させていただいたものであります。

来年度におきましても、自治体観光マーケティングの一環として、これまでの効果検証や分析データの活用によるターゲットのさらなる絞り込みなど、議員ご指摘の点をしっかりと受け止めながら本事業に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、8番。

○8番(安達成年) ありがとうございます。大変こう、多岐にわたってこうPRして、いろんな部分に出向いて行ってやっているということがよく分かりました。

何か部長どころだけ質問してなんか申し訳ないんですけども、このプロモーション的な部分って、多分ですよ、今出されている全ての予算に関連すると思うんですよ。やっぱりそういうデータ分析とか数字できちっと表せるものは表して、根拠がなければ、これ当初予算ですので、その根拠を基に予算要求するし、予算組み立てて、議会から承認をもらって実行するというふうなことだろうと思います。そのためには、やはりその集まってきたデータをすよ、やっぱり職員全部といいますか、全員が共有してやるべきであって、たまたま今、部長さんところの観光文化スポーツの集めてきたデータは、やっぱりどっかさ格納されておいて、それがみんな見れると。やっぱり外から見た目でこういう目があるなど、市の予算でどれさ生かせるかという部分は必要だと思うんですよ。今、観光のことで部長、今お答えをいただきましたので、そうやって集まってきた部分って、そこからこの今2年目ですので、この事業はすな、2年目ですので、ここからまた枝分かれしていろんな部分に、先ほどお酒のこともツアーの話も出ましたし、お祭りのことも出ましたし、これから文化財さつながっていったりとか、農業と食さつながっていったりとかという部分が、どんどん広がるすごい、部長ところが一番すごい重要な部分だと思うので、ぜひともプロモーション的な部分と、それをデータを管理する部門どすよ、そこは部長、業務的にも大変でしょうけども、部長とこで管理するのか、計画練る総合政策課で、企画部で管理するのか、農林部長の方でやるのかは、それはまたその組織の中の話ですけども、そういったやり方でやっぱり全体さ波及していくという部分が、のどころの一番すごいお手本となるところが観光文化スポーツ部のこのPR事業だと思うので、そういった点では、この500万弱でそこまで調査できるかとなったときに、なかなかやっぱり戦略的に難しい部分もあるのかなと思うので、そこら辺の委託の部分で外からの部分のお力をお借りする部分もあるので、そこら辺の部分について見解的にですよ、もしかすれば補正で上がってくる部分もあるかもしれないので、そこら辺の見解はどういうふうにお考えなのかもしお聞かせ願えればなと思うので、この事業はですよ、本当にいい事業だと思います。すごく発展性のあると思うので、その部分も含めて、だからこれ事業説明書にも、こういう発展があるよつうものは、

やっぱりですよ、どんどんPRして書いて私たちに示してほしいなと思うので、そこら辺も含めてもう一度お伺いします。

○議長（古谷武美） 再質疑に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 安達成年議員の再質疑にお答え申し上げたいと思います。

今のお話をいただきまして、今後の発展、展開があるのかというようなお話ですけども、この事業につきましては、基本的にターゲットングとしておりますのが首都圏等の一般的に言われるジェネレーションXでありましたり、団塊ジュニアの一部でありましたりというようなところが比較的ターゲットというようなことで設定しているところではあるんですけども、今後の補正等でお願したい案件につきましては、インバウンド観光ですね、それをさらに先鋭化させるような取り組みを今、企画しているところで、準備が整い次第、もちろん庁内検討させていただいた上ですけども、ご提案させていただきたいとは思っております。

観光振興につきましては、非常に難しい、いわゆるレッドオーシャンということで、競争が大変激しい分野でございます。大仙市がどのような形でこの観光振興をこれからやっていくのかという部分につきましては、非常に難しい部分ではありますけれども、ぜひともですね、大仙市のために、発展のためにですね、一助になればということで、いろんな策を検討していきたいと思っております。

また、そのいわゆるニーズがですね、刻一刻と変化しているのが観光でございます。ですので、今やっている施策が明日にはもしかして陳腐化してしまうというようなことも当然ございます。いい意味で朝令暮改ということで、いろんな施策をですね、情報を得ながらですね、分析、検討して、いい施策を打っていききたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） ありがとうございます。部長どごばり責めるいった質問してで申し訳ねすども、ここ一番大事な部分だなと私は思っております。

実はですね、観光PRイベント事業費の中で、さっきインバウンドの話出ましたけど

も、うち外国人が2,767と数字が出てました。事業説明書に。で、観光推進事業費の方は、うち外国人3,257人と。で、インバウンド観光事業費は、外国人宿泊者1万1千人とあって数字が、事業説明に。あのですよ、こう並べた時にですよ、整合性ないんですよ。これもやっぱりですよ、きちんとしたその調査をして、みんなが共通した認識を持ってれば、多分そういうことはないと思うんですよ。だからやっぱりみんなが見れるところさ、そういうふうなデータをですよ、残しておいて、みんなが共有して使えるという部分は非常に大事なと思いますので、多分ですよ、これ記載間違い程度だと思うのでですよ、2と打つどって3と打ってしまったぐらいだと思うので、まずそれはそれとしてですよ、いずれその答えは要りませんが、今後ですよ、そういう部分も含めて、ひとつ皆さんに頑張っていたきたいなと思うし、市民満足度、市民評価という意味では、私たちもですよ、この令和7年度で評価を受けるという年度になります。私のこの当初予算質疑も、市民の評価においては今年で終わる可能性もありますし、一般質問もこれからどうやってもあと2回しかございませんので、そこら辺も含めてですよ、職員の皆さんにはですよ、4月以降にもう一つその老松市政がですよ、3期目をおそらく迎えるだろうと思いますので、ひとつこの骨格予算ささらに肉付けをしたようなですよ、令和7年度の予算でぜひとも頑張っていたきたいなということをお願いして私の質問は終わります。

以上です。

○議長（古谷武美） これにて8番安達成年議員の質疑を終わります。

【8番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第36号から議案第54号までの19件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第48、議案第55号及び日程第49、議案第56号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、議案第55号、財産の譲与についてご説明申し上げます。

資料ナンバー6、議案書の1ページをご覧ください。

協和地域の旧船岡小学校につきましては、令和4年度に旧校舎を^{あずま}東電化工業株式会社^{あずま}に無償で譲渡しており、その後、旧校舎に隣接する旧体育館についても譲渡に向けた協議を行ってまいりました。

本案は、同社より、当該建物の改修を条件として譲渡を受け入れる意向が示されたことを受けまして、改修に要する費用に係る負担金を付して建物を無償で譲渡することとするもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第56号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第15号）についてご説明申し上げます。

資料ナンバー7、補正予算書〔3月補正③〕をご覧ください。

ページは3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、除排雪経費の追加補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,000万円を追加し、補正後の予算総額を511億4,806万円とするものであります。

概要について、8ページをお願いいたします。

歳入20款繰越金は、前年度繰越金で8,000万円の補正であります。

9ページをお願いいたします。

歳出8款土木費は、除雪対策費で、1月専決補正予算において8,000万円を補正いたしました。2月中旬に寒波が長期滞留した影響により、除雪出動回数が増加したため、さらに8,000万円を追加補正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第55号及び議案第56号の2件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第50、陳情第56号及び日程第51、陳情第57号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月6日から3月13日までの8日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認め、よって、3月6日から3月13日までの8日間、休会とすることに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る3月14日、本会議第5日を定刻に開議いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時41分 散 会

令和7年第1回大仙市議会定例会会議録第5号

令和7年3月14日（金曜日）

議事日程第5号

令和7年3月14日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第 8号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務企画委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 議案第 9号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第10号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第11号 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第12号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 9 議案第 15 号 大仙市南外コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の
制定について (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 10 議案第 23 号 大仙市と横手市との境界変更について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 11 議案第 24 号 字の区域の変更について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 12 議案第 55 号 財産の譲与について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 13 議案第 16 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 14 議案第 17 号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 15 議案第 21 号 大仙市荒川福祉会館条例を廃止する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 16 議案第 22 号 大仙市花の里づくり基金条例を廃止する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 17 議案第 18 号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 18 議案第 19 号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能
の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 19 議案第 20 号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 20 議案第 25 号 市道の路線の認定及び廃止について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 1 議案第 2 6 号 令和 7 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 2 7 号 令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 4 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 議案第 3 0 号 令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 議案第 3 3 号 令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 3 4 号 令和 6 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 3 5 号 令和 6 年度大仙市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 5 6 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 5 号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 議案第 3 6 号 令和 7 年度大仙市一般会計予算
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 3 議案第 3 7 号 令和 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 議案第 3 8 号 令和 7 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 議案第 3 9 号 令和 7 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 3 6 議案第 4 0 号 令和 7 年度大仙市奨学資金特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 議案第 4 1 号 令和 7 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 8 議案第 4 2 号 令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 9 議案第 4 3 号 令和 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 議案第 4 4 号 令和 7 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 議案第 4 5 号 令和 7 年度大仙市内小友財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 議案第 4 6 号 令和 7 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 議案第 4 7 号 令和 7 年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 議案第 4 8 号 令和 7 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 議案第 4 9 号 令和 7 年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 5 0 号 令和 7 年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 5 1 号 令和 7 年度市立大曲病院事業会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 議案第 5 2 号 令和 7 年度大仙市上水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 5 3 号 令和 7 年度大仙市簡易水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 議案第 5 4 号 令和 7 年度大仙市下水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第51 陳情第52号 オーガニックビレッジ宣言に名乗りを挙げる陳情書
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第52 陳情第57号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第53 議案第57号 大仙市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・討論・表決)
- 第54 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員 (24人)

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 後藤 健	23番 鎌田 正	24番 古谷武美

欠席議員 (0人)

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	今野功成	教 育 長	伊藤雅己
上下水道事業管理者	舩谷祐幸	総 務 部 長	福原勝人
企 画 部 長	伊藤公晃	市 民 部 長	伊藤 敬
健康福祉部長	佐々木隆幸	こども未来部長	田口美和子

農 林 部 長	齋 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真 理 子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前10時00分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（古谷武美） 日程第2、議案第8号から日程第12、議案第55号までの11件を一括して議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） おはようございます。

当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月6日及び10日に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第 8 号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第 10 号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」までの 3 件につきましては、関連があることから一括して審査を行いました。

当局の説明に対し、委員から「一般職の職員における配偶者の扶養手当を段階的に廃止することだが、これは条例上ではなく、別に規則で決めることになるのか。」との質疑があり、当局からは「本件は規則ではなく、条例改正により、配偶者の扶養手当を段階的に廃止するものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 3 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 11 号「大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 12 号「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 13 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の 3 件につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 3 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 14 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」につきましては、当局の説明に関連し、委員から「このたびの法改正は、市民に直接影響を与えたり、不便を生じさせたりするものではないのか。」との質疑があり、当局からは「市民の手続き等に影響を与えるものではない。本改正案は法改正に伴う条項整理を行うものである。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 15 号「大仙市南外コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「『南小学区コミュニティセンター』を『南檜岡コミュニティセンター』へ名称を改めるとのことだが、管理

運営の方法を伺う。また、利用料や冷暖房料は、利用者にかかわらず一律で徴収するのか。」との質疑があり、当局からは「管理は直営で、受け付けを含めた運営業務をシルバー人材センターに委託することとしている。冷暖房料については、利用者全員から徴収し、利用料については、市民の福祉増進や地域づくりの活動など、条例に定める設置目的に合致する場合は、同条例に基づき減免措置を適用する。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号「大仙市と横手市との境界変更について」及び議案第24号「字の区域の変更について」の2件につきましては、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号「財産の譲与について」につきましては、当局の説明に関連し、委員から「現在、旧船岡小学校の敷地内に、市の所有する土地は残っているのか。」との質疑があり、当局からは「筆界未定の土地に一部含まれており、ほかの地権者の東電化工業株式会社への売却協議等の状況を踏まえ、今後の取り扱いについて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、討論はなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

はじめに、3番佐藤文子議員。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、議案第8号、大仙市一般職の給与に関する条例等の一部を改

正する条例の制定について反対討論をいたします。

同改正案には、月額給料や通勤手当上限額の引き上げ、定年前再任用の短時間勤務職員への住居手当支給など良い面も行われております。

一方で、配偶者扶養手当について、令和8年度の全廃に向けて、現行月額6,500円を7年度は3,500円減じ、来年度は廃止することが盛り込まれております。

配偶者扶養手当は、1939年、政府が実質賃金が低下し、扶養家族のいる労働者の生活が厳しさを増したとして、賃金臨時措置法を發布し、家族手当が導入されたことにより急速に普及しました。高度経済成長期には、従業員に対する処遇として定着してきたものであります。しかし、1990年代初頭のバブル経済の崩壊後、成果主義賃金形態が広がり、パート労働者が急増しました。2015年には、第2次安倍内閣は、日本再興戦略を閣議決定し、その下で設置された一億総活躍国民会議や女性活躍推進法において、官も民も配偶者手当を見直すよう提言したのであります。

2016年の人事院勧告による見直しは、企業の配偶者手当廃止に弾みをつけました。2009年には企業の76パーセントが配偶者手当を支給していたのが、2015年から廃止する企業が増え、2023年には56.2パーセントになりました。そして、500名以上の従業員を雇用する大きな企業ほど廃止しているとのことであります。

もとより企業の経営者は、いつの調査でも必要のない手当は何かという問いに、配偶者手当を1番に挙げており、第2次安倍内閣による配偶者手当見直しの掛け声は、企業の経営者にとっては渡りに舟と言えるものです。

配偶者手当が就業調整になっているとか、支給対象が減ってきているとか、企業も廃止の流れになっているなどといいますけれども、配偶者手当の廃止は、紛れもなく政府の方針で進められてきているのであります。

さて、大仙市職員で配偶者扶養手当を支給されている方は88人いることが先の議案質疑の中で分かりましたが、今般の配偶者扶養手当廃止により、この方々が不利益になることは明らかです。子ども手当の増額が図られたとはいうものの、増額は1人3千円ですから、子ども2人分にも6,500円の配偶者扶養手当廃止分に及びません。中には子どもさんのいない方もいるでしょう。また、子どもの扶養手当は22歳になれば支給されなくなります。その後の在職期間15年から20年間配偶者手当もないとなれば、現行制度から考えれば大きな損失となるものです。

公務員の労働環境は、頻発する災害や様々なイベントなどにより、時間外や休祭日出

勤も多くなっております。そうした公務員を支え、家庭を守っている方々が、今後大きく減っていくというふうなことは考えられません。

給料を上げたと言っても、物価高騰や民間の賃上げには及ばない。そもそも日本は名目賃金も実質賃金も、1991年のバブル崩壊後、三十数年間ほとんど変わっておりません。そして、非正規労働者をどんどん増やしてきました。

賃金を大幅に上げ、正規労働者を増やすこと、ここに力を入れずに、配偶者手当を削減するという、重箱の隅をつつつくようなやり方は許せません。配偶者手当、これは廃止すべきではありません。

以上を申し上げて反対討論を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、8番安達成年議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

【8番 安達成年議員 登壇】

○8番（安達成年） 大地の会の安達成年です。私は、議案第8号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、素直な感想は、今、給与改定するのかというのが素直な感想です。確かに、県準拠に見直すことによりまして職員全体の給与の底上げにはなりますが、億の予算を必要とします。思い切ったものだと、市の英断に感心と敬意を表したいと思います。

確かに売り手市場により人材確保が難しいのは理解いたしますし、一昨年は職員の二次募集までした経緯がございます。現在の初任給を全体的にはこう10パーセント以上こう上げるという見直しですけれども、今、ちまたでは春闘における企業のベースアップについて新聞をにぎわせておりますが、企業の給与と自治体における公務員給与とは少しニュアンスが違うのかなとは私は思います。生活給であることには違いありませんけれども、私が申すまでもなく、職員も勤労者であり、給与は適正な水準を確保する必要があります。民間とは異なりまして、市場原理による改定は困難でもあります。労使交渉や、経済や雇用情勢等を反映して決定される民間給与に準拠することが合理的ではありませんけれども、それには市民等の理解が得られる方法が必要です。そのために人事委員会の給与勧告制度がありますし、それが理想的な方法であるとも思われます。

ちなみに、国では、令和6年度人事院の社会変革に対応した地方公務員制度の在り方に関する検討会の給与分科会の報告で、配偶者の扶養手当に関して、近年、共働き世帯が増加傾向にあり、政府全体として配偶者の働き方に中立的な制度とする取り組みが進められております、そして、少子化対策を進める意味でも、配偶者の扶養手当を廃止、その代わりに子に係る扶養手当を増額することが適当であるとの見解も示されております。しかるに、大仙市の、この条例の一部見直しについて、私が収集したデータ、資料を見てみますと、配偶者の扶養手当支給対象職員88名の686万4千円の減額については、個人としては痛いかもしれませんが、しかし、この条例改正は、給料表の見直しも行われます。アップ率からいうと、8、9、10パーセントに近いほどの見直しでございます。議案第36号の令和7年度一般会計予算歳出の人件費の部分は、昨年よりも4億8,800万円ほどの増を見せております。これは全てのもろもろの委員も含めた全ての人件費であるのですけれども、実際の市の正職員、会計年度職員、合わせて1,500名弱の職員皆さんの全体のベースアップについては2億6,400万円を超える金額となります。扶養手当額以上に職員全体への効果は私は大きいと言えます。

また、88名の配偶者の扶養手当の部分と、子に係る扶養手当の部分は554名ほどございます。この扶養手当1年分と今年度と令和8年度を見比べても、最終的には、子に係る扶養手当が1,300万円を超える額となります。再度申しますが、給与の増額、配偶者控除の見直しを比べても、大仙市職員への給与水準の底上げになることには間違いのないことであります。

「木を見て森を見ず」ということわざもあり、大局を見るとするならば、全職員の処遇改善を優先して、生活給の底上げを優先した方が良いのではないかと思います。公務員としての基本は、市民に対する奉仕者としての責務が発生することはもちろんのことです。地方自治法の第1条に「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあり、それこそ勤務する職員には、この目的に沿った業務が本分であります。そのためにも、今後は職場の同僚や先輩の指導、教えがいかに大切か、大仙市職員が将来の大仙市を良くしたいと力を発揮できるような、給料ばかりではなく、職場環境を整えることも大事であると思っております。

再度申しますが、今回の条例を見直すことは、現在の社会情勢を鑑みても、職員全員の生活給としてのベースアップになりますし、悪いことではないと思います。ただし、ある意味、市民からは厳しい目で見られる覚悟も必要であります。この改定が市民から

今まで以上に信頼される大仙市職員につながることで、大仙市の職員を目指す人材が増えることを期待して、私は議案第8号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを賛成とさせていただきます。

以上であります。

【8番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第8号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いしたいと思います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者21人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第9号から議案第55号までの10件を一括して採決いたします。本10件に対する委員長報告は原案可決であります。本10件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本10件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第13、議案第16号から日程第16、議案第22号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月6日及び10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重

審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第16号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第22号「大仙市花の里づくり基金条例を廃止する条例の制定について」の3件は、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号「大仙市荒川福祉会館条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「建設から26年経過し、経年劣化により解体することだが、まだ使えるのではないか。解体後、荒川地域の方が使える代替施設はあるのか。」との質疑があり、当局からは「荒川地域の団体とも話し合った結果、解体後は地元が維持管理しやすいコンパクトな集会施設を建てる。それまでは近くに代替施設はないため、解体後は速やかに建設する予定と伺っている。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第16号から議案第22号までの4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第17、議案第18号から日程第22、議案第27号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい、議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月6日及び10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第18号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「土川体育館を今年度末で廃止することだが、体育館及び校舎内に残された教材等の片付けは済んでいるのか。また、今後、解体等に向けて検討していくと思うが、体育館のみを解体するのか。体育館と校舎、一緒に解体した方が地域住民のためには良いのではないかと考えるのがいかか。」との質疑があり、当局からは「体育館に教材等はなく、建物だけとなっている。解体に関しては、関係部署と協議し、効果的な方法で実施できるよう検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「改正により、これから住宅を建てようとする市民への影響について伺う。」との質疑があり、当局からは「建築主の負担増が予想される。建築確認申請手数料の増額や、新築の場合は省エネ基準を満たす住宅の建築が求められるため、建築コストも上昇する。新築の建物が制度の対象で、リフォームの場合は制度の対象外となる。メリットとしては、省エネ基準に適合した住宅を建築することで、住宅ローンの金利の優遇や固定資産税などの軽減措置が受けられる。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席

委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号「大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第25号「市道の路線の認定及び廃止について」、議案第26号「令和7年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて」及び議案第27号「令和7年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」の4件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第18号から議案第27号までの6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長報告は原案可決であります。本6件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本6件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第23、議案第28号から日程第31、議案第56号までの9件を一括して議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第28号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、DX推進課所管の基幹業務システム標準化移行経費の予算説明に対し、委員から「当該システムのベンダーに開発遅延があったことによる減額補正とのことだが、その影響や来年度以降の移行経費の見通しについてはどうか。」との質疑があり、当局からは「国の政策に基づき、全国の自治体が基幹業務システムの標準化を進めることとなっている。本市では、ベンダー側の事情により、当初予定していた今年度の移行が次年度にずれ込むこととなったが、令和7年度中には完了する見通しである。本年度の移行経費を減額補正し、その分は来年度予算に計上する形となる。」との答弁がありました。

また、地域活動応援課の所管する地域交通対策事業費については、当局の予算説明に関連し、委員から「地域交通の今後の在り方を改めて考える時期に来ているのではないか。例えば、今後、学校統合が進む中で、スクールバスと既存の路線バスの重複を解消するなど、地域交通を維持するための方策を考えていかなければならないのではないか。」との質疑があり、当局からは「協和地域では既に一般路線バスとスクールバスを混乗運用していることから、今後、教育委員会とも連携しながら、効率的な運用方法を考えてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議案第33号「令和6年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局の予算説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第28号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」のうち、当委員会

に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から、健康増進センター所管の予防接種経費について「新型コロナワクチン接種率が低くなっているが、感染症に対する市民の認識が慣れてきたというものなのか。また、予防接種を受けたが罹患したという事例を把握しているか。」との質疑があり、当局からは「罹患状況などが落ち着いてきたこともあり、以前よりは認識が低くなっている傾向が見られる。予防接種は罹患した際に重症化を予防することを目的としており、接種後の罹患状況については把握していない。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号「令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第30号「令和6年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第31号「令和6年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）」及び議案第32号「令和6年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）」の4件は、当局の補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第28号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、はじめに、農業振興課所管の新規就農者育成対策推進事業費について、委員から「当初予定した夫婦型1組が辞退したとのことだが、その理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「他の事業を

営んでいるご夫婦が農業にも展開したいとの意向で当初予算計上したが、申請時になり、現段階では要件を満たす計画が立てられなかったことにより申請に至らなかった。」との答弁がありました。

次に、世界少年野球大会推進室所管の第31回世界少年野球大会秋田大会開催関連経費について、委員から「大会開催による大きな経済効果を期待しているが、参加する子どもたちや大会関係者は全員市内へ宿泊するのか。」との質疑があり、当局からは「現時点では関係者全員が市内宿泊施設を利用する予定である。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号「令和6年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）」及び議案第35号「令和6年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第56号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第15号）」について、委員から「除雪後の片付けを各支所にもきちんと指示していただきたい。来年度の除雪に支障が出ないように、しっかりやっていただきたい。」との意見があり、当局からは「現在、各支所からの排雪計画を取りまとめており、必要なところに排雪が入るようしっかりやっていく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第28号から議案第56号までの9件を一括して採決いたします。本

9件に対する委員長報告は原案可決であります。本9件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本9件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) 日程第32、議案第36号から日程第50、議案第54号までの19件を一括して議題といたします。

本19件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長(佐藤芳雄) ご報告いたします。

はじめに、議案第36号「令和7年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、所管課ごとに説明と質疑を行いましたので、その主な内容を報告いたします。

総務課の説明には、「大仙市アーカイブズの施設劣化が進んでいるため、修繕をしっかりと行ってほしい。また、資料整理には人手が必要となるが、ボランティアの活用などの方法は検討しているのか。」との質疑があり、当局からは「施設の老朽化については、必要に応じて改修を進める。資料整理については、特に古文書の読解が課題であり、以前はボランティアの協力を得ていたが、高齢化により担い手が減少している。今後、研修などを実施し、協力者を募ることを検討している。」との答弁がありました。

財産活用課の説明には「市有の建物を解体する際、木造建物の場合、柱や梁、窓枠などの部材が再利用価値を持つ場合がある。売却可能なものは換金するなど、市の財産として活用できるような仕組みを検討されたいが、いかがか。」との要望があり、当局からは「今後、解体に伴い発生する廃材の価値を精査し、収入につなげられるよう研究してまいりたい。」との答弁がありました。

D X推進課の説明に対しては、委員から「市民等が参加する会議等にペーパーレス会議システムを導入することだが、使用する端末は個人の持ち込みによるものか、市

が用意するものか。」との質疑があり、当局からは「市で会議用端末15台を導入し、会議室に備え付ける予定である。会議参加者には、事前にURLを送付し、各自のパソコンやスマートフォンでも閲覧できるような想定である。必要に応じて事前貸し出しの運用も検討していきたい。」との答弁がありました。

総合政策課の説明に対し、委員から「行政評価は、回収率が100パーセントになるよう取り組んでいただきたい。」との質疑があり、当局からは「回収率向上のため、リマインドはがきの送付や調査票の簡素化を図っているほか、スマートフォンでも回答できるインターネット回答も導入しているところである。令和4年度からは、対象者の年齢を16歳以上に拡大したこともあり、高校との連携なども視野に入れ、さらなる回収率の向上に努めていく。」との答弁がありました。

地域活動応援課の説明に対しては、委員から「地域枠予算と彩色千輪プロジェクト事業とのすみ分けが不明瞭であると感じる。それぞれの事業の目的を明確にし、適切な運用を図るべきではないか。」との質疑があり、当局からは「地域枠予算は、地域の課題を起点とした地域の主体的な取り組みを支援するものであり、彩色千輪プロジェクト事業は、地域ごとに異なる特色や魅力を生かす事業である。両事業とも、地域課題をいかに抽出して解決していくかが重要であると考えており、それぞれの事業目的の下、取り組みの方向性を明確にし、見直しを図りながら推進してまいりたい。」との答弁がありました。

移住定住促進課の説明に対して、委員から「『だいせん暮らし応援』に関して、自動車免許取得支援を新たに加え、さらに補助上限の範囲内でフレキシブルに支援を受けられるようになることはすばらしい。一方で、首都圏から移住された方の中にはペーパードライバーが多いので、そうした方向けに講習に対する支援があればよいと思うが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「きめ細かな支援ができるよう、今後、検討してまいりたい。」との答弁がありました。

若者チャレンジ推進室の説明には「若者チャレンジ応援プロジェクト事業の目標設定について、相談件数を成果指標とするのは適切か。事業目的が若者の挑戦支援や市内定着であるならば、実績や成果も、それに沿った指標を設定すべきと思うがいかがか。」との質疑があり、当局からは「相談件数は事業全体の取り組み状況を数値化できる指標として設定したものであるが、今後、事業の目的等と整合し、かつ取り組み状況を測ることができるような目標値を研究してまいりたい。」との答弁がありました。

選挙管理委員会事務局の説明に関連しては「選挙ポスターの掲示場所について、目立ちにくい場所にあるポスターもあるように見受けられるが、場所の選定に当たり、何か基準のようなものはあるのか。」との質疑があり、当局からは「設置箇所は投票区の人口等に基づいた設置基準がある。人目につきやすい場所を優先的に選定しているが、今後、改めて精査、検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号「令和7年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から、議案第50号「令和7年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件につきましては、当局の予算説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本6件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第36号「令和7年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から、はじめに、市民課所管のマイナンバーカード普及促進事業費について、「マイナンバーカードの切り替えについて、5年を経過し更新時期を迎える件数はどれくらいか。」との質疑があり、当局からは「マイナンバーカード自体の期限は10回目の誕生日、カードの中の電子証明書は5回目の誕生日が期限となる。電子証明書の期限が切れてもカード自体は有効であることから件数を把握できないが、カード自体の有効期限が切れた方は把握でき、令和7年1月末時点において2月末までに更新手続きが必要な方は476人いる。

そのうち191人が更新済みである。」との答弁がありました。

次に、債権管理課所管の税金等の徴収事務について、「徴収事務については目標を定めるなど、その成果が着実に表れているが、税の徴収が厳しくなったとの意見もある。市ではお金を徴収する側、使う側があるが、事業執行などがのんびりしていて赤字を出している部署が複数ある。税の公平性という意味でも、そのことについて当局でも共有してほしい。」との質疑があり、当局からは「徴収事務においては、滞納することに慣れてしまわないように、督促するなど早めの対応をとって納税を促している。ご指摘の点についても共有を図る。」との答弁がありました。

また、別の委員から「徴収事務を民間事業者に委託することについて、税の滞納状況や所得など個人情報も多く扱っているため、事務は市の職員が担当すべき。事情がある納税者については職員が対応できるか。」との質疑があり、当局からは「民間事業者の公募に当たっては、公金収納業務の実績があり、プライバシーマークの認定を受けていることを要件とした。業務は債権管理課内で行い、情報を外部に持ち出すことは一切ない。守秘義務についても契約の特記事項に規定している。電話催告は一次対応であり、事情があるなど相談したい方には職員が対応する。』との答弁がありました。

次に、社会福祉課所管の障がい者（児）補装具費支給費について、「成人軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入の補助が始まり、診断書を必要とするが、市内と市外にある医療機関受診の内訳はどのようになっているか。」との質疑があり、当局からは「3月7日現在、補助決定件数100件のうち、大曲厚生医療センターへの受診が54件と半数を占めている。市外の医療機関については、横手市の医療機関への受診が増えている状況である。」との答弁がありました。

また、委員から「受診の際、紹介状がなければ診てもらえないと聞くが、紹介状がなくても気軽に受診できる環境整備をしてもらえるよう医療機関に働き掛けていただけないか。」との質疑があり、当局からは「大曲厚生医療センターの受診については、紹介状がなくても受診は可能である。耳鼻咽喉科等の受診環境の整備については、医療行政懇談会等を通じて協議していきたい。」との答弁がありました。

次に、健康増進センター所管の保健事業費について、「各種がん検診の受診率50パーセントを目指すところがあるが足りない。がんで亡くなる方が増えてきているので、70パーセントぐらいを目指し、積極的に受診してもらうように働き掛けをお願いする。」との質疑があり、当局からは「日曜検診を実施したり、いづらかでも受診いただけるよ

う働き掛けているが、伸び悩んでいる。今後、受診できる体制を整えながら、受診率向上に努めていきたい。また、人間ドックでの受診については把握できない状況にある。」との答弁がありました。

次に、こども政策課所管の屋内遊び場施設整備事業費について、「この屋内遊び場に対する期待は大きく、地元の方々からもいつできるかという声が聞かれる。これから着々と進めていくことと思うが、PRはどのような形で行うか。」との質疑があり、当局からは「今回の発注方式は設計、建設、運営・維持管理を一括で行うDBO方式としており、PRや事前の準備についても民間事業者から提案を受けるなどノウハウを活用していく。オープンは令和9年12月を予定している。」との答弁がありました。

次に、子育て支援課所管の保育士確保推進事業費について、「保育士の確保はどこも厳しい状況と聞く。保育士支援のための奨学金助成は何年間か。また、奨学金を受けた保育士は市内の保育所に勤めているのか。」との質疑があり、当局からは「最大5年間助成している。また、対象の要件として市内の教育・保育施設に勤めている方としている。」との答弁がありました。

次に、総合図書館所管の図書購入費について、「毎年、本を買っているが、切れている本などの処分や入れ替えはどのようにしているのか。」との質疑があり、当局からは「図書の除籍については、毎年、情報が古くなった本などを除籍しているが、令和5年は2,273冊となっている。例年2千から3千冊ほどあり、バーコードをはがして焼却処分し、雑誌などはラベルをはがし、秋の『だいせん読書の日』に欲しい方へ提供している。」との答弁がありました。

また、別の委員から「図書館の利用満足度に関連し、施設設備についてはトイレが不便なので、洋式化、ウォシュレットにするなど利便性をよくしていただきたい。」との質疑があり、当局からは「トイレについて、洋式化しなければならいと承知している。今後、施設環境を整えるよう努力していく。」との答弁がありました。

次に、総合市民会館所管の総合市民会館等運営費について、「委託料には舞台スタッフの経費等が含まれていると思うが、ほかにどのような経費があるのか。また、委託形態はどのようになっているか。」との質疑があり、当局からは「委託料には日常清掃業務や空調設備保守、舞台音響・照明業務などである。委託形態は、日常清掃業務などは入札だが、舞台業務などは随意契約である。」との答弁がありました。

また、委員からは、「随意契約の理由は何か。ほかにも同じような業者があれば、競

争の原理、経費節約の観点からも入札を検討いただきたい。」との質疑があり、当局から「安全・安心のホール運営を目指す上で、資格を有する職員が必要ということで随意契約としているが、今後は入札を検討していく。」との答弁がありました。

また、討論においては「滞納者への電話催告業務を民間業者に委託することに賛成できない。また、基幹システム標準化移行経費負担が大きく、公的サービスの産業化は危険性がますます強まり、国民生活と経済の成長をもたらすものではないことから反対するものである。」との発言がありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号「令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」については、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号「令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、当局からの内容説明に対して、委員から「保険料が令和6年より上がっているのはなぜか。」との質疑があり、当局からは「保険料率は同じだが激変緩和措置の適用がなくなっただけのため。」との答弁がありました。また、委員から「激変緩和措置がなくなった影響はどの程度か。」との質疑があり、当局からは「総所得額が58万円を超えない者の所得割率が8.35パーセントから9.02パーセントとなるもの。実質的に負担増となるのは低所得者ではなく、それなりに所得がある方になると思われる。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号「令和7年度大仙市学校給食事業特別会計予算」、議案第40号「令和7年度大仙市奨学資金特別会計予算」及び議案第43号「令和7年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」の3件は、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号「令和7年度市立大曲病院事業会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「新薬レカネマブを使えるようになったということだが、外来診療においてレカネマブを使った治療は行えるのか。」との質疑があり、当

局からは「先進的な治療であり、大曲厚生医療センターと協力し積極的に取り組み、認知症の専門治療という側面においても役割を果たしていきたい。」との答弁がありました。

また、別の委員から「職員の勤務シフトや休暇などの管理については、働く看護師等への気配りが大切と思うが、状況はどうか。」との質疑があり、当局からは「看護師は40名おり、その中で1人が現在病休となっているが、シフトはうまく回している状況であり、各種休暇についても取得できている。」との答弁がありました。

その他、質疑はありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 議案審議の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時14分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第36号「令和7年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、はじめに、農業振興課所管の「農業と食」活性化推進事業費について、委員から「スマート農業を推進する中でドローンを活用した直播栽培を実施しているが、その実績や単収について伺う。直播技術がなかなか普及しない

中、別の部分でスマート農業の普及を考える時期に来ていると思うが、いかがか。」との質疑があり、当局から「直播栽培における雑草対策は重要であることから、ヒエに対する分析を県立大の先生や農研機構、京都大学からしていただき、効果的な除草剤を用いたところ、その雑草対策の成果は大きく、令和6年産においては移植栽培並みの収量となった。ドローンが普及し、防除だけでなく、ドローンのマルチユースによる省力化という観点から研究してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の有害鳥獣駆除対策事業費について、委員から「クマ対策について伺う。昨年度ICT機器を導入した実証結果と、新規購入予定台数は何台か。また、誘引樹木伐採事業補助金の実績見込みについて伺う。」との質疑があり、当局からは「実証結果は、各エリアに応じた回線を使用した鳥獣捕獲検知システム（わなベル）をわなの設置箇所へ設置し、センサー感知が機能することを確認した。令和7年度の新規購入予定台数は13台を予定し、令和6年度の誘引樹木伐採事業補助金は62件の実績を見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、花火産業推進課所管の花火産業推進プロジェクト関連事業費について、委員から「観覧席市民先行割引について、市民であることをどのように確認するのか。また、購入者が市民で実際の観覧者が市外の方の場合でも割引を行うのか。市民が納得するようにしっかりと線引きをしていただきたい。」との質疑があり、当局からは「申込者が市民であることを要件としており、チケット購入時にマイナンバーカードなどで確認させていただく。今回は実証的な取り組みであり、得られた結果を次回以降に生かしたい。」との答弁がありました。

次に、観光交流課所管の観光PRイベント事業費について、委員から「事業説明書にある市内観光入込客数はどのようにカウントしているのか。観光施設は、あるだけでは意味がなく、活用しなければならない。利用促進にはタイムリーに情報発信できるような仕組み作りが必要である。また、観光振興での重要な要素は担い手である。その確保・育成に取り組んでいただきたい。」との質疑があり、当局からは「市内観光入込客数は、各支所単位で観光施設及びイベントの利用者数を毎月集計し、観光交流課で全市データを取りまとめてカウントしている。担い手の確保・育成は、市の観光全体の課題であると認識しており、今後も人材育成に取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の河川維持管理費について、委員から「前年度比500万円の

予算減の理由は何か。事業の効率化を図るため、県と連携し整備することも必要ではないか。年々災害も発生しており、減額すべきではないと考えるが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「河川改修等の要望は近年増加しており、実施したい箇所はたくさんある。500万円弱の減額理由については、協和・中仙地域それぞれの箇所付けされていた工事が完成したため、その分減額となった。県管理河川との調整については、毎年7月に県と事業調整会議を開催し、支所からの要望を吸い上げ強く要望していく。」との答弁がありました。

次に、都市管理課所管の公園維持管理費について、委員から「市内各所にある農村公園は土地改良事業で整備された公園もある。公園管理を任された集落も人口減や高齢化で管理していくことが厳しい状況に置かれている。何らかの形で公園を閉鎖することはできないものか。農林部とも相談して対策の検討をしていただきたいと思うが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「農村公園については、ほぼ地元の協力を得ながら維持管理をしているのが実態。少子高齢化・人口減少が進み、今の状態を維持し続けていくのは困難であると考えている。現在104の公園があるが、検討の一つとして、どの公園を残し、どの公園を縮小すべきなのかといったグループ分けの作業を現在進めている。定量的なものを主眼に置いて進めているが、防災上の観点や地域住民の気持ちを加えないと最終的な区分けはできないと考えている。今後も様々なことを考慮し、進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、農業委員会事務局所管の農地利用最適化交付金事業について、委員から「対前年度比599万1千円の減額となっているが、理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「農業委員及び農地利用最適化推進員の過去の活動実績を勘案した金額が国から内示され、決定している。活動実績が下がれば削減されていく内容となっているため、活動実績の減によるものである。」との答弁がありました。

また、別の委員から「活動実績の把握は、どのような方法で行っているのか。」との質疑があり、当局からは「委員及び推進員から毎月提出されている活動記録簿があり、その内容と活動時間が交付金の積算根拠となっている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号「令和7年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算」につきまして

ては、当局からの予算説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号「令和7年度大仙市スキー場事業特別会計予算」につきましては、委員から「秋田県が発行している『プレミアムクーポン券』の市内スキー場での利用状況について伺う。」との質疑があり、当局からは「本市スキー場でも『プレミアムクーポン券』は数多く利用されている。その効果もあり、今シーズンの大台スキー場は県内2番目にリフト利用が多いスキー場となっている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第44号「令和7年度大仙市小水力発電事業特別会計予算」について、委員から「水量の問題があると思う。県管理の河川であるため、何か仕掛けをするのはかなり難しいことだと思うが、もう少し水が入るように工夫していただきたいが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「頭首工付近は、地元の頭首工管理組合がしゅんせつなどの維持管理を行っており、水量調整は今後も検討していく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号「令和7年度大仙市上水道事業会計予算」につきましては、当局からの予算内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号「令和7年度大仙市簡易水道事業会計予算」のうち、成瀬ダム負担金について、委員から「成瀬ダム負担金が増加していることについて所見を伺う。」との質疑があり、当局からは「総事業費2,600億円のうち、大仙市の負担割合は0.14パーセントとなっている。国の一大事業であり、少しの変更でも額が大きいため、おのずと負担金も大きくなっている。令和9年度の工期末であるが、簡易水道事業の水源確保として重要な位置付けであり、完成後は維持に係る負担金を支払っていくことになるが、その負担割合や金額は現在のところ未定となっている。完成後の維持管理費も国と協議を重ねていく。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号「令和7年度大仙市下水道事業会計予算」につきましては、当局からの予算内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

はじめに、3番佐藤文子議員。

（「3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、議案第36号、令和7年度一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

反対の理由の第1位は、職員人件費において議案第8号で反対し、意見を述べたように、配偶者扶養手当の廃止を前提とした削減が含まれているからです。

第2は、市税をはじめとする一般税及び国保税の滞納繰越分の収納率向上のために債権管理課において、電話催告による初期対応業務を民間業者に委託しようとしていることには賛成できないからです。

税金を集める徴税吏員は、役所の職員と地方税法で定められております。電話催告も徴税事務の一環であり、市職員が行うべきものであります。民間業者に滞納者名や滞納額の一覧を提供して業務に当たらせるのは、市民のプライバシー権の侵害につながる問題であり、認めることはできないのです。

第3は、マイナンバー関連経費とともに多額の基幹業務システム標準化移行経費が計上されています。これらは、政府は行政に集積される膨大な個人情報と行政情報のオープンデータ化、その利活用による企業の利益獲得を成長戦略の柱としており、国・地方

一体の公的サービスの産業化につながるものとして賛成できません。

基幹業務システム標準化移行業務は、システムの管理と運用において国が整備するシステム環境、いわゆるガバメントクラウドを利用することを前提に進められています。

ガバメントクラウドのサービス会社は、Amazon、Apple、Microsoft、Oracle、さくらのクラウドと、いずれも世界規模で支配的な影響力を持つ巨大IT企業です。自治体にクラウドサービス利用の努力義務を課した情報技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正が昨年12月24日に成立しました。これはガバメントクラウド活用が先にありきで、自治体の多様な意向は反映されることはなく、地方自治を制約し、後退させるものとの指摘があります。

また、政府は、金銭保管の仕組みを導入し、デジタル庁が一括契約することで利用料の低減を図るとしておりますが、国のガバメントクラウドや自治体情報システム標準化共通化において、運用経費等の削減根拠は全く不明確であります。クラウドサービス利用料は、自治体負担となるものですから、今後、市の財政に大きな負担をもたらすことが予想されますし、ひいては市独自の施策が廃止に追い込まれるなど、行政サービスの後退につながりかねない問題をはらんでいるものです。

以上の3点を指摘し、反対討論といたします。

【3番佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、8番安達成年議員。

（「はい、議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

【8番 安達成年議員 登壇】

○8番（安達成年） 私は、議案第36号、令和7年度大仙市一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和7年度の予算規模は450億8,600万円、前年度比2.8パーセント減の暫定予算となっております。金額にして昨年度より13億2,000万円ほどの減ですが、私は個人的には、大仙市の人口を鑑みても妥当な予算規模でもあると思います。人口1人当たりに換算すると約60万円ほどの予算でもありますし、一般会計における市債の状況も、1人当たりの借金も同程度の金額となり、ある意味バランスは取れていると言えますが、ただし、合併特例債が終了する今後にとっては、市民の負託に応えるためのインフラ整備に課題を残すことにもなりますが、緊縮財政の中においても、市民と共に、

一緒にアイデアを出し合いながら未来の子どもたちに住んでよかったと思わせる大仙市を築き上げていかなければならないとも思われます。

歳入においては、自主財源の増加は歓迎するところでもあります。市税が伸びることにつきましては良いことではありますけれども、逆に滞納が増える可能性もなきにしもあらずで、是非ともその部分については注意が必要と考えます。

繰入金の減については、少し^{あんど}安堵しているところでもあります。市債の償還に充てていただきたいし、年々着実に減少している市債については、一定の評価をいたします。

財政お約束の市債の1パーセントを目標とする減債基金の積み増しについては、あともう少しですので、是非とも努力をしていただきたい旨、再度お願いいたします。

特に、歳出における令和7年度予算を骨格予算としながらも、六つの重点施策には次世代に向けた積極的な予算配分も見られ、市が目指す「地域のすみずみまで元気なまち」の実現には、大いに期待するところでもあります。取り組む覚悟を示していただいていることに、大変頼もしく非常に意気込みを感じるころでもあります。

議会としても、その実現のためには労力を惜しまない所存でありますので、是非とも進めていただきたいものだと思っております。

今後、少子化に伴う学校再編や教育現場の環境の整備について、今定例会終了後に教育委員会より説明があるとのことですが、学校再編・統合が目的ではないので、将来の大仙市を担う貴重な人材の児童・生徒の教育環境を整えることが目的でありますので、さらなる予算の追加が必要かもしれません。丁寧な市民への説明とスピード感を持って取り組んでいただきたいと強く要望するものであります。

また、先ほどの議案第8号の実効性を持たせる意味でも、この議案第36号の令和7年度の一般会計予算は意味があるものであるし、くどいようですが、しっかりと予算の執行をお願いするものであります。

最後になりますが、市長は施政方針演説の中で「市民の皆様と手を携えながら、まちづくりに取り組んでまいります」と力強く宣言されております。引き続きの市政手腕に期待するところでもあり、この骨格予算に、さらなる肉付けをする責任もごございます。4月6日以降も元気なお姿をお待ちしております。

今後も市政を担う両輪として、私たち議会の役割はますます重大でもあります。そのために、この予算に対しまして、それぞれの常任委員会がしっかり審査をして、可決の決定しております。そのようなことから、私は議案第36号、令和7年度大仙市一般

会計予算については賛成討論とさせていただきます。

以上であります。

【 8 番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第 36 号、令和 7 年度大仙市一般会計予算を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 22 人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第 37 号から議案第 54 号までの 18 件を一括して採決いたします。本 18 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 18 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本 18 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第 51、陳情第 52 号及び日程第 52、陳情第 57 号の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長 5 番 挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5 番。

【 5 番 挽野利恵議員 登壇】

○5 番（挽野利恵） ご報告いたします。

陳情第 52 号「オーガニックビレッジ宣言に名乗りを挙げる陳情書」につきましては、委員から「方向性や狙いについて反対するものではない。ただ、宣言をするということは、自治体はその方向に向かっていくことになるため、先に宣言をしてしまつて具体的な中身は後で、というのは違うと思う。具体的に進めていくとなれば、生産者や消費者

及び加工する人たちなど、関係者が一致した気持ちで前に進まなければならない。生産者も理解した上での宣言でなければいけないと思うし、市としても厳しい状況になると思われるため、今回採択することは難しいと思う。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、本件を採択することに賛成する者はなく、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第57号「『最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」につきましては、委員から「願意は認めるが、昨年も同じような内容の陳情が提出されており、趣旨採択されている。今回も趣旨採択とすべき。」との意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、ただ今、議題となっております陳情第52号、オーガニックビレッジ宣言に名乗りを挙げる陳情書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者3人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第57号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択とすることに決し

ました。

○議長（古谷武美） 日程第53、議案第57号を議題といたします。

議案第57号は、議会運営委員長から提出されております。

お諮りいたします。議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第54、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の案件につきまして、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決
しました。

○議長（古谷武美） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（古谷武美） これにて令和7年第1回大仙市議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変ご苦勞様でした。

午前11時45分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

古 谷 武 美

議 員

渡 邊 秀 俊

議 員

金 谷 道 男

議 員

後 藤 健

令和 7 年 第 1 回 大 仙 市 議 会 定 例 会 日 程 表

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第 1 日	2 月 2 0 日 (木)	本 会 議	1. 開 会 2. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 3. 会 期 の 決 定 (2 3 日 間) 4. 議 長 報 告 5. 施 政 方 針 演 説 6. 議 案 等 審 議 ・ 承 認 を 求 め る 件 1 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 同 意 を 求 め る 件 3 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 議 決 を 求 め る 件 1 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 補 正 予 算 案 3 件 (同 上) 7. 議 案 等 上 程 ・ 条 例 案 1 5 件 (説 明) ・ 議 決 を 求 め る 件 5 件 (同 上) ・ 補 正 予 算 案 8 件 (同 上) ・ 当 初 予 算 案 1 9 件 (同 上) 8. 散 会
	2 月 2 1 日 (金)	休 会	
	2 月 2 2 日 (土)	休 会	
	2 月 2 3 日 (日)	休 会	
	2 月 2 4 日 (月)	休 会	
	2 月 2 5 日 (火)	休 会	一 般 質 問 ・ 議 案 質 疑 ・ 予 算 質 疑 通 告 締 切 (正 午 ま で)

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	2月26日(水)	休 会	
	2月27日(木)	休 会	
	2月28日(金)	休 会	
	3月 1日(土)	休 会	
	3月 2日(日)	休 会	
第2日	3月 3日(月)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者(5人) 1. 佐藤隆盛 2. 佐藤芳雄 3. 秩父博樹 4. 橋本琢史 5. 戸嶋貴美子 3. 散 会
第3日	3月 4日(火)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者(4人) 1. 金谷道男 2. 挽野利恵 3. 佐藤文子 4. 本間輝男 3. 散 会

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第 5 日	3 月 1 4 日 (金)	本会議	1. 開 議 2. 議案等審議 ・ 条 例 案 1 5 件 (委員長報告・質疑・討論・表決) ・ 議決を求める件 6 件 (同 上) ・ 予 算 案 2 8 件 (同 上) ・ 陳 情 2 件 (同 上) ・ 条 例 案 1 件 (質疑・討論・表決) 3. 閉 会

一般質問通告者

質 問 者	質 問 事 項
4番 佐藤隆盛 議員	1. 地域振興事業について 2. 「大曲の花火」観覧席割引支援について
10番 佐藤芳雄 議員	1. 住民の行政参加について 2. 職員の能力開発について
6番 秩父博樹 議員	1. 大規模災害への備えの強化について
11番 橋本琢史 議員	1. 地域創生による地域の賑わいづくり <small>にぎ</small> について
2番 戸嶋貴美子 議員	1. 芸術文化交流施設およびイベント広場について
21番 金谷道男 議員	1. 公共施設の管理について
5番 挽野利恵 議員	1. 合葬墓について 2. こころの相談について
3番 佐藤文子 議員	1. 介護保険制度をめぐる問題点と介護労働者育成について 2. あきたこまちRについて
14番 本間輝男 議員	1. 令和7年度予算編成 2. 幼保統廃合計画 3. 部活動の地域移行

議案質議通告者

質 問 者	質 問 事 項
3番 佐藤文子 議員	〔議案第8号〕 1. 大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

予算質議通告者

質 問 者	質 問 事 項
8番 安達成年 議員	【一般会計】 〔4款1項4目12事業〕 1. 予防接種経費について 〔7款1項4目67事業〕 1. 観光PRイベント事業費について

議案等一覧

番号	件 名	議決月日	審議結果
1	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2月20日	同 意
2	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	同 上	同 上
3	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	同 上	同 上
4	令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について	同 上	原案可決
5	令和6年度大仙市一般会計補正予算（第13号）	同 上	同 上
6	令和6年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）	同 上	同 上
7	令和6年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）	同 上	同 上
8	大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月14日	同 上
9	大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
10	大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
11	大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上

番号	件名	議決月日	審議結果
1 2	大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月14日	原案可決
1 3	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	同 上	同 上
1 4	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	同 上	同 上
1 5	大仙市南外コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 6	大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 7	大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 8	大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 9	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	同 上	同 上
2 0	大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上

番号	件名	議決月日	審議結果
2 1	大仙市荒川福祉会館条例を廃止する条例の制定について	3月14日	原案可決
2 2	大仙市花の里づくり基金条例を廃止する条例の制定について	同 上	同 上
2 3	大仙市と横手市との境界変更について	同 上	同 上
2 4	字の区域の変更について	同 上	同 上
2 5	市道の路線の認定及び廃止について	同 上	同 上
2 6	令和7年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて	同 上	同 上
2 7	令和7年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて	同 上	同 上
2 8	令和6年度大仙市一般会計補正予算（第14号）	同 上	同 上
2 9	令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	同 上	同 上
3 0	令和6年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）	同 上	同 上
3 1	令和6年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）	同 上	同 上
3 2	令和6年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）	同 上	同 上
3 3	令和6年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第1号）	同 上	同 上

番号	件名	議決月日	審議結果
34	令和6年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)	3月14日	原案可決
35	令和6年度大仙市下水道事業会計補正予算(第2号)	同上	同上
36	令和7年度大仙市一般会計予算	同上	同上
37	令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算	同上	同上
38	令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算	同上	同上
39	令和7年度大仙市学校給食事業特別会計予算	同上	同上
40	令和7年度大仙市奨学資金特別会計予算	同上	同上
41	令和7年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算	同上	同上
42	令和7年度大仙市スキー場事業特別会計予算	同上	同上
43	令和7年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算	同上	同上
44	令和7年度大仙市小水力発電事業特別会計予算	同上	同上
45	令和7年度大仙市内小友財産区特別会計予算	同上	同上
46	令和7年度大仙市大川西根財産区特別会計予算	同上	同上
47	令和7年度大仙市荒川財産区特別会計予算	同上	同上
48	令和7年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算	同上	同上
49	令和7年度大仙市船岡財産区特別会計予算	同上	同上
50	令和7年度大仙市淀川財産区特別会計予算	同上	同上
51	令和7年度市立大曲病院事業会計予算	同上	同上

番号	件名	議決月日	審議結果
5 2	令和7年度大仙市上水道事業会計予算	3月14日	原案可決
5 3	令和7年度大仙市簡易水道事業会計予算	同上	同上
5 4	令和7年度大仙市下水道事業会計予算	同上	同上
5 5	財産の譲与について	同上	同上
5 6	令和6年度大仙市一般会計補正予算（第15号）	同上	同上
5 7	大仙市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同上	同上

《報告》

番号	件名	議決月日	審議結果
1	専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算（第12号））	2月20日	承認

《陳情》

番号	件名	議決月日	審議結果
52	オーガニックビレッジ宣言に名乗りを挙げる陳情書	3月14日	不採択
57	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	同上	趣旨採択